葉山町地域防災計画

地震津波対策計画編

（令和６年度改訂）

葉山町防災会議

葉山町地域防災計画

地震津波対策計画編

目　次

第１部 総則 1
第１章 計画の方針 1
第１節 計画の目的 1
第２節 計画の構成及び位置付け等 1
第３節 葉山町地域防災計画「地震津波対策計画編」の方針 3
第４節 業務継続計画の策定 4
第２章 町の概況 5
第１節 自然的条件 5
第２節 社会的条件 6
第３章 地震及び被害の想定 7
第１節 想定地震と被害の想定 7
第４章 葉山町地震防災戦略 9
第１節 減災目標 9
第２節 減災目標を達成するための対策 9
第５章 町民及び事業者等の役割 12
第１節 町民の役割 12
第２節 事業者の役割 12
第３節 災害ボランティアの役割 13
第６章 町及び防災関係機関等の業務大綱 14
第１節 町が行うべき業務の大綱 14
第２節 防災関係機関等の業務の大綱 14
第７章 防災組織 19
第１節 町の防災組織 19
第２節 自主防災組織等 21
第２部 災害予防計画 23
第１章 地震に強いまちづくりの推進 23
第１節 まちづくりの計画的な推進 23
第２節 都市施設の防災化の推進 24
第３節 ライフライン施設の強化 25
第４節 建築物の防災化の推進 27

第５節 地盤災害の防止. 29
第６節 危険物施設の安全対策. 31
第７節 震災時空地・施設利用計画. 31
第２章 防災力強化の取組み. 32
第１節 消防力の整備・強化. 32
第２節 情報伝達体制の整備. 32
第３節 防災備蓄の推進. 34
第４節 広域応援受入体制等の整備. 36
第５節 被災地、被災者への支援体制等の整備. 38
第６節 救急・救助体制の整備. 39
第７節 事業者等に対する指導. 40
第８節 応急手当の普及啓発. 41
第９節 情報通信網の整備. 41
第 10 節 災害廃棄物等の処理に係る事前対策. 41
第３章 避難所・避難場所の整備. 43
第１節 震災時の避難の考え方. 43
第２節 帰宅困難者に対する対策. 47
第３節 要配慮者等に対する対策. 49
第４節 指定避難所. 51
第５節 指定緊急避難場所. 52
第６節 広域避難場所. 52
第４章 災害医療・防疫体制等の強化. 53
第１節 救出・救助、消火体制の強化. 53
第２節 災害医療体制の整備. 54
第３節 地域医療搬送計画. 55
第４節 防疫体制の整備. 55
第５節 遺体処置体制の整備. 57
第５章 緊急輸送体制の整備. 58
第１節 緊急輸送道路等の整備推進. 58
第２節 緊急通行車両の確認. 60
第６章 防災体制の強化. 61
第１節 初動体制の強化. 61
第２節 防災に関する組織体制. 62
第３節 防災関係機関相互の連携強化. 63
第７章 災害に強い人づくりの推進. 64
第１節 防災意識の普及啓発. 64

第２節 防災訓練の実施. 66
第３節 災害ボランティア活動の環境整備. 67
第４節 専門ボランティアの育成等. 68
第８章 災害に強い地域づくりの推進. 69
第１節 自主防災活動の促進. 69
第２節 事業者の防災活動の促進. 73
第３節 要配慮者対策の推進. 74
第４節 文教対策. 77
第５節 保育所等の防災対策. 78
第６節 男女共同参画の推進. 78
第９章 津波対策 79
第１節 津波災害の予防. 79
第２節 津波災害への対応. 86
第１０章 観光客への対応. 88
第１節 観光客への対応. 88
第３部 災害応急対策計画 89
第１章 災害応急対策の基本方針. 89
第１節 災害応急対策の概要. 89
第２節 災害応急対策活動の方針. 90
第２章 災害対応組織の設置. 91
第１節 災害対策本部の設置. 91
第２節 災害対策本部の組織及び運営. 92
第３節 災害警戒本部の設置. 106
第４節 災害警戒本部の組織及び運営. 108
第５節 災害対策本部運営に係る留意事項. 109
第３章 職員の出動体制. 111
第１節 職員の出動体制. 111
第４章 情報の収集と伝達. 114
第１節 情報受伝達等に係る基本的な考え方. 114
第２節 情報受伝達体制. 115
第３節 災害情報の収集及び報告等. 118
第４節 災害時広報及び報道. 121
第５節 災害時広聴. 122
第５章 避難対策計画. 124
第１節 避難対策に係る基本方針. 124
第２節 高齢者等避難及び避難指示等の実施. 125

第３節 避難所の開設・運営 129
第４節 避難路の通行確保と避難の誘導 132
第５節 帰宅困難者等対策 132
第６節 広域一時滞在 134
第７節 施設利用者等の安全確保 134
第８節 避難行動要支援者の避難対策 135
第６章 消防対策計画 137
第１節 消防活動体制 137
第２節 消火活動 139
第３節 救助・救急活動 141
第７章 津波対策計画 143
第１節 津波対策に係る基本方針 143
第２節 津波警報の伝達等 144
第３節 津波発生時の対策 148
第４節 避難対策 149
第８章 食料・生活関連物資等供給計画 150
第１節 食料・生活関連物資等の供給に係る基本方針 150
第２節 食料供給対策 151
第３節 生活関連物資供給対策 154
第４節 被災地外救援物資対策 156
第９章 飲料水供給計画 157
第１節 飲料水等の供給に係る基本方針 157
第２節 応急給水等の実施 158
第１０章 住宅対策計画 159
第１節 住宅に係る応急対策の基本方針 159
第２節 危険度判定の実施 159
第３節 被害調査の実施 160
第４節 被災住宅の応急修理 162
第５節 応急住宅の確保 163
第１１章 医療救護対策計画 165
第１節 医療救護及び助産等に係る基本方針 165
第２節 医療救護体制 166
第１２章 防疫・保健衛生対策計画 168
第１節 防疫及び保健衛生に係る基本方針 168
第２節 生活衛生の管理 168
第３節 防疫対策 169

第４節 ペット対策. 170
第１３章 遺体等の捜索、処置、埋葬計画. 172
第１節 遺体等の捜索、処置及び埋葬に係る基本方針. 172
第２節 行方不明者及び遺体の捜索. 172
第３節 遺体の収容及び処置. 173
第４節 遺体の火葬・埋葬. 175
第５節 町民への情報提供. 176
第１４章 廃棄物及びし尿の処理計画. 177
第１節 廃棄物及びし尿の処理に係る基本方針. 177
第２節 廃棄物の処理. 177
第３節 し尿の処理. 178
第１５章 障害物の除去計画. 180
第１節 震災時における障害物. 180
第２節 がれき除去の実施. 180
第３節 生活障害物除去の実施. 182
第１６章 緊急輸送対策計画. 183
第１節 緊急輸送の確保に係る基本方針. 183
第２節 緊急輸送の実施. 183
第３節 緊急輸送道路の確保. 185
第１７章 学校教育等計画. 187
第１節 災害時における学校教育の実施に係る基本方針. 187
第２節 発災時の措置. 187
第３節 学校教育. 188
第４節 通常授業への復帰. 190
第５節 保育所等における応急対策. 190
第１８章 警備・交通対策計画. 191
第１節 警備及び交通規制等に係る基本的な考え方. 191
第２節 震災時における県警察の応急対策. 191
第１９章 海上災害対策計画. 194
第１節 海上災害の拡大防止に係る基本方針. 194
第２節 震災時における横須賀海上保安部の応急対策. 194
第２０章 応援要請計画. 197
第１節 応援要請の概要. 197
第２節 応援要請の手続概要. 198
第３節 応援の受入れ. 199
第２１章 災害救助法運用計画. 200

第１節 災害救助法の運用に係る基本方針 200
第２節 災害救助法の適用 200
第３節 救助の実施 202
第２２章 災害ボランティア活動支援計画 204
第１節 災害ボランティア活動の支援に係る基本方針 204
第２節 一般ボランティアの活動支援 204
第３節 専門ボランティアの活動 206
第２３章 二次災害の防止活動 207
第１節 水害、土砂災害対策 207
第２節 建築物及び敷地対策 207
第３節 津波対策 207
第２４章 ライフライン施設対策計画 208
第１節 上水道施設の応急対策 208
第２節 下水道施設の応急対策 208
第３節 電力施設の応急対策 209
第４節 都市ガス施設の応急対策 211
第５節 ＬＰガス事業所の応急対策 212
第６節 通信施設の応急対策 213
第２５章 公共施設等対策計画 214
第１節 公共施設等の応急対策に係る基本方針 214
第２節 公共施設等における応急対策 214
第３節 公共施設及び空地の有効利用 215
第２６章 危険性物質等対策計画 216
第１節 危険物等災害の応急対策 216
第２節 放射性物質等災害の応急対策 217
第３節 その他の環境対策 217
第４部 復旧・復興計画 218
第１章 復興体制の整備 218
第１節 復興計画策定に係る庁内組織の設置 218
第２節 人的資源の確保 219
第２章 復興対策の実施 220
第１節 復興に関する調査 220
第２節 復興計画の策定 223
第３章 復興財源の確保 225
第１節 財政方針の策定 225
第２節 財源確保対策 225

第４章 市街地復興 230
第１節 都市復興方針の策定..... 230
第２節 復興整備条例の制定..... 231
第３節 復興対象地区の設定..... 231
第４節 建築制限の実施..... 233
第５節 都市復興基本計画の策定、事業実施..... 234
第６節 コミュニティ確保対策..... 234
第７節 住宅対策..... 234
第５章 都市基盤施設等の復興対策..... 236
第１節 都市基盤施設の災害復旧..... 236
第２節 応急復旧後の本格復旧・復興..... 237
第６章 生活再建支援..... 241
第１節 被災者の経済的再建支援..... 241
第２節 雇用対策..... 245
第３節 精神的支援..... 246
第４節 要配慮者対策..... 247
第５節 医療機関..... 247
第６節 社会福祉施設..... 248
第７節 生活環境の確保..... 248
第８節 教育の再建..... 249
第９節 社会教育施設、文化財等..... 249
第 10 節 災害救援ボランティアの活動支援..... 249
第 11 節 情報提供、相談窓口..... 250
第 12 節 男女共同参画の推進..... 250
第７章 地域経済復興支援..... 251
第１節 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施..... 251
第２節 金融・税制面での支援..... 252
第３節 事業の場の確保..... 253
第４節 農林水産業者に対する支援..... 254
第５部 南海トラフ地震防災対策推進計画 255
第１章 総則 255
第１節 推進計画の目的..... 255
第２節 指定地域..... 255
第３節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 257
第２章 関係者との連携協力の確保..... 258
第１節 資機材・人員等の配備手配..... 258

第２節 他機関に対する応援要請 258
第３節 帰宅困難者への対応 258
第４節 事業者等の防災対策 258
第３章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 259
第１節 津波からの防護 259
第２節 津波に関する情報の伝達等 259
第３節 避難指示等の発令基準 259
第４節 避難対策等 259
第５節 消防機関等の活動 259
第６節 水道、電気、ガス、通信 259
第７節 交通 261
第８節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策 261
第９節 迅速な救助 261
第４章 南海トラフ地震に関連する情報 262
第１節 南海トラフ地震に関連する情報 262
第５章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 264
第１節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 264
第６章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 265
第１節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害警戒本部等の設置等 265
第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知 265
第３節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 265
第４節 災害応急対策をとるべき期間等 265
第５節 避難対策等 265
第６節 消防機関等の活動 265
第７節 警備対策 266
第８節 水道、電気、ガス、通信 266
第９節 交通 266
第 10 節 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 266
第 11 節 滞留旅客等に対する措置 266
第７章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 267

第１節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等 267
第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知..... 267
第３節 災害応急対策をとるべき期間等..... 267
第４節　町の取るべき措置..... 267
第８章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画..... 268
第１節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化..... 268
第２節 避難場所の整備..... 268
第３節 避難経路の整備..... 268
第４節 土砂災害防止施設..... 268
第５節 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設..... 268
第６節 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備..... 268
第７節 通信施設の整備..... 268
第９章 防災訓練計画..... 269
第１節 防災訓練に関する事項..... 269
第 10 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画..... 270
第１節 地震防災上必要な教育及び広報..... 270

第１部 総則

第１章 計画の方針

第１節 計画の目的

主管部：総務部
関係部：関係各部

この計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、葉山町防災会議が町の地域に関わる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的かつ効果的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

第２節 計画の構成及び位置付け等

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 計画の構成

この計画は、地震・津波災害に対処することを目的とした「地震津波対策計画編」、風水害等に対処することを目的とした「風水害等対策計画編」及び「資料編」からなり、本計画はその「地震津波対策計画編」である。

葉山町（以下「町」という。）及び防災関係機関等は、この計画に定める諸活動を行うに当たって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

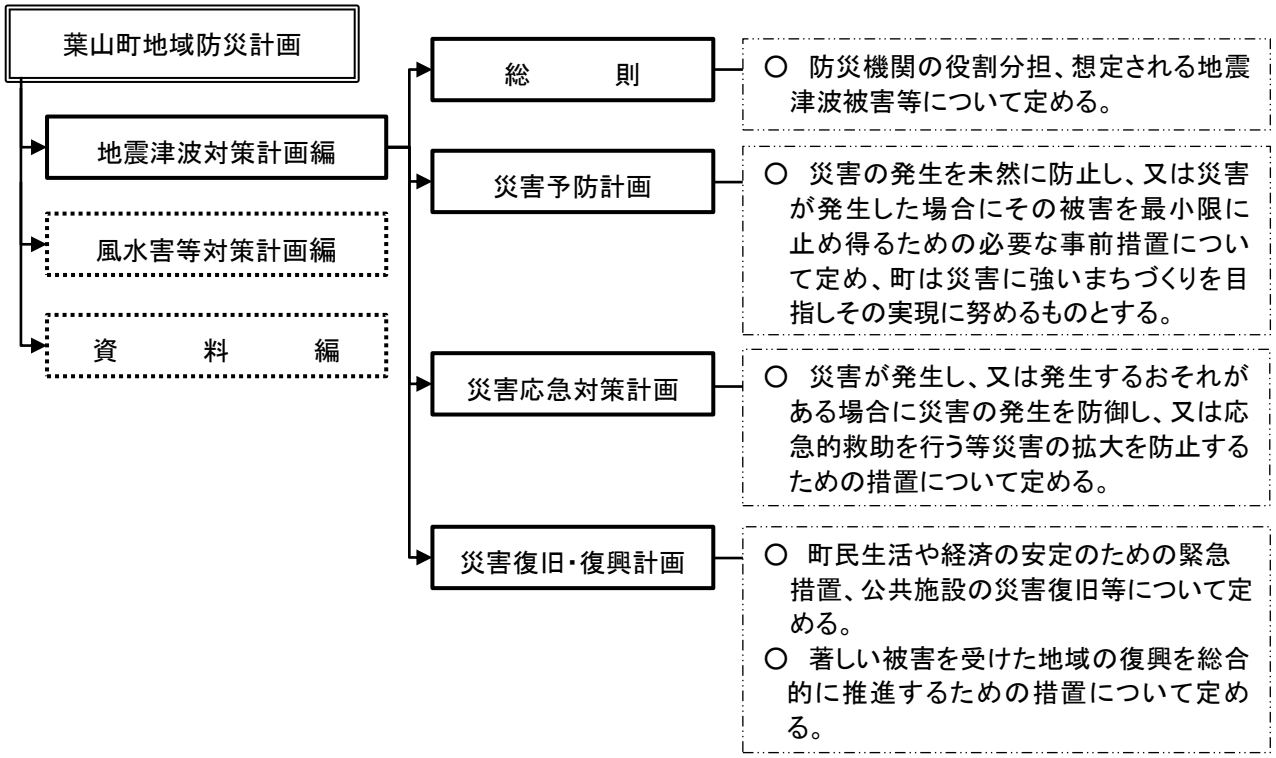

２ 計画の位置付け

この計画は、町内の地震津波災害に対する基本的な対応策を定めるもので、町の各部及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものである。

(1) 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び神奈川県（以下「県」という。）の地域防災計画等他の防災関係計画との関連、整合に配慮したものである。また、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）の規定に基づき、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

(2) 町の総合計画との関係

この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものであるが、この計画に係る町所管の施策又は事業等については、葉山町総合計画に位置付けるものとする。

(3) 町の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部的事項については、町の各部局及び各防災関係機関において別に定めるものとする。

３ 計画の修正

町及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年３月末日までに計画の修正内容を葉山町防災会議事務局へ提出するものとする。

また、地域における災害対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表する。

第３節 葉山町地域防災計画「地震津波対策計画編」の方針

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 計画の目的

葉山町地域防災計画「地震津波対策計画編」（以下「本計画」という。）は、町、指定地方行政機関、県警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等がその対策を実施することにより、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２ 計画の構成・内容

本計画は、地震津波災害に関して、総合的かつ基本的な対策を定めるものであり、町が行うべき各対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列に配することにより、各部の業務に応じた活動詳細計画及び防災関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本構成としている。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構　　成	主 な 内 容
第１部 総 則	町への影響が懸念される地震及び被害想定、町及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第２部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、町、防災関係機関、町民、事業者等が行うべき措置等
第３部 災害応急対策計画	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策に関わる体制・措置等
第４部 復旧・復興計画	町民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業等
第５部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進における、本町、防災関係機関、町民、事業者等がとるべき措置等

３ 活動詳細計画

各部の長は、葉山町災害対策本部条例に基づき、本計画に定める対策の実施について、活動詳細計画を策定する。また、活動詳細計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

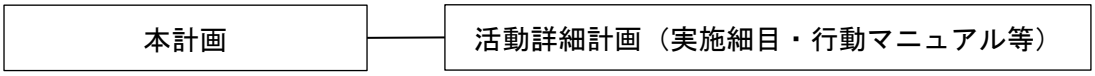

４ 計画の習熟

町の各部及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の詳細計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第４節 業務継続計画の策定

主管部：総務部
関係部：関係各部

大規模な地震発生時においては、本計画に基づく応急対策・復旧復興対策はもとより、町民生活に重要な業務については、維持・継続して行う必要がある。

そのため、本計画に基づき定める細部活動計画に、町民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等も加えるなど、災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定し、随時見直しを行っていくものとする。

第２章 町の概況

第１節 自然的条件

１ 位置及び面積

町は、神奈川県の南東部で三浦半島の北西部に位置し、北は逗子市及び南東は横須賀市に接し、西は相模湾に面している。

町の面積は、17.04km^{2}であり、海岸線は、南北直線距離約４kmである。

２ 地形

町の地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央部に大峰山と山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が西に流れ相模湾に注いでいる。

３ 地質

町の地質の特徴は、葉山町地質図のように新第三紀中新世の葉山層群と逗子層群から成り立っている。葉山層群は、大山砂岩、大沢礫岩、戸根山互層、森戸泥岩からなり町中部を東西に走る地層であり、後者の逗子層は、町の北部及び南部にそれぞれ東西に逗子泥岩、御用邸岬凝灰岩、水源地石灰岩から構成されている。これらの両地層群の間に破砕帯（丹沢、嶺岡隆起帯）ともいわれている部分が東西に走り、崩壊堆積物で構成されている。また、下山川と森戸川の河口付近には平地が開け沖積層や洪積層の砂泥や海岸砂等となっている。

４ 活断層

三浦半島断層群主部は、過去の活動時期の違いから、北側の衣笠・北武断層帯と南側の武山断層帯の２つに分けられる。

衣笠・北武断層帯の最新活動時期は、６～７世紀であったと考えられ、信頼度は低いがその平均的な活動間隔は概ね 1,900 年～4,900 年程度であった可能性がある。武山断層帯の最新活動時期は、概ね 2,300 年前以後、1,900 年前以前であったと考えられ、その平均的な活動間隔は 1,600 年～1,900 年程度であったと推定される。

なお、1923 年の関東大震災の際に、武山断層帯の陸域部の東端付近で、地震断層が出現したことが知られているが、地震断層が現れた範囲は１km 程度とごく短い区間であることから、これは関東地震に付随した活動であり、武山断層帯固有の活動ではないと推定される。

第２節 社会的条件

１ 人口及び世帯

町の人口は 31,665 人、世帯数は 12,932 世帯と、この５年間で人口は 431 人減少し、世帯数は 352 世帯増加している。65 歳以上人口は 10,252 人で、高齢化率は 32.4%となっている。

（注）令和２年 10 月１日現在（国勢調査）による

２ 建物

町の建物棟数は、12,840 棟であり、建築年別に見ると昭和 56 年以降に建築された建物が 8,570 棟となり、全体の約 67%を占める。

（注）令和５年住宅・土地統計調査による

３ 土地利用

町は全域が都市計画区域であり、総面積は 17.04㎢で、市街化区域 5.13㎢（30%）、市街化調整区域は、11.91㎢（70%）に区分されている。

（注）平成 28 年 11 月 1 日神奈川県告示第 548 号

市街化区域は、都市的土地利用が市街化区域面積の 83.8%を占め、そのうち住宅用地が 56.4%、その他の空き地が 4.9%を占めている。市街化区域内には用途地域が指定されているが、町の特色として工業系の用途地域はない。　（注）令和３年度　都市計画基礎調査による

４ 交通

鉄道のない町では交通は自動車に大きく依存しており道路交通が重要なものとなっている。

道路交通体系は、国道 134 号及び県道 27 号（横須賀葉山）、県道 207 号（森戸海岸）、逗葉新道、国道 16 号（横浜横須賀道路）、県道 217 号（逗子葉山横須賀）、県道 311 号（鎌倉葉山）を主要な幹線道路として形成されている。

５ 橋りょう

町内には、国道 134 号に２橋、県道 27 号に５橋、県道 207 号に２橋、県道 217 号に３橋、県道 311 号線に３橋、その他町道に 68 橋が架橋されている。

６ トンネル

町内には、国県道等に 10 箇所のトンネルがある。

７ 危険物施設

町内には、各所に点在する給油取扱所及び一般取扱所などの危険物施設が 29 施設となっている。　（注）令和６年 11 月１日現在

第３章 地震及び被害の想定

地震被害想定は、将来町域に発生することが予想される地震の特徴を過去の地震等から明らかにし、地震の発生時期、気象など一定条件下で、地勢、人口密度、土地利用の状況等を前提として被害の様相を想定するもので、震災の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

町では、平成 27 年３月に県が公表した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、町の人的、物的被害の大きい三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震とする。

第１節 想定地震と被害の想定

主管部：総務部

１ 想定地震

(1) 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震である。マグニチュードは、武山断層帯では 6.6 程度もしくはそれ以上、衣笠・北武断層帯では 6.7 程度もしくはそれ以上と推定されている。

(2) 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。

(3) 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、本町は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を強化すべき地域に指定されているため、本計画では第５部で南海トラフ地震防災対策推進計画を定めている。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。

２ 被害の想定

(1) 設定条件

本計画においては、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、交通機関や町内に滞留している人が多い、①季節は冬、②発生日時は平日の 18 時、③風速・風向は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均を想定条件としている。

(2) 想定地震別被害想定

前記設定条件における、町に予想される被害概要は次のとおり。

種別	項 目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
モーメントマグニチュード		7.0	8.2	9.0
最大震度		６強	６強	５弱
最小震度		６弱	６強	５弱
人的被害	死者数（津波以外）（人）	10	80	0
	死者数（津波）（人）	－	360	70
	負傷者数（人）	240	680	＊
	うち重傷者（人）	＊	30	0
建物被害	全壊棟数（棟）	310	1,800	300
	半壊棟数（棟）	1,510	3,320	680
火災被害	炎上出火件数（件）	＊	＊	0
	焼失棟数（棟）	0	1,140	0
自力脱出困難者数（人）		30	260	0
避難者数	1日目～３日目（人）	2,580	12,550	2,660
	1ヵ月後（人）	2,580	10,880	1,620
帰宅困難者数	直後（人）	640	640	640
	2日後（人）	640	640	0
エレベータ停止台数（台）		30	30	0
ライフライン	電 力：停電件数（軒）	0	9,970	680
	都市ガス：供給停止数（戸）	0	4,700	0
	LPガス：供給支障数（戸）	90	110	0
	上水道：断水人口直後（人）	1,660	7,540	0
	下水道：機能支障人口（人）	750	1,550	140
	通 信：不通回線数(回線)	11,170	11,300	11,410
災害廃棄物（万トン）		10	52	7

平成 27 年３月 神奈川県地震被害想定調査報告書

※１ 概ね被害が最大となる冬 18 時の想定結果による。ただし、津波の死者数は夏 12 時の想定で死者数の外数、帰宅困難者は平日 12 時の想定

※２ 表中の避難者数は、建物被害による避難所避難者及び被災地外避難者に加え、ライフラインの途絶による影響を受ける者の合計数となっている。

※３ ＊わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 計算上 0.5 未満は 0 としている。

第４章 葉山町地震防災戦略

町では、県が策定した「神奈川県地震防災戦略」に基づき人的被害を軽減する「減災目標」を定め、県、町民、事業者等と協力して、令和６年度までに被害の軽減を図るための対策に取り組む。

第１節 減災目標

１ 三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上（冬 18 時）

死者数：10 人→5 人

２ 大正型関東地震津波による死者数を半減以上（夏 12 時）

死者数：440 人→220 人

第２節 減災目標を達成するための対策

※［ ］内は、計画内の主な関連個所

主管部：関係各部

対策１ 都市施設の防災化の推進

震災に備え道路、橋りょう、河川護岸及び都市公園等の整備を推進する。

[第２部第１章第２節]

対策２ 建築物の防災化の推進

平成７年の阪神淡路大震災における死者数の約８割が住宅等の倒壊によるものであったことから、住宅の耐震化を促進し、地震発生時の死傷者の発生を軽減する。

[第２部第１章第４節]

対策３ 地盤災害の防止

地盤災害を防止するため、がけや擁壁の防災化を推進するとともに地盤の液状化対策に配慮する。

[第２部第１章第５節]

対策４ 高潮災害の防止

県が策定した東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模灘沿岸海岸保全基本計画に定められている防護水準に基づき海岸保全に努める。

[風水害等対策計画編 第２部第１章第４節]

対策５ 消防力の整備・強化

公設消防力等の強化及び消防水利の確保により防災力を強化する。

[第２部第２章第１節]

対策６ 情報通信網の整備

震災時に、町民に対し適切な情報提供を行うと同時に、救助救援活動に携わる防災関係機関が相互の連絡を緊密にとりながら効果的な活動を行うことができるように情報通信網を整備する。

[第２部第２章第２節]

対策７ 災害医療体制の整備

震災時に、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、町民の生命・身体の安全を確保するため、災害時の医療体制を整備する。

[第２部第４章第２節]

対策８ 緊急輸送道路の整備推進

災害時における、物資、資機材及び要員等の対策を円滑に行うため、緊急輸送道路、緊急交通路等の整備を推進する。

[第２部第５章第１節]

対策９ 防災意識の普及啓発

行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験が持てるよう、防災知識の普及啓発に努める。

[第２部第７章第１節]

対策 10 防災訓練の実施

震災等の非常事態において、とっさに的確な行動をとるため、防災訓練を行う。

[第２部第７章第２節]

対策 11 自主防災活動の推進

地域住民の「皆のまちは皆で守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化するため、地域の自主防災組織の結成の促進やその育成に努める。

[第２部第８章第１節]

対策 12 事業者の防災活動の推進

災害時において、町内事業者が管理する施設や設備の安全性を確保するとともに災害時における地域との防災活動に貢献するなど社会的責任を果たすことができるよう事業者の防災活動の促進に努める。

[第２部第８章第２節]

対策 13 津波災害の予防

津波避難体制の見直しや防災施設の整備等の津波対策を推進するとともに防災教育などの普及啓発により津波災害の予防に努める。

[第２部第９章第１節]

対策 14 観光客対策

海水浴やマリンレジャーなどで訪れる観光客に対し、警報などの情報の伝達や避難方法などの看板設置など、観光客の安全対策を重視した体制構築を推進する。

[第２部第１０章第１節]

対策 15 応急復旧後の本格復旧・復興

ライフライン施設の復旧・復興については、復旧工事協力業者、応援自治体及びライフライン事業者などと調整により可能な限り早期に工事を行うよう努める。

[第４部第５章第２節]

第５章 町民及び事業者等の役割

地震の被害を最小限に抑えるため町、町民、自主防災組織、事業者それぞれが防災力を高め、連携することが必要である。

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施する。

町民、事業者が地震に対して適切な行動をとるため日頃からの心構えや役割等を認識することが重要である。

第１節 町民の役割

１　「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低３日分、推奨１週間分の食料・飲料水等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、町民自らが防災対策を行う。

２　「皆のまちは皆で守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努める。

３　防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努める。

４　地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出・救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努める。

５　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておく。

６　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努める。

第２節 事業者の役割

１　日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

２　地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織等と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。

３　地震が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救助、応急手当及び避難誘導等を積極的に行うよう努める。

第３節 災害ボランティアの役割

１ 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や、訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努める。

２ 災害時の活動の際には、食料、水、寝具及び衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなどできる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。

第６章 町及び防災関係機関等の業務大綱

第１節 町が行うべき業務の大綱

葉　山　町	１ 葉山町防災会議の事務 ２ 防災組織の整備及び育成指導 ３ 防災知識の普及及び教育 ４ 災害教訓の伝承に関する啓発 ５ 防災訓練の実施 ６ 防災施設の整備 ７ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ８ 消防活動その他の応急措置 ９ 避難対策 10 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 11 被災者に対する救助及び救護の実施 12 保健衛生対策 13 文教対策 14 被災施設の復旧 15 被害調査 16 その他の災害応急対策 17 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

第２節 防災関係機関等の業務の大綱

１ 指定地方行政機関

関東財務局 （横浜財務事務所）	１ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 ２ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 ３ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
（横須賀出張所）	４ 災害時(災害が発生する蓋然性が高い場合を含む)における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
神奈川労働局	１ 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助及び被災労働者の労働災害補償等 ２ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 ３ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 ４ 被災者の雇用対策
関東農政局 （神奈川県拠点）	１　農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること ２　応急用食料等の支援に関すること ３　食品の需給・価格動向等に関すること
関東運輸局 （神奈川運輸支局）	災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
関東地方整備局	１ 港湾施設、海岸保全施設等の整備 ２ 港湾施設、海岸保全施設等に係わる応急対策及び復旧対策の指導、協力 ３ 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 ４ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ５ 防災上必要な教育及び訓練 ６ 水防に関する施設及び設備の整備 ７ 災害危険区域の選定 ８ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 ９ 災害に関する情報の収集及び広報 10 水防活動の助言 11 災害時における交通確保

	12 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 13 災害復旧工事の施工 14 再度災害防止工事の施工
第三管区海上保安本部 （横須賀海上保安部）	１ 大規模地震災害対策訓練の実施 ２ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ３ 港湾の状況等の調査研究 ４ 船艇、航空機等による警報等の伝達 ５ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ６ 活動体制の確立 ７ 船艇、航空機等による海難救助等 ８ 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者等及び救援物資の緊急輸送 ９ 被災者に対する物資の無償貸与及び譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
東京管区気象台 （横浜地方気象台）	１ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ２ 気象、地象（地震あっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ３ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ４ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ５ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東総合通信局	１ 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること ２ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること ３ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること ４ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
国土地理院 （関東地方測量部）	１ 災害時における地理空間情報の整備・提供 ２ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ３ 地殻変動の監視

２ 指定公共機関

東日本電信電話㈱（神奈川事業部）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱ＮＴＴドコモ（神奈川支店）	１ 電気通信施設の整備及び点検 ２ 電気通信の特別取扱 ３ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

日本銀行 （横浜支店）	１ 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ２ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ３ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ４ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ５ 各種措置に関する広報
日本赤十字社 （神奈川県支部）	１ 医療救護 ２ こころのケア ３ 救援物資の備蓄及び配分 ４ 災害時の血液製剤の供給 ５ 義援金の受付及び配分 ６ その他災害救護に必要な業務
東日本高速道路(株) （関東支社）	１ 道路の耐震整備 ２ 道路の保全 ３ 道路の災害復旧 ４ 災害時における緊急道路網の確保
KDDI㈱南関東支社	１ 電気通信施設の整備及び保全 ２ 災害時における電気通信の疎通
東京ガスネットワーク㈱	１ ガス施設の応急対策 ２ ガス施設の応急復旧対策
日本通運㈱ （横浜支店）	１ 災害対策用物資の輸送確保 ２ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド㈱ （藤沢支社）	１ 電力供給施設の整備及び点検 ２ 災害時における電力供給の確保 ３ 被災施設の調査及び復旧
日本郵便㈱ （葉山郵便局） （葉山一色郵便局） （葉山堀内郵便局）	１ 災害時における郵便物の送達の確保 ２ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 ３ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 ４ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 ５ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 ６ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

３ 指定地方公共機関

バス機関 （京浜急行バス㈱）	１ 被災地の人員輸送の確保 ２ 災害時の応急輸送対策
一般社団法人逗葉医師会 社団法人逗葉歯科医師会 逗葉薬剤師会	１ 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導 ２ 病院又は診療所への転送の手配 ３ 死亡の確認及び遺体の検案 ４ 医薬品等の優先供給 ５ 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理 ６ その他必要と判断した処置等
一般社団法人神奈川県トラック協会	１ 災害対策用物資の輸送確保 ２ 災害時の応急輸送対策

４ 神奈川県

神奈川県 （横須賀三浦地域県	１ 防災組織の整備 ２ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

政総合センター） （横須賀土木事務所） （企業庁鎌倉水道営業所） （鎌倉保健福祉事務所）	３ 防災知識の普及及び教育 ４ 災害教訓の伝承に関する啓発 ５ 防災訓練の実施 ６ 防災施設の整備 ７ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備 ８ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 ９ 緊急輸送の確保 10 交通規制その他の社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

５ 神奈川県警察

神奈川県警察 （葉山警察署）	１ 警戒体制の確立 ２ 災害に関する情報の収集及び伝達 ３ 避難誘導、被災者の救出その他人命の保護活動 ４ 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等 ５ 交通規制及び緊急交通路の確保 ６ 犯罪の予防・取り締まりその他治安維持活動

６ 自衛隊

自衛隊（陸上自衛隊第31普通科連隊・海上自衛隊横須賀地方総監部）	１ 防災関係資料の基礎調査 ２ 自衛隊災害派遣計画の作成 ３ 葉山町地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 ４ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧 ５ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

７ 消防団

消防団	１ 消火活動及び救助活動の実施 ２ 地域住民の避難誘導の実施 ３ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握

８ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の管理者	１ 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ２ 災害時における入院患者等の保護及び誘導 ３ 災害時における病人等の受入れ及び保護 ４ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
葉山町社会福祉協議会	１ 災害救援ボランティアセンター設置・運営の環境整備 ２ 関係団体等との連絡による災害救援ボランティアコーディネーターの養成 ３ 災害時における災害救援ボランティアセンターの設置及び運営 ４ 生活福祉資金の貸付
社会福祉施設の管理者	１ 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ２ 災害時における入所者の保護及び誘導

学校法人	１ 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ２ 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
よこすか葉山農業協同組合（葉山支店）	１ 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ２ 農作物災害応急対策の指導 ３ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 ４ 被災農家に対する融資斡旋
湘南漁業協同組合(葉山町支所)	１ 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ２ 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋 ３ 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
葉山町商工会	１ 町が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 ２ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
金融機関	１ 被災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	１ 安全管理の徹底 ２ 防護施設の整備
各施設の管理者	１ 自衛消防組織の整備 ２ 施設の自主検査と安全管理 ３ 防災施設の整備及び点検の実施 ４ 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育・訓練の実施 ５ 施設利用者の安全確保 ６ 情報の収集及び伝達 ７ 応急救護

第７章 防災組織

町及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第１節 町の防災組織

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 葉山町防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第 16 条第１項

(2) 所掌事務

ア 葉山町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令により、その権限に属する事務

(3) 組織

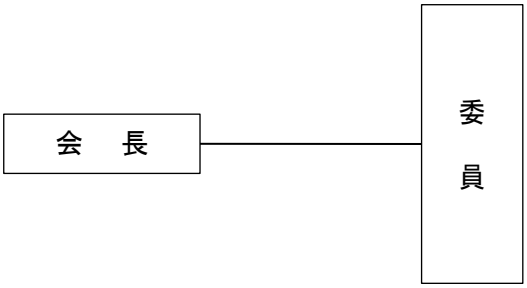

県知事部局内の職員
葉山警察署長
指定地方行政機関の職員
指定（地方）公共機関の職員
教育長
町長部局内の職員
消防長及び消防団長
町議会議長
陸上自衛隊及び海上自衛隊の職員
自主防災組織又は学識経験者

２ 葉山町災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第 23 条の２第１項

(2) 所掌事務

地域防災計画の定めによる町域の災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 組織

≪災害対策本部の組織図≫

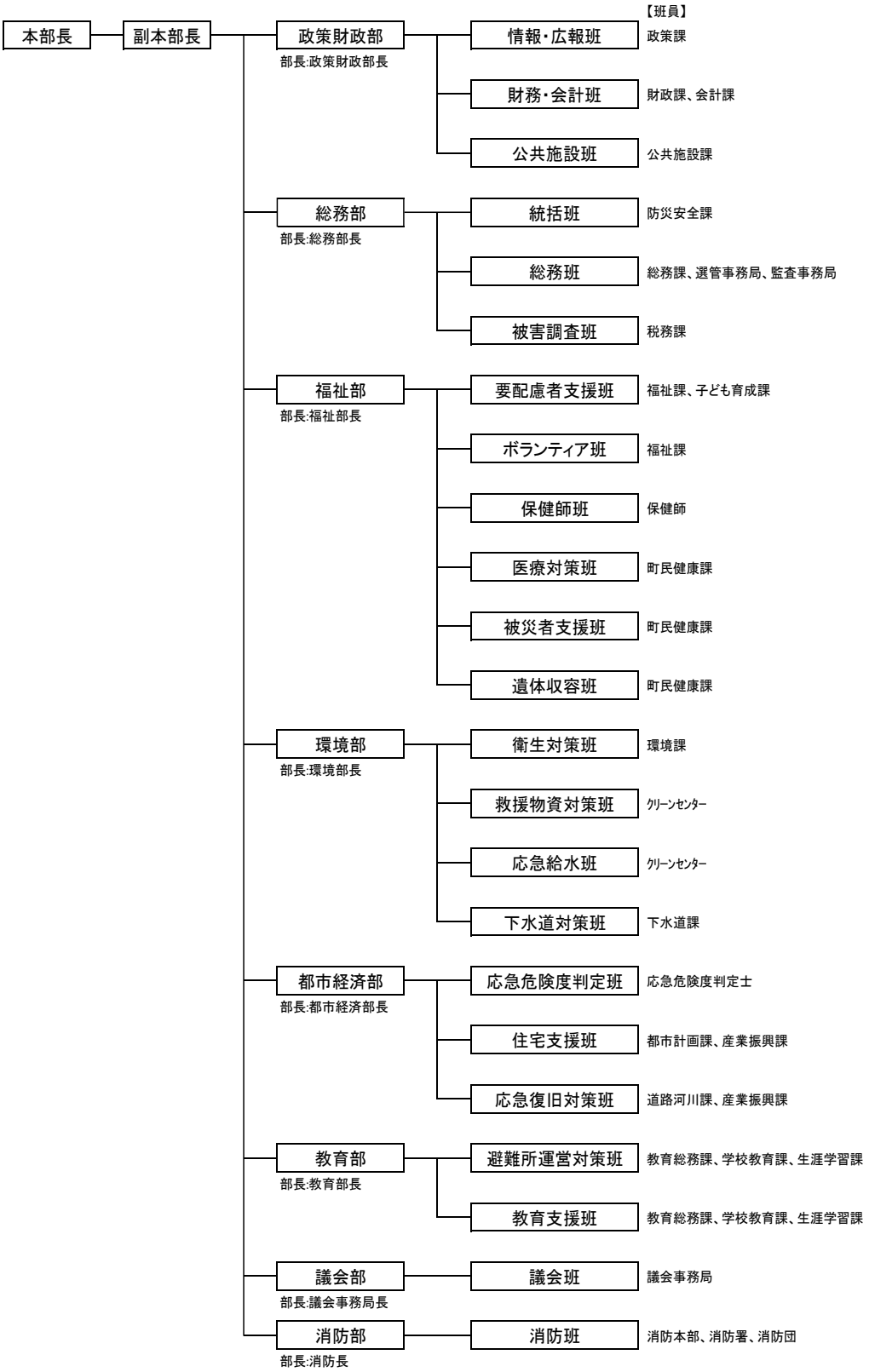

≪各班の活動期間の目安≫

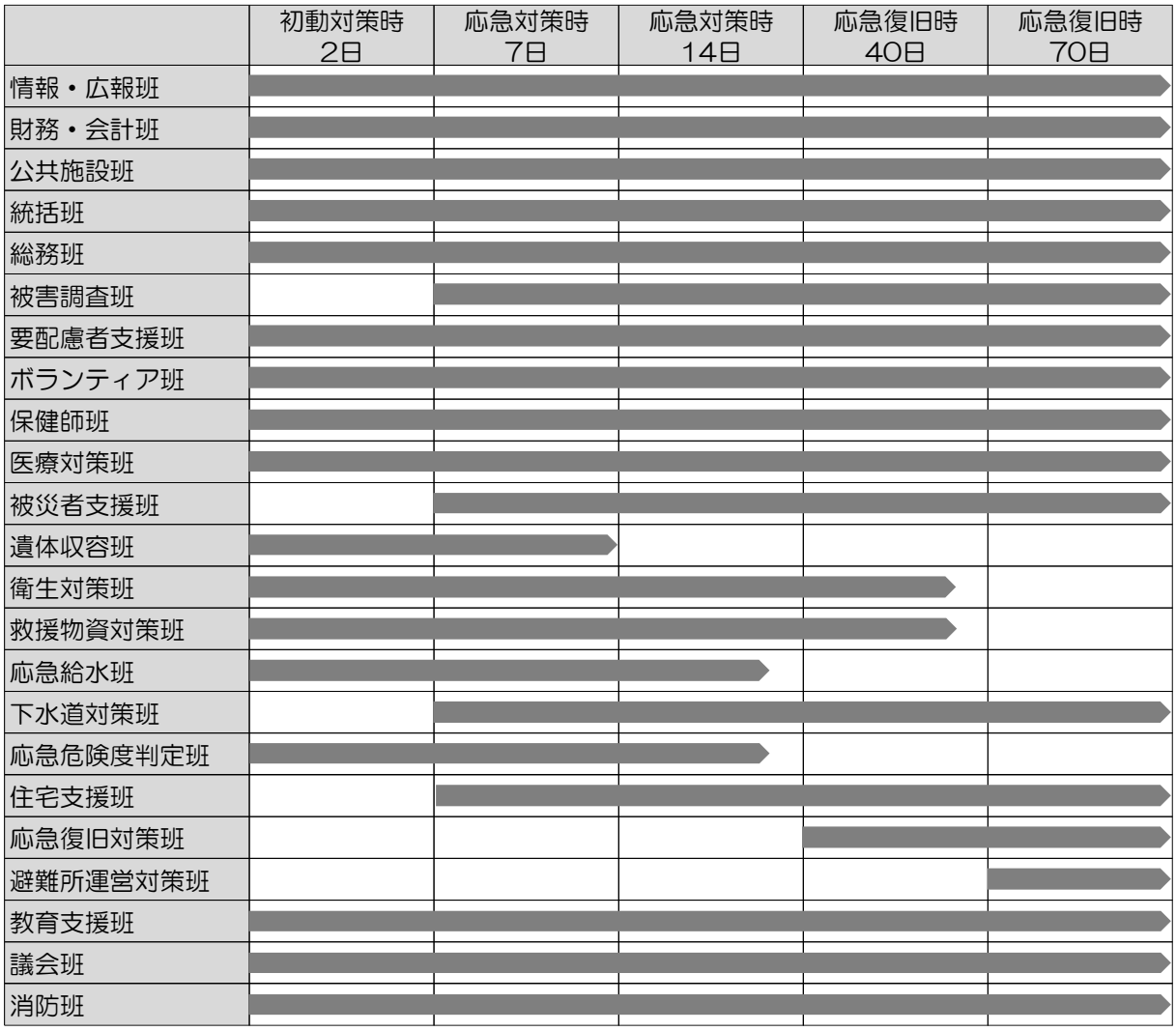

３ 防災関係機関の防災組織

町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第 47 条に基づき、防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第２節 自主防災組織等

１ 自主防災組織

(1) 設置の目的

災害対策基本法第５条第２項に基づき、町民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会・町内会等を単位として設置する。

(2) 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおり。

本部長
- 情　報　班
- 消　火　班
- 救出･救護班
- 避難誘導班
- 給食･給水班

また、具体的編成及び活動基準は本編第２部第８章第１節のとおり。

(3) 自主防災組織の育成指導

災害に対する地域連帯および地域防災活動の推進を図るため、町内会・自治会などの住民組織を中心とした自主防災組織の育成指導を継続していく。

(4) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織による防災資機材等の整備を推進するための支援を行う。

２ その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等の規定に基づき、その施設の用途規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第２部 災害予防計画

第１章 地震に強いまちづくりの推進

第１節 まちづくりの計画的な推進

主管部：都市経済部

１ 基本的な考え方

町はその地勢上、少ない平地と谷戸地形、急傾斜地に近接した住家、数多いトンネル、海岸を有するなどの特徴があり、大規模地震が発生した場合、さまざまな被害の発生が予想される。

町は、地震に強いまちづくりを進めるため、こうした特徴を考慮し、都市計画の策定に当たっては、建築物・構造物の耐震化・不燃化、道路網の確保、防災空間の確保などに重点を置き、各種事業・施策を体系的に捉えつつ、総合的かつ計画的に推進する。

２ 都市計画に基づく防災化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定

町民の安全な避難及び緊急物資の迅速な輸送を確保するため、防火地域及び準防火地域を指定し、建物の不燃化を図り、主要道路沿線への延焼遮断帯を形成するなど震災時の延焼火災の拡大を防止する。

(2) 都市計画道路等の整備推進

役場（防災倉庫）と医療救護所、避難場所などを結ぶ道路、消防活動等の緊急活動に必要な道路の整備促進を図る。

また、がけ崩れや火災による避難困難地域を解消するため、狭隘道路の解消に向けた道路の拡幅や整備を図る。

(3) 市街地の整備

高度地区の指定地や低層住宅地を中心とし、土地の低密度利用を図り、環境の保全と維持管理に努め、住環境保全の規制、誘導及び地区計画等により良好な市街地が形成できるよう推進する。

第２節 都市施設の防災化の推進

主管部：都市経済部

１ 道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備に当たっては、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、順次整備を推進する。

(2) 橋りょうの安全性の確保

橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、補修・修繕を実施する。

(3) 孤立地域対策の推進

がけ崩れによる道路の遮断により孤立することが考えられる避難困難地域を解消するため、道路の整備を進める。

(4) 資機材、人員の確保

災害時に備え、応急復旧に必要な資機材や人員が不足する場合を考慮し、平常時から業界団体等との協定を締結し、道路の早期啓開を実施できる体制を整える。

２ 河川護岸等の整備

森戸川など、地震による護岸の崩壊などによる河川のせき止めに起因する浸水や土石流などの二次災害を考慮し、河川護岸等の整備を進める。

３ 都市公園等の整備

都市公園、緑地、広場等のオープンスペースは、避難場所や各種応急対策用空地として、また、延焼火災の拡大阻止など、防災上重要な空間であるため、本計画及び緑の基本計画に基づき、都市公園、緑地の整備拡充に努める。

なお、整備に際しては、公有地の積極的活用や県の支援、国庫補助等の活用等を図る。

住区にある公園については、地域の指定緊急避難場所となる場合が多く、土地利用状況、都市形態及び既存の公園、公共空地の分布等を考慮して配置する。

公園については、「燃えにくい樹木」を植えるなど、公園自体の防災化を図るとともに、民間開発による街区公園の設置に際しては、防災空間としての機能を果たす施設整備を進めるよう働きかける。

第３節 ライフライン施設の強化

主管部：環境部

１ 給水の対策

災害時における給水が円滑に実施できるよう、葉山町応急給水計画に基づき、次の対策を実施する。

項 目	概 要
災害時連絡体制の確立	電話、無線通信等による県との通信連絡体制の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。
応急給水用施設設備の点検・整備	葉山保育園園庭に整備している耐震性貯水槽を定期的に点検し、いつでも活用できる状態に保つよう努める。
飲料水の確保	株式会社京急ストア　葉山店、相鉄ローゼン株式会社　そうてつローゼン葉山店、横須賀産業株式会社　もとまちユニオン葉山店、株式会社スズキヤ　葉山店と調達協定を結んでいる。 ※運搬方法など詳細は要検討

２ 下水道施設の対策

(1) 浄化センター及び管渠

令和２年度に作成したストックマネジメント計画に基づき施設の更新、強化に努める。

(2) ポンプ場

ストックマネジメント計画に基づき施設の更新、強化に努める。

(3) システムの整備

下水道施設への流入・流出量、水質などの情報について、常に把握するよう集中管理システムを整備する。

(4) その他

応急復旧活動を円滑に進めるため、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理する。

３ 電気、ガス、電話・通信対策

(1) 構造強化、システム整備

電気、ガス、電話・通信事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等より一層防災性の向上に取り組む。また被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進める。

(2) 蓄電池の普及促進

災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を図る。

(3) 自立・分散型エネルギーシステムの普及促進

レジリエンスの向上・強化のため、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム、家庭用燃料電池システム、太陽光発電、蓄電池等の自立・分散型エネルギーシステムの普及を図ることで、エネルギーの多重化を促進する。

第４節 建築物の防災化の推進

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部・教育部

１ 建築物の防災化

(1) 既存建築物の災害対策

昭和 56 年 6 月の建築基準法の改正（新耐震設計基準）以前に建築された建築物の耐震化を目指す。

(2) 新築建築物の災害対策

建築物を新築する場合は、地震発生時における安全性を考慮し、敷地、構造及び設備について高い安全性のある建築物となるよう、建築主、設計者及び施工者に対して啓発を行う。

(3) 公共建築物の災害対策

指定避難所や医療救護所となる学校等の公共建築物については、災害対策機能の強化を図る。

(4) 窓ガラス等の落下物防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、瓦、看板等の落下による危険を防止するため、商店街の道路に面した建築物を中心に、落下物が発生するおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、窓ガラスへの飛散防止フィルム取付や看板の落下防止など、落下物防止の重要性について啓発・指導を行う。

(5) ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀を所有している町民に対して、日頃から点検に努めつつ、危険なブロック塀に関しては、補強、改築又は生け垣などへの変更するよう指導する。

また、ブロック塀の安全点検方法や、安全なブロック塀の構造などについて町民に対する啓発を行う。

(6) 屋内収容物の安全対策

地震時の家具転倒や窓ガラスの飛散などによる死傷を防止するため、家具の固定や窓ガラスの飛散防止対策などについて町民に対する啓発を行う。

２ 建築技術者の講習

耐震診断、耐震改修を行う建築技術者の技術力を一層向上させるため、（一社）神奈川県建築士会、（一社）神奈川県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携して講習会などへの積極的な参加を啓発する。

３ 耐震相談等

町民の耐震相談に的確に対応できるよう、県や建築関係団体との連携を図りながら、関係部等の協力を得て、耐震診断、耐震改修の相談・普及・啓発を図る。

４ 普及啓発

建築物の安全性を向上させるため、新築あるいは改修工事等における工事監理の重要性を認識させることにより、建築物そのものの耐震・耐火性能の確保を図るほか、敷地の規模や隣接建築物との間隔などに留意することにより、延焼などに対してもより一層の安全性が確保できるように、県と連携して、普及啓発に努める。

５ 町及び公共的施設管理者の耐震性向上のための取組み

町及び公共的施設管理者は、建築物の耐震化を進める。

６ その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減防止を図るための応急危険度判定制度の整備について、県と連携して推進する。

７ 文化財等の災害対策

(1) 防災訓練の実施

火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐため、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施する。

(2) 文化財の火災予防

文化財指定の建物については、消防法に基づいた消防用設備等の設置を指導する。

第５節 地盤災害の防止

主管部：総務部・都市経済部

１ 土砂災害対策の推進

地震によるがけ崩れ等の土砂災害を防止するため、危険ながけや擁壁の点検、安全管理の指導、急傾斜地崩壊対策工事の促進等により、土砂災害対策を進める。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び工事要望

町内の 17 箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているが、県に対し新規・拡大の区域指定及び急傾斜地崩壊対策工事の要望をしていく。（令和６年３月 19 日現在）

項 目	概　　要
指定基準	・ 傾斜角が30度以上で、かつ、高さが5m以上のがけ ・ 崩壊により危害が生じるおそれがある住家が5戸以上、又は、官公署、学校、医療機関、旅館等に危害が生じるおそれがある区域

(2) 住民への周知

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の情報を明示した土砂災害ハザードマップを活用し、危険区域の周知や安全で確実な避難ができるよう土砂災害に対する啓発を行う。

(3) 土砂災害警戒区域の警戒・避難計画の策定

土砂災害警戒区域等又は急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域において、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、指定緊急避難場所等の指定を進める。

町内には、土砂災害警戒区域等として、急傾斜地の崩壊については 135 の区域（うち土砂災害特別警戒区域として 132 の区域）、土石流については 65 の区域（うち土砂災害特別警戒区域として 42 の区域）、地すべりについては 13 の区域が指定されている。（令和６年３月 19 日現在）

(4) 安全管理の指導

がけ崩れ災害を防止するため、がけの所有者に対して、安全管理に関するパンフレット等でがけ崩れを誘発する行為の防止や日頃からがけの状況を把握するよう啓発する。

(5) がけの改善

がけ崩れ災害を防止するため、所有者による対策工事を働きかける。

(6) 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び利用者を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して、県と協力して、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、避難確保計画の作成、警戒・避難体制の確立等の防災体制の整備に努めるよう指導する。

２ 地盤の液状化対策

液状化とは、地震動により地下水を含んだ砂層が液体状になることにより、地盤面が軟弱化する現象で、建築物や構造物が倒壊したり、地下埋設管などが浮上したりするなどの被害が発生する。

県では、平成 25 年度から 26 年度にかけて実施した地震被害想定の中で、液状化の可能性を想定し、地震被害想定調査結果を広く県民に情報提供している。

県の地震被害想定調査結果によると、町内において液状化が発生するおそれのある地域は、主に河川の河口付近に分布している。

町は、県が策定した「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「対策工法マニュアル」の一層の普及を図るとともに、地震により液状化現象の発生が予測される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講じることにより、被害の軽減に努めるとともに、その他の一般建築物についても、液状化対策のための知識の普及を図るものとする。

液状化による被害を防止するため、次のような対策を啓発する。

(1) 地盤の改良

置換工法、コンパクションパイル工法、盛土工法などを用いて、液状化の危険のある地盤を改良し、液状化の発生を防止する。

(2) 建築物の対策

液状化が想定される区域に建築物を建築する場合には、支持くいを用いたり、地階を設けたりして、液状化が発生しても構造物に影響が及ばない構造を採用する。

第６節 危険物施設の安全対策

主管部：消防部

市街地には、ガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在している。また、工場などには、高圧ガスや毒物・劇物等の危険物施設がある。

これら、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物などを保有する施設は、個別法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されているが、県、町、関係団体が協調して、その安全対策に万全を期す。

１ 事業者に対する指導

町は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導する。

また、最先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進する。

２ 事業者の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など必要な措置を行う。

第７節 震災時空地・施設利用計画

主管部：政策財政部・総務部
関係部：関係各部

大規模な震災が発生した場合、応急仮設住宅の建設、災害廃棄物の集積・処理など、様々な応急対策活動や復旧復興活動が並行して行われるため、それらの活動拠点や事業用地として多くの空地や施設が必要となり、そのニーズは時系列で変化していく。

そのため、各課で実施する災害応急対策業務を分析し、空地及び施設の利用用途計画を検討する。

また、平常時から町内の空地・未利用地の把握に努め、震災時に活用できるよう努める。

第２章 防災力強化の取組み

第１節 消防力の整備・強化

主管部：消防部

１ 公設消防力の強化

地震時に同時多発する火災への対応力の強化のため、人員および消防車両・資機材の整備強化を図る。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など、救急高度化を推進する。

２ 消防団の強化

同時多発する火災に対応するためには、消防署の消防力のみならず、地域の消防力である消防団の消火活動が重要となるため、地域特性を考慮し、消防ポンプ自動車又は可搬式小型動力ポンプ付積載車を配置する。

また、地域の防災拠点となる消防団詰所には、消防車両・救助資機材の整備強化を図っていくものとする。

３ 消防水利の確保

地震時には、水道管路の破損などにより消火栓の使用が不能になる場合も考えられるため、耐震性貯水槽の整備、プールなどの貯水施設の常時使用が可能になる措置など、消火栓に依存しない消防水利の確保を整備する。

第２節 情報伝達体制の整備

主管部：政策財政部・総務部
関係部：関係各部

地震発生時に、町民に対し適切な情報提供を迅速に行うと同時に、救援・救助活動に携わる関係機関が被害状況を的確に把握し、相互の連絡を緊密にとりながら効果的な活動を行うことができるように、災害情報管理システムの効果的な運用や防災行政無線などの充実強化を進め、情報通信網の多重化を図る。

東日本大震災発生時には、災害対応に追われていたことなどから災害情報管理システムへの入力が困難となり、被害情報等の迅速かつ的確な収集ができなかった。また、相模湾沿岸では、大津波警報（特別警報）が発表されていたにもかかわらず、防災行政無線が聞こえにくいことや避難に対する認識が不十分であることなどから避難者が少なかったことが課題として挙げられる。

１ 被害情報等の受伝達体制の再構築

(1) 報告体制の見直し

被害状況等の収集、報告内容及び報告系統の整理などを徹底する。

(2) 連絡窓口の一本化

県、市町村間の連絡担当者を特定し窓口を一本化する。

(3) 災害情報管理システムの活用

災害時に、被災状況などの情報を一元化し、災害対応を行う関係部局が共有するため災害情報管理システムを活用する。

(4) その他通信設備の活用

県防災行政通信網の防災専用電話機や一斉受令 FAX の活用を検討する。

２ 防災行政無線

町の防災行政無線機器を定期的に点検・調整し、難聴区域の解消に努める。

３ 通信手段の強化

(1) 防災活動時の通信

防災活動時に拠点となり得る各地に移動系ＭＣＡ無線機を配備し、通信力の向上を図る。

(2) 町民への広報

防災行政無線の補完サービスとして、防災情報メール、ホームページ（ツイッター)、湘南ビーチＦＭ割込み放送、テレホンサービス、ライン（LINE）などで広報している。

今後は、これらのツールを用いた情報配信までの所要時間の短縮に努める。

このほか、町は、住民等への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）及び災害情報共有システム（Ｌアラート）の着実な運用に努める。

４ 要配慮者対策の強化

要配慮者に対しては、伝達手段及び伝達体制の整備に努める。

５ 初動体制の確保

従来の電話･携帯電話のほかに、携帯電話のメール機能を活用し、職員の初動体制を確保する。

６ 報道機関との協力体制の確立

報道機関の協力のもとに、発災時における災害報道を拡充し、被災者の生活再建を支援できるものになるよう努める。

７ 交通機関との連携

交通機関との連絡ツールの確立や職員への周知、帰宅困難者への広報体制、手段の確認など連携していくよう努める。

第３節 防災備蓄の推進

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 防災備蓄の基本的方針

震災直後における物資の調達や輸送の困難性を考慮し、また、大正型関東地震を想定した避難者数が約 12,550 人であることから、食料、飲料水、生活関連物資等の備蓄を推進する。

(1) 食料の備蓄

災害時に必要な食料については、発災からの時間経過や必要性に応じて県や協定事業者等から調達することとし、発災後、これらの食料を調達することができるまでの間、最低限の食料供給を行うため、食料の計画的な備蓄や町商工会との調達協定の締結に努める。

(2) 飲料水の確保

町は、長期にわたって保存できる水を計画的に備蓄していくとともに、防災用井戸水の飲用適合状況検査や、耐震性貯水槽及び災害用造水機等の点検を定期的に行い、常に複数の手段で飲料水を確保できる状態を保つよう努める。また、県企業庁は、一色配水池及び桜山低区配水池の飲料水を確保する。

(3) 生活関連物資の備蓄

災害時に必要な生活関連物資については、発災からの時間経過や必要性に応じて県や協定事業者等から調達することとし、発災後、これらの物資を調達することができるまでの間、最低限の供給を行うため、計画的な備蓄を進める。

(4) 防災資機材の備蓄

災害時に使用する資機材に関する備蓄については、発災後の物資運搬・調達の困難性を考慮して、各防災倉庫に分散して備蓄するものとする。

２ 防災倉庫等の整備

町内各小中学校、役場、消防団詰所、南郷上ノ山公園、葉山町保健センターなど 21 箇所に設置している。災害時に迅速に活用できるようにするため、倉庫内の整理整頓、防災資機材等の点検・整備を定期的に行う。

３ 応急対策従事職員用食料等の備蓄

災害応急対策に従事する職員は、町庁舎、災害現場、指定避難所などにおける過酷な業務に継続的に従事することから、体力の消耗を補うための食料及び飲料水などの備蓄を進める。

４ 町民が行う備蓄

大地震に備えて、町民各世帯や個人が食料や生活用品等を備えることが重要である。個人や家庭の事情に応じるものとするが、備えるべき食料の目安は、最低３日分、できれば１週間とする。

町は、防災訓練や防災講話などの機会に町民に避難時に持ち出すものとしての「非常持出品」や、地震後の生活を支えるものとしての「非常備蓄品」の備えを促進するための普及啓発を行う。

(1) 非常用持出品

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになる。

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサック等に詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておく。

項　目	概　　要
非常用持出袋の内容例	・飲料水 ・食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど） ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など） ・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、体温計、常備薬など） ・ヘルメット、防災ずきん　・マスク　・軍手　・懐中電灯 ・衣類　・下着　・毛布、タオル　・携帯ラジオ、予備電池 ・携帯電話の充電器　・使い捨てカイロ　・ウェットティッシュ ・洗面用具　・携帯トイレ　・手指消毒用アルコール ・歯ブラシ・歯磨き粉　・レインウェア　・紐なしのズック靴等 ※乳児のいるご家庭は、ミルク・紙おむつ・ほ乳びんなども用意しておきましょう。（首相官邸ＨＰから抜粋）

(2) 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低３日間を自足するための分量を備える。避難先へ持ち出すには重いものやすぐに必要とならないものを自宅や物置などに保管する。

なお、非常用品は特別なものを長期間備蓄するのではなく、日常使用しているものを普段から少し多めに購入し、定期的に消費することで不足分を買い足すといったサイクル（ローリングストック法）で管理することを推奨する。

項　目	概　　要
非　常　用 備蓄品の例	・非常食品（レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、菓子類など） ・飲料水・生活用水（1人1日3リットル×3日分を目安） ・給水用品（ポリ容器、バケツなど） ・カセットコンロ・カセットボンベ ・固形燃料（まきなど） ・簡易（携帯）トイレ（1人7日分程度） ・生活用品（食品ラップ、ビニールシート、トイレットペーパーなど） ※家庭の事情にあわせて必要なもの（ほ乳瓶、おむつ、生理用品、持病薬、ペット用品など）

５　物資供給事業者等の協力を得るための措置

町は、災害発生時に物資供給事業者等の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結等、円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努める。

第４節 広域応援受入体制等の整備

主管部：政策財政部・総務部・消防部
関係機関：県・県警察

県及び県内各市町村及び防災関係機関等と連携し、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災地域への配分方法や部隊等の効率的な運用について検討する等、広域応援受入体制等を整備する。

１ オール神奈川の充実強化への取組み

県、県内各市町村と連携・協力した広域支援体制の充実・強化に向けての取組みを実施する。

２ 広域応援受入体制の検討

応援を円滑に受け入れるため、県地域防災計画等に規定する事項との整合を図りつつ検討を行うものとする。

３ 広域応援活動拠点の確保

県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点として次のとおり指定する。

機関名	施 設 名	所 在 地
消 防 機 関	南郷上ノ山公園	長柄１８８８－１
警 察 機 関		
自衛隊機関		

４ 広域応援機関との連携強化

町は、災害発生時に関係機関等の応援を受け、又は関係機関等への応援を行う場合に備え、相互応援に関する協定の締結を行うなど、円滑な相互応援のために必要な措置を講ずるよう努める。

また、町が主催する防災訓練や図上訓練には、訓練の規模や目的などに応じて、自衛隊、県警察、県、他市町村などの応援機関の参加を求め、災害時における連携の強化を図る。

５ 広域応援支援体制の整備

防災協定締結都市や県内他市町村等において大規模災害が発生した場合に、町が行う応援体制（物資、人員、派遣手段等）について事前に検討する。

６ 消防の広域応援受入体制

消防の広域応援受入体制は、葉山町緊急消防援助隊受援計画に準ずるものとする。

７ 広域一時滞在に関する協定の締結

町は、災害発生時、町内のみでは十分な避難所等が確保できず、他市町村に被災者等の受入れを求める場合（広域一時滞在）に備え、あらかじめ広域一時滞在に関する協定を締結するよう努める。

第５節 被災地、被災者への支援体制等の整備

主管部：総務部
関係部：関係各部

県、県内各市町村が相互に連携し、被災地を支援する新たな仕組みについて検討し整備に努めるものとする。

１ 自発的な情報収集の実施

県及び町は、被災地の情報把握を自発的に行い、その情報を基に支援行動を開始するように努める。

(1) 県内の被災地に対して

県は連絡員等を派遣して必要な情報を収集する。

(2) 県外の被災地に対して

県は県外の大規模災害発生時に必要に応じて先遣隊を派遣して被災地の情報を収集する。

２ 役割の明確化

被災地の支援にあたっては、県及び県内市町村等と連携し、それぞれの役割を明確にするとともに、災害対策本部の役割分担に基づいた支援体制を確立する。

３ 支援要請の受入れ

町民や企業からの救援物資の提供や人的、物的支援の要請に対して、円滑に対応できるような受入れ体制を確立する。

４ 避難者の受入れ

避難者を受け入れるための、住居や仕事の確保、支援、個人情報の取扱い及びそれらを被災者へ広報する手段など、受入れ体制を整備する。

第６節 救急・救助体制の整備

主管部：福祉部・消防部
関係機関：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・県警察・自衛隊・逗葉地域医療センター

１ 救急・救助用資機材等の調達

消防は、災害発生時における救急・救助活動に必要な資機材を逐次整備し、機動的な救助・救急体制及び災害医療体制を確保するものとする。

２ 医療機関との協議

消防及び町は、災害発生時における救急・救助活動を円滑に行うため、一般社団法人逗葉医師会（以下「逗葉医師会」という。）、一般社団法人逗葉歯科医師会（以下「逗葉歯科医師会」という。）等とあらかじめ次の事項について調整し、確認しておくものとする。

項　目	概　　要
協議・確認が必要な事項	１ 災害発生時における連絡体制 ２ 医療機関の収容能力及び受入れ体制 ３ 医療救護班の編成及び現場派遣方法 ４ 医師及び看護師等の動員計画 ５ 現地救護所の設置とその運用 ６ 現場で必要な救急医薬品及び医療資機材の備蓄、調達並びに輸送の方法 ７ 傷病者の移送に関する協力体制 ８ その他必要な事項

３ 防災関係機関との協議

消防及び町は、災害発生時における総合的な現場活動体制を確保するため、県警察、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関と、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとする。

項　目	概　　要
協議・確認が必要な事項	１ 災害発生時における交通規制 ２ 自衛隊等の現場派遣部隊等の編成 ３ 現場における任務分担 ４ 現場における指揮の調整方法 ５ 現地救護所の設置とその運用 ６ 現場における各機関相互の連絡体制 ７ 各機関が保有する救急・救助資機材の備蓄及び調達に関すること

第７節 事業者等に対する指導

主管部：消防部

町は、各事業所の災害対応が効果的に行われるよう、事業者等に対する法令事項の指導に加え、災害防止のための指導を強化する。

１ 防火管理体制の強化

消防は、各事業所において、各種災害に対する事前対策及び災害時における応急対策が効果的に実施できるよう、防火管理者等に対する指導に努め、各事業所における防火管理体制の強化を推進する。

２ 予防査察による是正措置

消防は、火災予防上の不備等を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、予防査察により次の事項を主体とした指導を徹底する。

項　目	概　　要
予防査察による是正措置	１ 防火管理体制の適正な維持 ２ 避難施設及び防火設備の適正管理 ３ 消防用設備等の点検整備 ４ 火気使用設備・器具の安全管理 ５ 危険物等の安全な取扱いと貯蔵

３ 関係法令の改正や災害事例の周知

消防は、消防法関係法令及び葉山町火災予防条例等の改正や特に周知を必要とする災害事例に関する説明会や通知を行うことで、関係事業者等に対する指導を徹底する。

第８節 応急手当の普及啓発

主管部：消防部

１ 応急手当の普及啓発

消防は、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法などの応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における町民の救護能力の向上のため、応急手当の方法を普及啓発する。

２ 応急手当普及の方針

普通救命講習を計画的に実施するほか、地域における防災訓練や町が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。

第９節 情報通信網の整備

主管部：消防部
関係部：政策財政部・総務部

１ 防災関係機関及び事業所との連絡体制の強化

町は、防災関係機関及び都市災害の起因となりうる事業所等との連絡体制を定期的に確認し、災害発生時における円滑な連絡体制を確保する。

また、防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意思決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第２条第１項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

第 10 節 災害廃棄物等の処理に係る事前対策

主管部：環境部

町は、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、ごみ処理施設の被災状況を把握するとともに、ごみの発生量やし尿収集対象を推計し、県と連携して応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努める。

１ 一般廃棄物処理施設の耐震化等

町は、ごみ処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

２ 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

町は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、震災時における応急体制の確保に努める。

３ 震災時の相互協力体制の整備

町は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努める。 県は、市町村等とともに、災害廃棄物等の処理に係る新しい協力体制の構築について検討する。

４ 指針等の見直し

県は、「神奈川県災害廃棄物処理計画」等を見直し、充実を図る。

５ 必要な人員の配置

町は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置する。

６ 連絡体制の確立

町は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」等に基づき、相互間の連絡体制を確立する。

７ ごみ処理施設の被災状況の把握

町は、災害発生後速やかにごみ処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告する。

８ 仮設トイレの設置

⑴ 町は、住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置する。

⑵ 町は、備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討する。

９ ごみ及びし尿処理

⑴ 町は、避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、ごみの発生量やし尿収集対象発生量を推計し、通常時のごみやし尿の収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。

⑵ 町は、ごみやし尿の収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊又は稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討する。

第３章 避難所・避難場所の整備

第１節 震災時の避難

主管部：政策財政部・総務部・福祉部・環境部・都市経済部・教育部・消防部
関係機関：県警察

１ 震災時の避難の考え方

震災時に避難する場所は、地震発生からの時間経過と状況に応じて変化するので、避難場所については状況に応じた選択が必要である。

(1) 地震発生直後→「状況に応じて身を守る」

自分がいる場所や状況に応じて、安全を確保できる場所を選択する。

・ 海岸付近にいる場合は、津波のおそれがあるので、海岸から離れた高い場所へ
・ 自宅やその周辺にいる場合は、近隣の公園、広場、指定緊急避難場所等へ

(2) 周辺で大規模な延焼火災が発生したら

火災が発生し延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙からの身体の安全を確保するための広域避難場所を設定する。

(3) 身の安全を確保したら→「生活場所を選ぶ」

自宅が居住可能な場合は自宅に留まるが、自宅が被災、又は余震などにより自宅に留まることに不安を感じる場合は、近隣の指定避難所に避難する。

(4) 避難生活では

自宅に留まられた方は、近隣の指定避難所等で食料や飲料水の配給を受けるとともに、情報を入手する。

指定避難所に避難された方は、指定避難所で避難生活を送るが、余震の心配がなくなり、自宅が復旧するなどした場合は自宅に戻る。

２ 避難措置

(1) 町民の自主避難

町民は、家屋の倒壊及び火災の発生、津波の危険等により身の安全を図る必要が生じた場合、自己の判断で最寄りの公園、広場、指定緊急避難場所等へ避難する。

⑵ 避難情報の発令による避難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、避難実施のための必要な避難指示を行う。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令することができる。

ア 町長の措置

(ｱ) 災害対策本部における担当部

災害対策本部における担当部は、総務部及び消防部とする。

(ｲ) 避難情報の区分

区分	種別	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う場合及び関係法令
高齢者等避難【警戒レベル３】	災害全般	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき、対象となる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための情報を伝達します（災対法第 56 条第２項）。
避難指示【警戒レベル４】		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる（災対法第 60 条第１項）。
緊急安全確保【警戒レベル５】		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる（災対法第 60 条第３項）。

(ｳ) 避難の指示の権限の委任

町長は、緊急を要する場合の避難の迅速化を図るため、町長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難の指示の権限を委任する。

(ｴ) 緊急の場合の指示

上記により町長の権限の委任を受けた者は、その事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させる。この場合速やかにその状況等を町長に報告し、以後の指示を受けることとする。

イ その他の機関等の措置

区分	種別	実施者	指示を行う場合及び関係法令
避難指示	災害全般	警察官又は海上保安官	警察官又は海上保安官は、災害現場において町長等が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないとき（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時期を失するような場合)、又は町長から要求があったときには、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保を指示することができる。この場合、その旨を町長に速やかに通知する。（災害対策基本法第 61 条） なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第４条）
		災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	上記において、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第４条の準用により、避難のための指示をすることができる（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条)。
	地すべり	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条)。

３ 避難指示等の伝達

町は、避難指示等の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や防災情報メール、ホームページ（ツイッター)、湘南ビーチＦＭ割込み放送、テレホンサービス、Ｌアラート、消防団、自主防災組織を始めとした効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

４ 災害発生時の避難体系

災害発生時の避難は、津波による危険度や被害の切迫性に応じて変わる。

災害発生時に落ち着いて身を守れるよう、日頃から、自宅、学校、職場など、自分がよく行く場所の立地条件を考慮して、対応をイメージしておくことが大切である。

５ 避難に関する普及啓発

災害発生時に身を守るためには、自宅等における安全確保の方法や指定避難所、指定緊急避難場所を把握することが大切である。

そのため、町は指定避難所や避難体系図などを掲載した防災マップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施する。

６ 避難計画の策定

町は、「葉山町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、関係部署、自主防災組織等との連携のもと、避難行動要支援者に対する避難支援対策に取り組む。

この際、関係者と連携して避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。

７ 避難所の運営

町は、「葉山町避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。

８ 住民への周知

町は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、防災マップなどを作成・更新し、配布又はホームページ等で公開することにより、住民に周知するよう努める。

９ 避難訓練

町は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、災害ごとの指定緊急避難場所、避難経路及び避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性に資するための訓練を実施する。併せて、地震発生後の津波に関する情報の伝達など円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、情報伝達に係る訓練を実施する。

10 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅供給体制の整備

町は、県が迅速に応急仮設住宅を供給するために必要な建設可能地調査等の事務に協力する。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅運営マニュアルの作成

町は、県が作成する、応急仮設住宅の入居基準、運営等についてのマニュアル策定指針に基づいたマニュアルを作成する。

(3) 罹災証明書の交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるように、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

11 避難所におけるペット対策

町は、事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民に周知する。

また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任など、避難所運営委員会を中心に注意事項を具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。

12 避難所における感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応については、県の「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」や町の「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（令和２年６月１日）に基づき、感染症対策を徹底する。また、指定緊急避難場所に加えて、企業の研修施設等が避難所として利用できるよう災害協定の締結を進め、通常の災害発生時より可能な限り多くの避難所が開設できるよう努める。

第２節 帰宅困難者に対する対策

主管部：政策財政部・総務部

県の被害想定では、町における三浦半島断層群の地震発生に伴う帰宅困難者数は 640 人と予想されており、これら帰宅困難者をいかに安全に帰宅させるかという二次災害防止が重要である。そのため、安全に帰宅できるまでは、むやみに移動しない、させないことが重要である。

1 帰宅困難者の抑制対策

(1) 一斉帰宅抑制の基本方針

ア 災害発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があることから、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。

イ この基本原則を実効あるものとするため、関係機関、企業等に一斉帰宅抑制を促していく。

ウ 帰宅困難者に対する安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みについて、関係機関と連携の下整備していく。

エ 児童・生徒の安全確保のため、学校などの関係機関に、必要な取組みを求めていく。

(2) 一斉帰宅抑制の取組み

ア 関係機関及び企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認のうえ、従業者等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。また、必要な飲料水、食料、毛布などの備蓄に努めるものとする。

イ 関係機関及び企業等は、従業者等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所建物の耐震化、家具等の固定、ガラスの飛散防止、非常用電源の整備など、従業者等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

ウ 関係機関及び企業等は、ＢＣＰ（業務継続計画）等に、災害発生時における従業者等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業者に周知しておくものとする。

エ 関係機関及び企業等は、災害発生時には電話が混み合うことを踏まえ、事業所と従業者間の安否確認方法をあらかじめ定めておくとともに、従業者とその家族間においても、携帯電話、災害用伝言版や災害用伝言ダイヤル等複数の安否確認手段をあらかじめ確認することについて、周知しておくものとする。

オ 防災関係機関及び企業等は、災害発生を想定した訓練を定期的に実施し、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

カ 防災関係機関及び企業等は、町や自主防災組織等と、災害発生時の対応を事前に取り決めておくなど、日頃からの連携に努めるものとする。

２ 一時滞在施設の指定等

(1) 一時滞在施設の指定と確保

帰宅困難者等の一時滞在施設について、耐震性を確保しながらも町有施設、県有施設及び民間事業者と協力し民間施設も含めた多くの施設の確保に向けた取組みを検討する。

(2) 一時滞在施設の開設基準

一時滞在施設の開設基準や開設施設の優先順位及び職員の配置等、一時滞在施設開設についての計画を策定し、マニュアル化するように努める。

３ 帰宅支援ステーションの確保

県は、九都県市等を通じて、事業者、団体と協定し、徒歩帰宅者に対して、水、トイレ、交通情報の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保しており、町は必要に応じて、県に対して、協力を要請する。

４ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者は、家族の安否情報、帰宅するための交通情報、地震や津波に関する情報、被害発生状況等の情報ニーズが高いため、従来の広報手段に加え、地震発生時にも活用できるような様々なチャンネルを検討する。

５ 訓練の実施

町は、県及び関係機関の実施する訓練等に参画し、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理手法等を把握する。

第３節 要配慮者等に対する対策

主管部：総務部・福祉部・都市経済部

１ 要配慮者の把握

町は、要配慮者の情報を庁内で共有化し、災害時に迅速に対応できるよう努める。

２ 避難情報の区分による避難体制の啓発

町は、要配慮者の迅速な避難のために、「高齢者等避難」の発表基準の見直しを検討する。

３ 避難誘導、搬送等

町及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

４ 避難対策

(1) 支援体制の整備

町は、指定避難所において要配慮者等が安心して生活できるよう、支援体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の整備

町は、町内３箇所の社会福祉施設と「災害時等における緊急受入れに関する協定書」を締結しているが、引き続き、福祉避難所となり得る施設の候補を選定し、要配慮者のための避難所として整備する。

また、葉山町福祉文化会館に加え、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 応急仮設住宅の設置

町は、要配慮者に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む。）の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。

５ 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

町は、社会福祉施設の管理者に対し、危険箇所及び危険区域、指定避難所、指定緊急避難場所、警戒避難基準等の情報提供に努める。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断及び必要に応じて耐震補強工事を実施するとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努め、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 社会福祉施設への収容

町は、自力避難困難者に対する避難誘導、搬送等について、自主防災組織、自治会・町内会、近隣住民等による協力体制を整える。

特に、指定避難所での対応が困難となった要配慮者については、社会福祉施設に家族単位で収容できるよう、必要な支援を行う。

(3) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応をするため、防災体制を整え、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に夜間における緊急連絡や利用者の避難誘導体制は、施設職員数が手薄であることや停電等の悪条件が重なるおそれがあることから、これらを踏まえた組織体制の確保に努める。

また、社会福祉施設の管理者は、町と連携し、施設相互間、近隣住民及び自主防災組織、自治会・町内会との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態に応じた協力を得られるよう体制づくりを行う。

(4) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報ができる非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や利用者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や利用者が、災害時の切迫した危機的状況下においても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の判断能力、行動能力に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、施設職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めるとともに、施設職員の参集体制も整備する。

６ 医療体制の整備

町は、人工透析患者等の医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努める。

７ 県が作成するマニュアルの活用

町は、県が作成する「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」（健康医療局所管）などを参考に、「要配慮者避難支援マニュアル」の整備に努める。

８ 避難行動要支援者避難支援プランの整備

町は、平成 24 年 1 月に策定した「葉山町避難行動要支援者避難支援プラン」について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかにこれを修正するものとする。

第４節 指定避難所

主管部：総務部

指定避難所は、震災時に自宅が倒壊するなど、住居を失った人の一時的な避難生活の場であるとともに、避難生活の支援拠点となる施設である。

１ 指定避難所の指定

災害対策基本法第 49 条の７に基づく指定避難所は、各小学校区に１箇所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ小学校、中学校及び高等学校等を指定する。

２ 指定避難所の機能強化

指定避難所は、避難生活の場であるとともに、周辺住民等への支援拠点であるため、運営に必要な物資・資機材の整備に努める。

３ 避難所運営委員会等

町は、県の避難所運営マニュアル策定指針に基づき、自主防災組織等、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を平時より設置し、避難所運営マニュアル作成の支援をするなど、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を推進する。

４ 指定避難所に関する届出及び取り消し

指定避難所に指定された施設の管理者は、当該施設を廃止又は改築等により変更する場合には、町へ届け出るものとする。

また、町は、指定避難所の指定を取り消した場合には、その旨を県に通知するとともに、公示する。

第５節 指定緊急避難場所

主管部：総務部

指定緊急避難場所は、住民等が災害から身の安全を守るために緊急的に避難する施設又は場所である。

１ 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第 49 条の４に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第 20 条の３に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

なお、災害の規模や被害状況等により、町内会（自治会）館等を避難場所として開設することとする。

２ 指定緊急避難場所に関する届出及び取り消し

指定避難所の場合と同様、指定緊急避難場所に指定された施設の管理者は、当該施設を廃止又は改築等により変更する場合には、町へ届け出るものとする。

また、町は、指定緊急避難場所の指定を取消した場合には、その旨を県に通知するとともに、公示する。

３ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

第６節 広域避難場所

主管部：総務部

広域避難場所は、災害によって大規模な火災が発生したとき、輻射熱や煙などの火災の危険から一時的に身を守るために避難する場所である。

１ 広域避難場所の指定

火災が延焼拡大したとき、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所として、周辺大火による輻射熱に対して避難者の安全が確保できる面積（概ね 10ha 以上）を確保できる町有施設（公園）を指定する。

第４章 災害医療・防疫体制等の強化

第１節 救出・救助、消火体制の強化

主管部：総務部・都市経済部・消防部
関係機関：県

大地震発生後には、家屋の倒壊等により下敷きになるとともに、津波等により多くの人が行方不明になることが想定される。

このことから、町及び関係機関、町内の事業者間の協力・連携を図り、迅速に救出・救助が行える体制を構築する。

１ 救助用重機の確保

町は、倒壊建築物からの人命救助に必要な建設用大型重機の確保に努める。

２ ヘリコプターの活用

町は、県と連携し、災害時の要員や物資の輸送、救助、重症者の搬送等に県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターの活用を図る。

３ 消防の強化

(1) 事前計画の策定

町は、地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定する。

(2) 消防力の整備強化

町は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。

４ 資機材・装備の強化

町は、災害時の活動に必要な防災資機材の整備や備蓄の充実を図る。

第２節 災害医療体制の整備

主管部：福祉部
関係機関：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会

大地震が発生した場合には、家屋の倒壊、家具類の転倒やガラスの飛散などによって、多数の負傷者が発生することが予想される。

震災時に、限られた医療要員により最大限の医療効果を上げ、町民の生命・身体の安全を確保することを目的に、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉薬剤師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。

１ 医療救護所の指定

町は、逗葉医師会の協力のもと、医療救護所を設置し、トリアージ及び医療機関への搬送手配や、傷病者のうち、軽・中等症者に対する応急手当を行う。

また、重症者（妊婦を含む）については、町内に総合的病院がないため、原則として、町内又は横須賀市内の病院へ搬送する。なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重症者が発生し、又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等、医療チームの派遣要請を県に対して行う他、逗葉医師会等と協力のもと、医療チーム等の配置調整を行う。

医療救護所設置予定場所	所在地
上山口小学校	葉山町上山口 158
葉山町保健センター	葉山町一色 1503-2
葉山小学校	葉山町堀内 2050-1
長柄小学校	葉山町長柄 130

救護班の基本構成	人　員
医師	1
看護師	2
その他の職員	2
合計	5

２ 医療活動体制の確保

(1) 設備等の確保

災害医療活動拠点の機能を果たすために必要な水、電気、通信などの確保に努める。

(2) 逗葉医師会等との連携

災害時の医療を確立するため、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会との連携を強化し、医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制の充実や医療機材等の確保を推進する。

(3) 医薬品・医療資機材の備蓄

災害時必要な医薬品及び医療資機材を備蓄する。備蓄に当たっては、備蓄品目及び数量等について逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会等と調整し決定する。

(4) 各種マニュアルの充実

保健師の発災後 72 時間の活動を記載した「葉山町災害時保健師活動マニュアル」や、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、逗子市などと協力して作成する発災後 72 時間の活動について定めた「逗子葉山地区災害時医療救護ガイドライン」の内容強化及び随時更新を進める。

第３節 地域医療搬送計画

主管部：福祉部
関係機関：各関係機関

大規模災害時において、重症者の救命と被災地内医療の負担軽減を図るために、重症患者搬送に従事する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や救護班の被災地外からの派遣（受援）及び重症患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送するため、神奈川県保健医療救護計画の下で対応する。

第４節 防疫体制の整備

主管部：福祉部・環境部
関係機関：鎌倉保健福祉事務所

地震災害を契機とする感染症には様々な発生源があり、その発生源の確認に対して普段から組織的な対応を検討しておく必要がある。

１ 基本的な考え方

災害発生後における感染の発生源を確認し、まん延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除、飲料水検査などに対して迅速な活動が開始できるよう、職員の教育、訓練などの体制強化を進める。

２ 防疫体制の確立

町及び鎌倉保健福祉事務所は、災害発生時における防疫体制の確立を図る。

３ 資機材の備蓄

町及び鎌倉保健福祉事務所は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画を図る。

第５節 遺体処置体制の整備

主管部：福祉部

大規模災害発生時において、多くの人命が失われる事態に備えて、遺体の身元確認や検視などの遺体の処置体制について検討する。

１ 遺体安置所の指定

多くの人命が失われるような大規模災害の発生に備え、遺体安置所を被災状況に応じて小中学校体育館の中から指定し、遺体の収容に関する処置が滞りなく進められるように事前の準備を行う。

２ 遺体安置所の運営体制の確保

遺体安置所を適切に運営するため、「葉山町災害時遺体処置マニュアル」に従い、遺体の身元確認、火葬許可、遺族への引き渡し等に関する書類の準備、遺体の保存、見分、検視・検案に必要な資機材の確保に努めるなど運営体制を確立する。

３ 応援体制

災害が大規模で、遺体が多数にのぼり、町内の防災関係機関だけでは対応が困難な場合に備えて、その他防災関係機関等との応援体制の確立に努める。

安置所に収容されている遺体を火葬場等へ搬送する場合に備えて、民間葬祭業者等からの棺の調達、連絡系統の明確化など体制面での事前対策を強化する。

４ 広域火葬体制の強化

震災時における遺体の処置を迅速に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等に関する関係団体との協定の締結に努める。

第５章 緊急輸送体制の整備

第１節 緊急輸送道路等の整備推進

主管部：総務部・都市経済部

震災時における、物資、資機材、要員の輸送等の対策を円滑に行うため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送道路等の整備に努める。

１ 物資の受入、配送拠点の指定

次の場所を物資の受入、配送拠点とする。

名　称	住　所
SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION	長柄 1583－17
【上記代替施設】ヤマト運輸葉山センター	長柄 859－1

２ 緊急輸送道路の指定

神奈川県が、災害発生時における物資輸送のために利用する緊急輸送道路を指定する。

【第１次路線】

路 線 名	区 間
国道16号（横浜横須賀道路）	全線
国道134号	全線
逗葉新道	全線
県道207号（森戸海岸）	全線
葉山町道200号線	県道207号（森戸海岸）交点～葉山港臨港道路交点
葉山港臨港道路	全線
県道311号（鎌倉葉山）	国道134号長柄交差点～県道217号［逗子葉山横須賀］交点（トンネル入口）

【第２次路線】

路 線 名	区 間
県道27号（横須賀葉山）	全線
県道217号（逗子葉山横須賀）	県道３１１号交点～県道２７号（横須賀葉山）交点
県道311号（鎌倉葉山）	逗子市境～国道134号長柄交差点
葉山町道牛ヶ谷戸根山線	葉山町役場～葉山町道311号線交点
葉山町道311号線	葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号交点

３ 緊急交通路の指定

緊急交通路とは、災害対策基本法第 76 条第１項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、県警察）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車）のみ通行可能となる。

なお、緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は『緊急輸送道路』に移行する。

【緊急交通路指定想定路】

路 線 名	区 間
国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
逗葉新道	南郷トンネル入口交差点から逗子方面までの間
県道311号（鎌倉葉山）	南郷トンネル入口交差点から南郷交差点を右折して逗子方面までの間

※上記路線のうち、必要に応じて県公安委員会が緊急交通路として指定します。

４ ヘリポート等の指定

空路を利用した応急対策活動拠点として、また支援物資の空路からの支援物資の受入れのため、災害時に利用するヘリポート等を指定する。なお町は、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等により、運用方法の検証を図る。

ア　県指定のヘリコプター臨時離着陸場

所 在 地	名 称	面 積（㎡）
三浦郡葉山町一色2040	小 磯 の 鼻 台 地	900
三浦郡葉山町堀内50	葉　　山　　港	1,600

イ　町指定のヘリコプター臨時離着陸場

所 在 地	名 称	面 積（㎡）	識別マーク
三浦郡葉山町上山口158	葉山町立上山口小学校校庭	8,623	有
三浦郡葉山町一色1060	葉山町立一色小学校校庭	7,158	有
三浦郡葉山町堀内2050―１	葉山町立葉山小学校校庭	7,687	有
三浦郡葉山町堀内2247－２	葉山町立葉山中学校校庭	13,542	有
三浦郡葉山町長柄130	葉山町立長柄小学校校庭	6,158	有
三浦郡葉山町長柄1835	葉山町立南郷中学校校庭	10,922	有
三浦郡葉山町長柄1888－１	南郷上ノ山公園多目的グラウンド野球場	10,211.85 9,738.52	無
三浦郡葉山町上山口2108	葉山国際カンツリークラブパブリックコース３番ホール	2,800	無

５ 物資受入港の指定

神奈川県全域が被害を受けるような大規模な地震災害や陸上の輸送路が被害を受けた場合に備えて、海域からの応援を受け入れる経路を確保するため、物資受入港を指定する。

港 湾 名	種　　別	管 理 者
葉　山　港	地 方 港 湾 葉 山 港	神 奈 川 県

第２節 緊急通行車両の確認

主管部：総務部

災害応急対策に係る円滑な緊急輸送を確保するため、緊急交通路等において、緊急通行車両以外の一般車両の通行が禁止・制限される。

このため、町が行う災害応急対策活動に使用する予定の車両について、緊急通行車両であることの確認を受けるための事前届出を行わせる。

１ 緊急通行の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第２項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものである。

ただし、道路交通法に規定する緊急自動車については、緊急通行車両の登録手続を省略することができる。

項　目	概　　要
緊急通行車両の業務要件	・警報の発表及び伝達並びに避難指示 ・消防、水防その他の応急措置 ・応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護 ・施設及び設備の応急復旧 ・清掃・防疫その他保健衛生 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 ・緊急輸送の確保 ・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

２ 緊急通行車両の事前届出

各部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に町長に報告し、町はこれを取りまとめ、県公安委員会（県警本部）に緊急通行車両の事前届出を行い、事前届出済証及び確認証明書の事前の交付を受ける。

３ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

災害時における緊急通行を行うときに必要な緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）及び確認標章は、災害発生後、事前届出の有無に応じて次により交付を受ける。

項　目	概　　要
事前届出済の車両	事前に交付を受けた届出済証等を警察署又は交通検問所に提出し、証明書及び確認標章の交付を受ける。
事前届出のない車両	事前届出のない車両を使用する場合は、それぞれ緊急通行車両の確認申請を行う。

第６章 防災体制の強化

第１節 初動体制の強化

主管部：総務部
関係部：関係各部

震災時には、初動段階での的確な情報収集や応急対応が、その後の災害対策に重大な影響を及ぼすため、町における発災後の初動体制の強化を推進する。

１ 初動期の連絡体制の確立

災害発生時にも確実に職員が参集できるよう、震災時における参集連絡体制を強化する。

連絡手段	概　要
連　絡　網	職員メール参集システム等を活用し、速やかに職員の安否確認を行い、参集の可否について把握する。
自　動　参　集	地震発生時には、音声通話の規制や通信の輻輳が予想されるため、震度４以上の地震発生を覚知した職員は、定められている配備基準に基づき自主的に参集とする。

２ 職務代理者の事前指定

初動時において、幹部職員が参集するまでの間の意思決定を遅滞なく行うため、町長の職務代理者は次のとおりとする。

被代理者	職務代理者とその順位
町 長 （災害対策本部長）	第１順位 副町長 第２順位 教育長 第３順位 総務部長

３ 災害対策本部室の代行機能の整備

町は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、通信機器の整備、職員の搬送手段の確保など、災害対策本部代行機能の充実を図る。

４ 町、防災関係機関の組織体制の充実

町及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

第２節 防災に関する組織体制

主管部：総務部
関係部：関係各部

町では、次の組織体制により災害応急対策を行うものとする。

１ 災害対応組織の種類

(1) 事前配備 （準備体制・警備体制）

被害状況等の収集及び事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な地震災害応急対策が行える体制

① 事前配備第１（準備体制）
② 事前配備第２（警備体制）

(2) １号配備 （警戒体制）

局地的な災害に直ちに対応できる体制

(3) ２号配備 （非常警戒体制）

１号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対応できる体制

(4) ３号配備 （非常体制）

全職員をもって当たる完全な体制

２ 災害配備職員の事前指定

地震等が発生し、配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集を行うため、参集する職員を事前に指定するものとする。

３ 災害対策本部等の組織と事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、葉山町災害対策本部運用要綱に定めるところによる。

４ 訓練等の実施

地震の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、災害発生時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

第３節 防災関係機関相互の連携強化

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 防災・危機管理に関する協議会等への参画

町及び防災関係機関は、町域における災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、防災及び危機管理に関する協議会等への参画を行うことにより、相互の連携強化を図るものとする。

第７章 災害に強い人づくりの推進

第１節 防災意識の普及啓発

主管部：総務部・教育部・消防部
関係部：関係各部

震災時に、被害を最小限にとどめるためには、行政機関と住民が連携して活動することが重要である。

そのため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験を持つことを目的として、次のとおり防災知識の普及啓発に努める。

１ 町職員への防災教育

町民の生命、身体及び財産を災害から守るという、町の最も重要な責務を遂行するため、町職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

２ 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、町民等を対象として次のとおり防災知識の普及・啓発を行い防災意識の向上を図る。なお、普及・啓発に際しては、要配慮者について十分に配慮する。

<table>
<tr><th>普及方法（例）</th><th>普及事項</th></tr>
<tr><td>自主防災組織等に対する防災講話</td><td rowspan="7">・地震及び津波に関する知識
・町等、防災機関の災害対策
・地震に対する日頃の備え
・住居の耐震化の重要性
・自主防災活動の重要性
（自助・共助・公助について）
・要配慮者に対する支援について
・震災時における避難の判断方法
・避難場所等の役割
・地震発生時の身の守り方（※）
・応急救護、救出救助の方法
・安否情報の確認方法
・その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>防災マップ等の作成・配布</td></tr>
<tr><td>防災読本及びパンフレットなどの作成・配布</td></tr>
<tr><td>広報紙の活用</td></tr>
<tr><td>テレビ、ラジオ、新聞等の活用</td></tr>
<tr><td>防災講演会の開催</td></tr>
</table>

※「平成 28 年熊本地震」では、強い揺れが連続し余震も長く続くなど、地震の揺れの怖さを再認識することとなった。地震が発生した場合は、まずは、自らの身を守ることが何よりも大切である。

３ 町民が取るべき措置

町民は「自らの身は、自ら守る」、「皆のまちは、皆で守る」の意識に立ち、日頃から防災知識を身につけ、地震発生時には適切な行動をとり、身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に行い被害の軽減に努める。

項目	概　　要
町民が取るべき措置	・防災知識を高める。 ・地域で行う防災訓練へ積極的に参加する。 ・出火防止措置の推進に努める。 ・消火器などの消火用具や感震ブレーカーを備え付ける。 ・建物の耐震化、家具類の転倒防止及び備品等の落下防止措置 ・ガラス等の飛散防止措置 ・危険なブロック塀などの改善 ・発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持出品の準備 ・自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨１週間分の食料や飲料水その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 ・震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認などを話し合う。

４ 学校での防災教育の推進

自然災害等の危険に際して自らの命を守りぬくため主体的に行動する態度を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるために、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を、家庭地域社会と連携しながら推進する。

また、教職員の危機対応能力の向上を図るための研修を充実させる。

５ 災害経験の伝承

過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の促進に努める。

第２節 防災訓練の実施

主管部：総務部・教育部・消防部
関係部：関係各部

地震発生時の非常事態において、とっさに的確な行動をとるためには、日頃から災害を想定した訓練を積み重ねておくことが重要である。

町における防災訓練は、次のとおり実施する。

１ 防災訓練の種類

(1) 町職員及び防災関係機関の訓練

町民の生命、身体及び財産を災害から守るという、町の最も重要な責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し行動できる力を身につける。

訓練の実施に当たっては、防災関係機関や応援職員と連携するとともに、より実災害に即した訓練の実施に留意する。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染対策を考慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

(2) 町民が行う防災訓練

実災害を強くイメージし、自助による適切に身を守る行動、初期消火、救出救助、安否確認、避難場所の判断など、共助により住民自らがまちを被害から守ることを中心とした防災訓練を実施する。なお、訓練の実施に際しては、要配慮者、外国人等に十分に配慮する。

２ 災害対応能力向上の PDCA サイクル

町では、各種防災訓練を活用し、下図のサイクルにより災害対策の向上を図る。

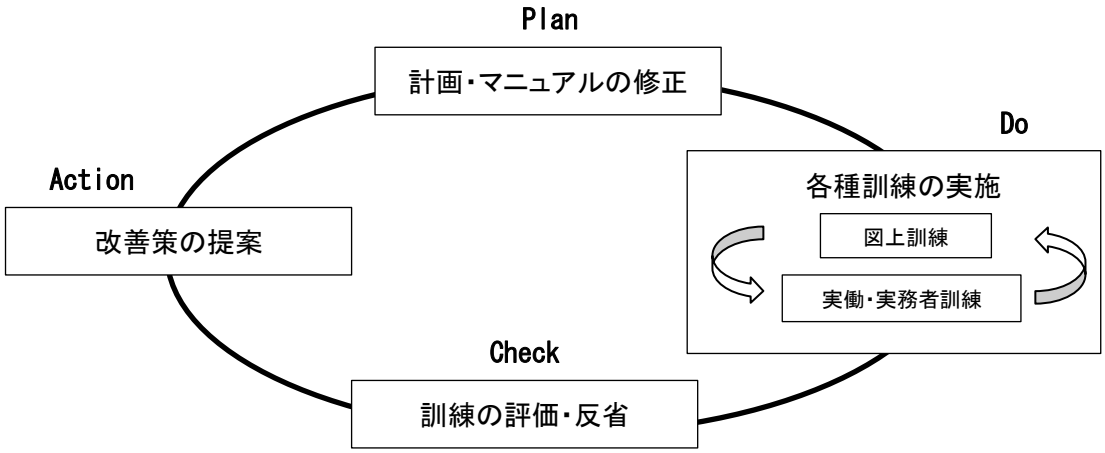

３ 学校における防災訓練の充実

学校施設内での自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力はもとより、地震、津波に関する知識、日頃の備え、災害時における行動など、防災知識の普及啓発をあわせて実施することで、自助力・共助力を育成する。訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

① 段階に応じた防災教育の実施
② 家庭や地域との連携
③ 地域への協力要請
④ 教職員研修の充実
⑤ 多様な場面の想定訓練

第３節 災害ボランティア活動の環境整備

主管部：福祉部
関係機関：社会福祉協議会、葉山災害ボランティアネットワーク

災害時におけるボランティア活動は、被災した町民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。

災害発生時に広くボランティアの協力を得るために、関係団体との連携による活動環境の整備やボランティアの受入体制の整備等を次のとおり実施する。

１ 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防ぐため、災害時等において、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体をいう。

(2) 災害ボランティアの区分

区　分	概　　要
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア
専門ボランティア	医師、看護士、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア

２ 一般ボランティア受入れ体制の整備

町は、災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れや活動内容のコーディネート、ボランティア関連情報の受発信などを行う災害救援ボランティアセンターの設置を、葉山町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に要請する。

社会福祉協議会は、災害救援ボランティアセンターを設置し、災害救助ボランティアコーディネーターの協力を得て災害救援ボランティアセンターの運営を行い、町は、災害救援ボランティアセンターの設置場所の確保、情報等の提供を行う。

町が提供する設置場所	提供機関
保育園・教育総合センター２階 学びの広場及び研修室	社会福祉協議会が、別途、災害救護ボランティアセンターを設置するまでの概ね３週間程度

３ 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、専門性の高いコーディネーターが不可欠であるため、社会福祉協議会は、災害ボランティア関係団体と協力し、災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。町は、災害ボランティアコーディネーターの養成に伴う研修会等に対して必要に応じて協力・支援する。

第４節 専門ボランティアの育成等

主管部：都市経済部

１ 応急危険度判定士

町は、県及び県内他市町村とともに「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を組織し、応急危険度判定士の養成、判定士の災害補償制度の確立、判定体制の整備等を推進する。

２ 被災宅地危険度判定士

地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための危険度判定を実施する「被災宅地危険度判定士」については技術系公務員を主体とした養成を推進する。

第８章 災害に強い地域づくりの推進

第１節 自主防災活動の促進

主管部：総務部

地域住民の「皆のまちは、皆で守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

１ 自主防災組織の確立

町内会・自治会などの住民組織を中心とした自主防災組織の育成を継続していく。

２ 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長を置き、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

編成に当たっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定める。

班編成も、組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実していくことも必要である。

〈組織の基本的な班編成〉

編成班名	日常の役割	災害時の役割
情　報　班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消　火　班	器具点検・防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資材調達・整備	負傷者の救出 救護活動
避難誘導班	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

３ 自主防災組織の活動基準

(1) 地区防災計画の作成

地区における防災力の向上を図るため、訓練や物資の備蓄などの自発的な防災活動に関する計画を、地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案することができる。

町は、一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認める時は、地域防災計画の中に位置付ける。

(2) 平常時の活動

ア 防災知識の広報・啓発

災害への備えと災害時の的確な行動がとれるよう、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 地域の災害危険箇所の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害警戒区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行い、当該実態に即した消防活動、要配慮者に配慮した避難誘導等の対応策について、十分理解しておく。

ウ 防災訓練の実施

災害発生時に備えて日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練の種類は、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等、地域の特質を考慮した内容で実施する。

エ 火気使用設備機器等の点検

地震等の発生に伴う火災発生の原因となり得るもの等について、普段から十分点検して対策を講じておく。

オ 防災資機材等の整備

地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、町や消防機関等の指導を受けて十分検討する。

カ 要配慮者対策

葉山町個人情報保護条例に則り、個別避難計画の策定に努める。

キ 他団体と連携した訓練活動の実施

消防団、災害ボランティア、事業所等と連携した訓練の実施を検討する。

ク 指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等の確認をする。

(3) 地震発生時の活動

ア 情報の収集及び伝達

町及び他の公的機関からの情報を地域住民に的確に伝達し、町民の不安感を取り除くとともに、地域内に発生した被害の状況を町等に報告し、的確な応急活動を実施する。特に、要配慮者には的確に伝達できる体制を検討する。

このため、あらかじめ次の事項を定めておく。

(ｱ) 連絡をとる防災関係機関

(ｲ) 防災関係機関との連絡手段

(ｳ) 地域住民に連絡するルートと責任者

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末を呼びかけ、火災が発生した場合は相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出・救護活動

がけ崩れ、建物の倒壊等で負傷者が発生したときは、速やかに消防へ連絡し、到着までの間には救出活動を実施する。

負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の手当を必要とする場合は、救護所へ搬送する。

エ 避難の実施

高齢者等避難が発表、避難指示が発令されたときは、地域住民に対し周知徹底を図り、迅速に指定避難所、指定緊急避難場所へ誘導する。

避難の実施に際しては、次のことに留意する。

(ｱ) 誘導班は、火災、落下物、危険物、がけ崩れ等がないか確認しながら誘導する。避難路は、あらかじめ検討しておいた避難路によるが、状況に応じ適切な判断により、より安全なルートを選択する。

(ｲ) 携帯品は、必要最小限とするよう指導する。

(ｳ) 要配慮者等、避難が困難な者に対しては、他の地域住民の協力を要請し、円滑に実施されるように配慮する。

オ 給食・給水

指定避難所等において又は援助を必要とする者があるときにおいて、必要品目、必要数の把握、自主調達、町民への配布を行い、町の実施する救援活動に協力する。

４ 自主防災組織相互の連携強化

自主防災組織相互間等の協力体制の強化を図る。

５ 自主防災リーダーの育成

自主防災組織の中核となるリーダーの育成に努める。

６ 自主防災組織に対する支援の充実

自主防災組織の防災資機材整備を推進するための支援を行う。

第２節 事業者の防災活動の促進

主管部：総務部・消防部

災害時において、町内事業者が、管理する施設や設備の安全性を確保するとともに、災害時における地域の防災活動に貢献するなど、社会的責任を果たすことができるよう、事業者の防災活動の促進に努める。

１ 事業者の取るべき措置

事業者は、地域社会の構成員として、その社会的責任を果たすため、防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう次のとおり努める。

項　目	概　　要
事業所の安全化	震災時における事業所施設や設備の安全性を確保することで二次災害を防止する。
防災計画等の整備	防災計画、業務継続計画（BCP）や非常用マニュアルなどの整備を進め、災害による事業活動や地域経済への影響を最小限度にとどめる。
非常用品等の備蓄	防災資機材、水、食料等の備蓄や適正な原材料ストックの確保など、事業を継続するための備蓄の充実に努める。
従業員・顧客の安全対策	事業所内での人的被害を未然に防ぐ措置を講じるとともに、応急手当技術の習得や従業員の安否確認手法の整備に努める。
地域社会への貢献	平常時における地域活動への参加や自主防災組織等との協力体制の確立などに努める。

２ 事業者に対する指導

(1) 自衛消防組織などの育成指導

町は、大規模な地震が発生した場合に、消防防災機関を補完し、地域の防災活動に協力するための組織として、町内企業の持つ組織力を活用して消防防災活動を行う「自衛消防組織」の育成指導を推進する。

(2) 地域内の自主防災組織との連携の促進

町は、地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する。

(3) 企業防災計画や業務継続計画（BCP）の策定支援

町は、事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画などを作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援する。

第３節 要配慮者対策の推進

主管部：総務部・福祉部

地域には、災害発生時において、臨機応変に避難を判断し行動することが難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者が暮らしている。

町では、こうした方やその家族、地域住民が安心して生活することができるよう、要配慮者対策を推進する。

１ 基本的な考え方

町は、避難行動要支援者に関する個人情報を集約した一覧（以下「避難行動要支援者リスト」という。）を町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員及び消防機関（以下「地域支援者」という。）に提供し、地域支援者は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するものとする。また、町と地域支援者は、災害時に備えて日ごろから連携の強化に努めるものとする。

２ 町の役割

避難行動要支援者に対する支援の内容は、次のとおり。

区 分	実 施 事 項
町の役割	１ 避難行動要支援者リストを作成するにあたり、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を収集するよう努める。 ２ 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定しておく。なお、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。 ３ 避難行動要支援者リストについて適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティー対策を徹底する。 ４ 避難行動要支援者の状況は常に変化するため、避難行動要支援者リストを更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。また、情報に変化が生じた場合は、避難支援等関係者で共有する。 ５ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者リストの意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくなど、地域全体での話し合いによるルール決め、計画づくり、周知に努める。 ６ 大災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、防災関係機関等と連携して、避難行動要支援者を含む全町民の避難対策を講じる。 ７ 福祉避難所となり得る施設の候補を選定し、避難行動要支援者のための避難所として整備する。

３ 地域支援者、近隣支援者の役割

避難行動要支援者支援を円滑に行うに当たって、地域支援者や近隣支援者が実施する事項は次のとおりである。

区 分	実 施 事 項
地　域 支援者 近　隣 支援者 の役割	１ 地域支援者は、【災害時において、避難行動要支援者の避難支援に直接的に携わる者（以下「近隣支援者」という。）】の候補を探して、その候補者に打診する。なお、近隣支援者を指定するためには、避難行動要支援者とその近隣支援者における合意を必要とし、原則として、１人の避難行動要支援者に対して2人以上の近隣支援者を充てるものとする。 ２ 地域支援者は、避難行動要支援者リストを適切に管理する。 ３ 災害時において、避難行動要支援者への災害情報の提供、避難行動要支援者の安否確認や避難行動要支援者との合同避難などの措置を講じるよう努める。 ４ 日ごろから、避難行動要支援者との積極的な交流を心掛ける。なお、原則として、１人の近隣支援者は、最大で３人の避難行動要支援者に対する近隣支援者になれるものとする。

４ 避難行動要支援者リストの作成及び利用

避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認等の措置を実施するための基礎となるリストを「葉山町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、次により作成・利用する。

(1) リストに記載する要支援者の範囲

分　類	対象者
高　齢　者	７５歳以上のひとり暮らし
身体障害者	身体障害者手帳 １級又は２級
知的障害者	療育手帳 Ａ判定
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 １級
要介護者	要介護認定 ３・４・５
そ　の　他	町長が支援の必要があると認める者

(2) リスト作成に必要な個人情報及びその入手方法

リストには、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援が必要な理由、緊急時の連絡先、その他支援等の実施に必要な事項を記載する。

なお、リストは、名簿への登録希望者から提出された登録申請書を基に作成する。

(3) リストの更新等

避難行動要支援者の支援対策に支障をきたさないよう、リストへの登録を促すとともに、定期的なリストの更新作業を実施する。

(4) 平時における利用

避難行動要支援者本人の同意により作成したリストについて、適切かつ厳重に管理するとともに、避難行動要支援者の安全を確保するという目的のみで活用すると誓約した地域支援者及び町関係各課に提供し、避難行動要支援者の支援体制の連携強化を推進する。

避難行動要支援者リストの提供を行う場合には、リストの提供を受ける者に対して情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めるなど、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずる。また、リストの提供を受けた者は、当該避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏えいしてはならない。

(5) 災害時における利用

災害が発生又は発生するおそれがある場合においては、必要に応じて防災関係機関等にリストを提供し、支援者側の安全を保てる範囲での避難支援等の実施について協力を求める。

５ 要配慮者施設等における対策

自力では歩行できない高齢者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設、保育園や幼稚園等の施設管理者は、次のとおり災害対策を実施する。

区 分	基 本 方 針
建物の安全化	施設の建物が倒壊や火災などの被害を受けないよう、耐震化、不燃化を図る。
設備等の安全化	照明器具や備品などの転倒や落下などの危険がないよう、設備の総合的な安全性を高める。
備蓄等の推進	ライフライン等の機能停止の際にも、施設利用者及び入所者の生活維持ができるよう、非常発電設備や、非常用給水タンク、非常用食料、医薬品の設備、備蓄に努める。
防災計画の策定	職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を作成する。
緊急連絡体制の整備	災害時に保護者、家族等と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡網や安否確認の方法を整備する。また、災害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、携帯電話のメール等、災害時における輻輳・通話規制時においても使用可能な通信手段とその運用方法の整備に努める。
近隣施設等との協定の締結	近隣施設等と入所者の一時受入れに関する協定を締結するなど、災害時に施設外への避難が必要な場合に備えた体制整備に努める。
防災教育防災訓練の充実	職員が、地震防災に理解を深め、地震災害時に適切な行動をとれるよう定期的に防災教育を行うとともに利用者及び入所者の状況に応じた防災訓練を行う。

区 分	基 本 方 針
地域社会との連携	災害時における避難行動を円滑に行うため、日頃から地域にとけ込んだ施設となるように努め、地域住民との連携を強め、災害時においては協力が得られるような体制づくりに努める。
施設入居者への防災知識の普及	施設の入居者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。

第４節 文教対策

主管部：教育部
関係部：福祉部

１ 防災計画等の策定・見直し

学校教育活動を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、各学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図る。

(1) 予防対策の主な項目

ア 学校防災組織の編成
イ 避難計画
ウ 施設、設備等の点検整備
エ 防災用具等の整備
オ 防災教育の実施
カ 教職員の緊急出動体制、家庭との連絡
キ 心のケア対応
ク 教職員研修

(2) 応急対策の主な項目

ア 地震発生直後の児童・生徒の安全確保
イ 避難誘導
ウ 児童・生徒の安全確認
エ 地震情報の収集、被害状況等の報告
オ 下校措置
カ 指定避難所の開設・運営
キ 学校教育の再開等

２ 児童・生徒の安全対策の実施

各学校は、災害の発生に備え、通学路の安全点検、学校が指定避難所となることを前提とする家庭・地域と連携した避難訓練などを実施する。

また、学童保育時の安全確保、保護者への引渡し、児童・生徒の保護などの対策を検討する。

３ 文化財防災対策の検討

町は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進める。

第５節 保育所等の防災対策

主管部：福祉部

町は、災害による保育所及び児童館（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保するため、次の対策を行う。

１ 保育所等の施設・設備の定期的な安全点検を行い、安全性を確保する。
２ 保育所等は、災害用備蓄品及び災害用備蓄非常食の管理を行う。
３ 災害発生時における児童の避難誘導や保護者への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図る。
４ 災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的に実施する。

第６節 男女共同参画の推進

主管部：福祉部
関係部：関係各部

町、県及び防災関係機関は、被災時の男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定に当たっては、女性や子ども、性的少数者等の避難者を想定した男女共同参画の視点に配慮した策定に努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施する。

さらに、町は県と協力し、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努める。

第９章 津波対策

第１節 津波災害の予防

主管部：総務部・福祉部・都市経済部・教育部・消防部

東日本大震災では、津波による未曾有の被害が発生し、これを踏まえて平成 23 年 6 月に津波対策の推進に関する法律が制定された。

また、中央防災会議では津波対策を構築するに当たっては、「発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の２つのレベルを想定する必要があるとしている。

町としても、これらを踏まえ、大地震等で津波による被害が予想される地域から住民を避難させるとともに、被災者が一時的に滞在して避難生活を送る指定避難所、危険から命を守るために緊急的に回避するための施設又は場所である指定緊急避難場所や避難路を示し、住民の安全を確保する。

さらに、平常時から津波防災意識の啓発に努めるとともに、漁港における船舶に係る津波対策及び航路障害物の流出防止対策、沿岸部の状況に応じた津波対策を防災関係機関と実施する。

１ 津波避難計画の定期的な見直し

津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うものとする。

２ 津波避難計画

(1) 津波避難計画の範囲

地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数分～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策とする。

(2) 避難の基本

強い地震（震度４程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は、津波情報（津波注意報・津波警報・大津波警報（特別警報））を認知・通知を受けた場合には、住民は直ちに、海岸から離れ、急いで安全な高台に避難するものとする。

(3) 安全確保海抜（標高）の設定

津波が想定外の外力等で予測外の浸水が発生した場合を考慮し、安全が確保できる地域として、概ね海抜 20m以上を推奨するものとする。

(4) 沿岸到達予測最大津波高・到達時間

平成 25 年 12 月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から、発生頻度が２千年から３千年あるいはそれ以上とされる、相模トラフ沿いの最大クラスの地震など、最新の科学的知見が示された。

このため、国の新たな知見を取り入れ、県では想定外をなくすという考えのもと、沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、９つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成 27 年３月に沿岸地域における「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計５つの地震（「相模トラフ沿いの地震（西側モデル及び中央モデル）」、「元禄関東地震」、「元禄関東地震と国府津－松田断層帯地震の連動地震」、「慶長型地震」）による「津波浸水予測図」を公表したことに伴い、当町の最大津波高等の予想は次の一覧表を参考とする。

５つの地震による沿岸到達予測最大津波高・到達時間一覧表

場所 / 想定地震	葉山港海岸（葉山地区）		葉山海岸（堀内地区）		真名瀬漁港海岸（葉山地区）		葉山海岸（一色・下山口地区）	
	最大津波高さ（m）	最大津波到達時間（分）	最大津波高さ（m）	最大津波到達時間（分）	最大津波高さ（m）	最大津波到達時間（分）	最大津波高さ（m）	最大津波到達時間（分）
相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	8.8	11	10.2	11	8.9	9	10.1	9
相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）	6.9	29	6.9	27	7.1	26	7.6	15
元禄関東地震タイプ	5.9	11	6.5	9	6.7	8	9.1	7
元禄関東地震タイプと国府津－松田断層帯地震の連動地震	5.7	11	6.5	9	6.7	8	9.1	7
慶長型地震	7.4	77	6.3	54	5.4	50	6.7	49

(5) 津波浸水予測図等

町は、県が平成 27 年３月に公表した（4）に記載する５つの地震の予測図を基に、津波浸水予測図及び海抜表示図を作成する。

(6) 津波災害警戒区域の指定

町は、県と連携して、津波災害警戒区域の指定の促進に努める。

(7) 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域を指定する。なお、避難対象地域の指定は自主防災組織又は町内会等の単位に基づき指定する。

避難対象地区指定町内（自治）会及び自主防災組織一覧表

R6 年度加入世帯数

番号	地区名	世帯数	番号	地区名	世帯数
1	木古庭町内会	512	⑯	向原町内会	376
2	上山口町内会	500	⑰	真名瀬町内会	199
③	下山口町内会	570	⑱	森戸町内会	292
4	葉山一色台自治会	113	⑲	元町たかさご会	138
5	パークド葉山四季自治会	320	⑳	木の下町内会	350
6	一色第１町内会	671	㉑	あずま町内会	250
7	一色第２町内会	450	㉒	三ヶ浦町内会	196
⑧	一色第３町内会	724	㉓	諏訪町町内会	113
⑨	一色第４町内会	199	㉔	鐙摺町内会	142
⑩	一色第５町内会	205	㉕	長柄下町内会	243
11	葉山エコー会	118	26	長柄町内会	956
⑫	芝崎町内会	175	27	葉桜自治会	1060
13	つつじヶ丘町内会	241	28	イトーピア葉山自治会	579
14	東伏見自治会	181	29		
15	牛ヶ谷戸町内会	270	30		

避難該当地区数　※〇印の町内会	15　地区
避難該当世帯数	4172　世帯

(8) 避難困難地域

県が平成 27 年３月に公表した(4)に記載する５つの地震による津波の到達時間を基に、避難困難地域の抽出を進める。

(9) 避難路及び避難方法

町または、近隣住民により、安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するとともに、葉山町津波ハザードマップを作成・更新し、避難の範囲等を定める。

ア 指定要件

① 山、がけ崩れ、建築物の倒壊、転倒、落下物等による危険性の少ないこと。

② 短時間で避難路又は避難場所等に到達できること。

イ 避難方法

① 原則として徒歩とすること。

② 可能な限り要配慮者を支援すること。

(10) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

ア 避難広報や避難誘導等を行う職員、消防団等は、自らの命を守ることを最優先しつつ避難誘導等を行い安全確保に務めるものとする。

イ 消防団等活動については、「葉山町消防団震災時における安全管理マニュアル」によるものとする。

(11) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。（この地点は、令和５年５月作成「葉山町津波ハザードマップ」に示す凡例「→津波避難経路の到達点」をいう。）

なお、町は、夜間避難時の指標とさせるため、避難目標地点に通じる避難路の内、主要な避難路には自動蓄電・自動点滅式のソーラーＬＥＤポイントライトを設置する。

設 置 要 件	概　　要
海抜10m未満の地点から安全確保海抜（標高）が確保できる地点に続く町道で、設置効果が認められる場所	海抜10mに達するまでの区間は、一定距離毎に青色に点滅するライトを、海抜10m以上の区間には、一定距離毎に緑色に点滅するライトを設置する。

(12) 指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定

指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定については、第２部第３章第４節から第６節に記載のとおりとする。

(13) 町指定津波避難ビルの指定等

町は、緊急かつ一時的に待避する場所として、津波避難ビルの指定に努める。

町指定津波避難ビル	【指定要件】 ① 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）に定める必要な性能を有する建築物 ② 耐震建築物 ③ 避難者の収容スペースが津波防災地域づくり法（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第２項に規定する基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）以上の高さを有していること ④ 避難者の収容スペースが１人あたり 1 ㎡以上の有効面積が確保できること（共有部分のみ） ⑤ 進入口への円滑な誘導が可能であること ⑥ 夜間照明や情報機器が備わっていること 【指定緊急避難場所としての指定】 町は、指定要件を満たしている建築物の所有者の承諾を得て、当該建築物を指定緊急避難場所として指定する。なお、指定要件を満たさない建築物であっても、指定要件を参酌し、地域の実情に配慮して地域住民の安全が確保できる建築物については、指定の可否を十分に検討し、指定するよう努める。

なお、地域住民等により指定された近隣住民避難協力ビルについては、町指定津波避難ビルと同等の避難施設としてみなすものとするが、指定要件に合致しない施設については、地域住民等に対し、同施設の抱える課題について正しく周知し、可能な限り指定緊急避難場所等のより安全な施設への早期避難を行うよう広報に努める。

(14) 学校防災対策での避難のあり方の検討

東日本大震災の被害を踏まえ、各学校においてそれぞれの諸条件に応じた津波に係る対応マニュアルを整備し、作成したマニュアルを実際に訓練等で運用し、その結果を踏まえ、改善を重ねる等充実を図る。

(15) 屋外での津波に関する情報の充実

津波情報看板の設置や標高の表示、津波フラッグ（U旗）の取組みなど、津波に関する情報の充実や、避難の方向を示した看板などの設置を検討する。

また町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、津波情報看板や標高・海抜表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努める。

さらに、誘導標識等には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努める。

３ 津波情報伝達体制の整備

東日本大震災発生時にも大津波警報（特別警報）が発表されている。しかし、被災した住民の半数がその警報の発表を認知していない状況もある。これは、活動していて物理的に情報が収受できなかったこともあるが、一方で、聞き漏らしていた事実もある。また、情報を聞くことができない要配慮者もいる。こうしたことから、津波情報の伝達体制の整備が重要となる。

(1) 津波警報や避難指示等の迅速な伝達

津波警報等は、避難のきっかけとなることから速やかな避難行動を促すために不確定要素がある場合には、安全サイドに立った津波警報及び避難指示等を迅速に伝達する。

また、揺れが小さくても長く続いた場合は、迅速に避難を呼びかけるようにする。これらが迅速かつ確実に実行されるよう避難誘導マニュアル等を整備するように努める。

(2) 既存情報媒体の整備や多媒体での情報伝達システムの整備

津波警報等や避難指示等を伝達するために沿岸部における防災行政無線の耐震性や向き、音量などを整備、点検する。また、停電に備え非常用電源等も整備するよう努める。

また、津波情報の伝達においても、従来の広報手段に加え、地震発生時にも活用できるような様々な伝達経路を検討する。

４ 防災施設の整備

東日本大震災でも巨大な津波防災施設が破壊されている。また、最大限の津波に対応する施設はその整備に多額の費用が生じてしまう。しかし、中央防災会議でも提起しているように「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」に対しては相応の防災施設整備が必要になる。

(1) 護岸等の点検・整備

町沿岸域の埋め立て護岸等については、建設年次の古い施設を対象に老朽度、天端高の点検及び耐震性診断を勧めるとともに、堤体の安全性、津波への有効性について問題がある施設については改修、補修、補強等の措置を、国・県と協力の下、計画的に実施する。

(2) 河川護岸等の点検整備

建設年度の古い河川護岸等の点検を実施し、改修・補強・かさあげ等、必要な対策を計画的に実施する。

５ 津波ハザードマップ等による浸水範囲の周知

町は、県による津波浸水想定予測に基づいて作成した葉山町津波ハザードマップ等について、防災訓練及び防災講演会等の行事を利用して、理解促進を図るとともに、町への転入者及び来訪者等への周知を徹底する。

６ 要配慮者利用施設の津波対策

できる限り浸水が予想される地域等を避け、高台などに要配慮者が避難できる場所を設置することが望ましいが、やむを得ず浸水が予想される地域に設置された施設の管理者には、安全な避難スペースを設けるなど津波から身を守るハード・ソフトの対策を指導する。

７ 津波に関する知識の普及啓発

(1) 町の地理的な条件や東日本大震災の教訓を踏まえての啓発

町では、地震発生後、津波が数分で到達する場合もあることから、警報が発表された場合や大きな揺れを感じたり、揺れは小さくても長く続いた場合には、各自が最も近く安全な高台に、直ちに率先して避難することを原則とし、その周知に努める。

また、東日本大震災の教訓や「津波てんでんこ」等各地域において、現在も生き続けている過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式等も検討した上で、津波に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 自主防災組織等への啓発

町は、地域の防災リーダーとなる自主防災組織等に対して、町ホームページ、広報紙及びパンフレット等や防災講演会、研修会等を通じて、津波に関する知識の普及啓発を図る。

(3) 町民への啓発

町は、町民に対して、町ホームページ、広報紙及びパンフレット等や防災講演会、避難訓練等を通じて、津波に関する知識の普及啓発を図る。

(4) 学校における防災教育

児童・生徒が津波から自分や家族を守る力を身に付けることは、防災力の高い地域の形成にもつながることからも、学校における津波に関する知識の普及啓発は重要である。学校は、関係諸機関と連携して、学校における防災教育や教職員の研修の充実に努める。

第２節 津波災害への対応

主管部：総務部
関係部：関係各部

津波が発生又は津波警報等が発表された場合に備えて、次のとおり対応体制等を準備する。

１ 町の組織体制

津波警報等の発表があった場合には、第２部第６章第２節にある組織体制により津波災害対策を行う。

なお、地震の発生により既に防災体制が取られているときに津波警報等の発表があった場合は、レベルの高い方の防災体制をとるものとする。

体制の解除にあっては、津波警報等が解除された場合又は津波による被害の応急対策が概ね完了した場合に、当該組織体制の発令者の判断により解除を行う。

２ 重点対策地域の検討

津波対策の対象地域は、町域沿岸全域とするが、住家に浸水が予測されるなど、避難対策を優先して行う必要がある区域として「津波重点対策地域」の指定を検討していく。

３ 津波避難指示の発令

災害対策基本法第 60 条に基づき、町長（委任されている消防職員）は、次の場合において、避難指示を行う。

(1) 発令基準

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合

イ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 発令手順及び発令時期

ア 津波警報を認知した場合又は津波警報･大津波警報（特別警報）の通知を受けた場合は、自動的に又は、直後に避難指示を行う。

イ 避難指示の解除の発令は、原則として、津波予報の解除の発表に基づき行う。

(3) 伝達系統、伝達方法

ア 伝達系統

① 津波注意報発表時には、防災行政無線等により海岸線一斉放送を行う。

② 津波警報・大津波警報（特別警報）発表時には、防災行政無線等により町内一斉放送を行う。

イ 伝達方法

① 津波注意報発表時には、防災行政無線の放送は通常放送要領にて伝達を行う。

② 津波警報・大津波警報（特別警報）発表時には、防災行政無線を主体にサイレンを吹鳴した後、音声により避難指示を行う。

③ その他の手段として広報車等により行う。

ウ 広報内容

事前に作成されている内容とする。

４ 住民参加による津波避難訓練の実施

津波情報伝達訓練、津波到達時間内での歩行避難、避難経路の検討など避難時間を考慮した住民参加による津波避難訓練の実施に努める。

第１０章 観光客への対応

第１節 観光客への対応

主管部：総務部・都市経済部
関係機関：観光事業者

町は、森戸海水浴場、一色海水浴場、長者ヶ崎・大浜海水浴場等の観光地における観光客の安全対策を重視した体制を構築し、推進する。

１ 観光客への情報の伝達

町は、防災行政無線や町の広報車に加え、観光協会や観光事業者の協力を得て、様々なチャンネルで警報等を情報伝達するよう努めるものとする。また、津波フラッグ（Ｕ旗）を活用する体制づくりを支援していく。

２ 沿岸部観光客の避難対策

町は、沿岸部にいる観光客の避難を迅速に行うための方策を検討するほか、避難方法等の看板の設置や沿岸部に立地する堅牢な民間施設に対し、津波避難ビルの指定協力を要請する。

３ 観光事業者への啓発

(1) 災害時応急対策の啓発

町は、観光協会等の団体と連携し、パンフレット等を活用して、災害予防や災害時の応急対策等の啓発に取り組む。

(2) 帰宅困難者の避難所の確保

町は、観光客の帰宅困難者対策として、観光事業者及び交通事業者に対し帰宅困難者の収容又は避難所の案内、誘導を要請する。

４ その他の対策

その他の対策ついては、第３章第２節の帰宅困難者に対する対策、前章の津波対策に準ずる。

第３部 災害応急対策計画

第１章 災害応急対策の基本方針

第１節 災害応急対策の概要

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 災害応急対策

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難指示等の発令、被災者の救援・救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とする。

２ 震災時における応急期の定義

地震発生後の時間経過から、震災時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。（ただし、被害の程度により数日前後することがある。）

区 分	時間の目安	重 点 事 項
初動活動期	発災から 3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集を行い、人命救助、消火活動、混乱防止に注力する。
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第２節 災害応急対策活動の方針

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 活動の基本方針

災害応急対策活動全般における基本方針は次のとおりとする。

項　目	概　　要
人命の優先	発災後は、倒壊家屋からの救出や延焼火災からの避難など、町民の生命、身体を災害から保護することを最優先とする。 特に、発災当初の72時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものする。
消火活動の優先	地震後に発生する火災の拡大防止と早期鎮圧を優先する。
情報連絡体制の確立	正確な情報を迅速に把握するとともに適時に提供するため、各部局や拠点との連絡体制を確立する。
相互協力	被害の拡大を最小限に留めるため、行政、防災関係機関、町民、事業者などがそれぞれの責務を果たしつつ、相互に協力する体制を整える。
臨機応変な対応	常に状況把握を行い、状況に応じた的確な判断と迅速な行動による臨機応変な対応を実施する。

第２章 災害対応組織の設置

第１節 災害対策本部の設置

主管部：総務部
関係部：関係各部

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて葉山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

１ 災害対策本部の設置基準

町長（町長が登庁できないときは、第２部第６章第１節の２に規定する代理者）は、次に示す場合は、災害対策基本法第 23 条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置する。

区　分	概　　要
町域観測震度によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、震度５強以上の揺れを観測したと発表し、かつ、町内に大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
津波警報等によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表したとき
南海トラフ地震に関する情報によるもの	状況により南海トラフ沿いで観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき
そ　の　他	町長が必要と認めたとき

２ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

項　目	概　　要
設置場所	葉山町堀内2135番地 葉山町役場2階2－1・2－2会議室
代替施設の指定	葉山町堀内2050番地の10 消防庁舎第３会議室

３ 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

項　目	概　　要
各課・防災関係機関	町は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係各課、県及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報　道　機　関	災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。
看板等による標示	町は、本部室入口及び庁舎の主要な入口に、看板等により災害対策本部が設置された旨を標示する。

４ 災害対策本部の廃止

本部長は、次に示す場合は、災害対策本部を縮小し、又は廃止することができる。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記３に準じて関係者等に通知する。

区　分	概　　要
町域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認められるとき
津波警報等によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、発表中の大津波警報(特別警報)を解除し、町内の災害応急対策が概ね完了したと認められるとき
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が南海トラフ地震関連解説情報において、避難等の解除、注意する措置の呼びかけを発表した後に、注意する措置の解除を発表したとき

第２節 災害対策本部の組織及び運営

主管部：総務部

関係部：関係各部

災害対策本部の組織及びその運営は、葉山町災害対策本部条例の規定に基づき、葉山町災害対策本部の設置及び運営に関する要綱により定める。

その概要は次のとおり。

１ 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、「葉山町災害対策本部条例」に定めるところであるが、その組織図は次のとおりである。

≪災害対策本部の組織図≫

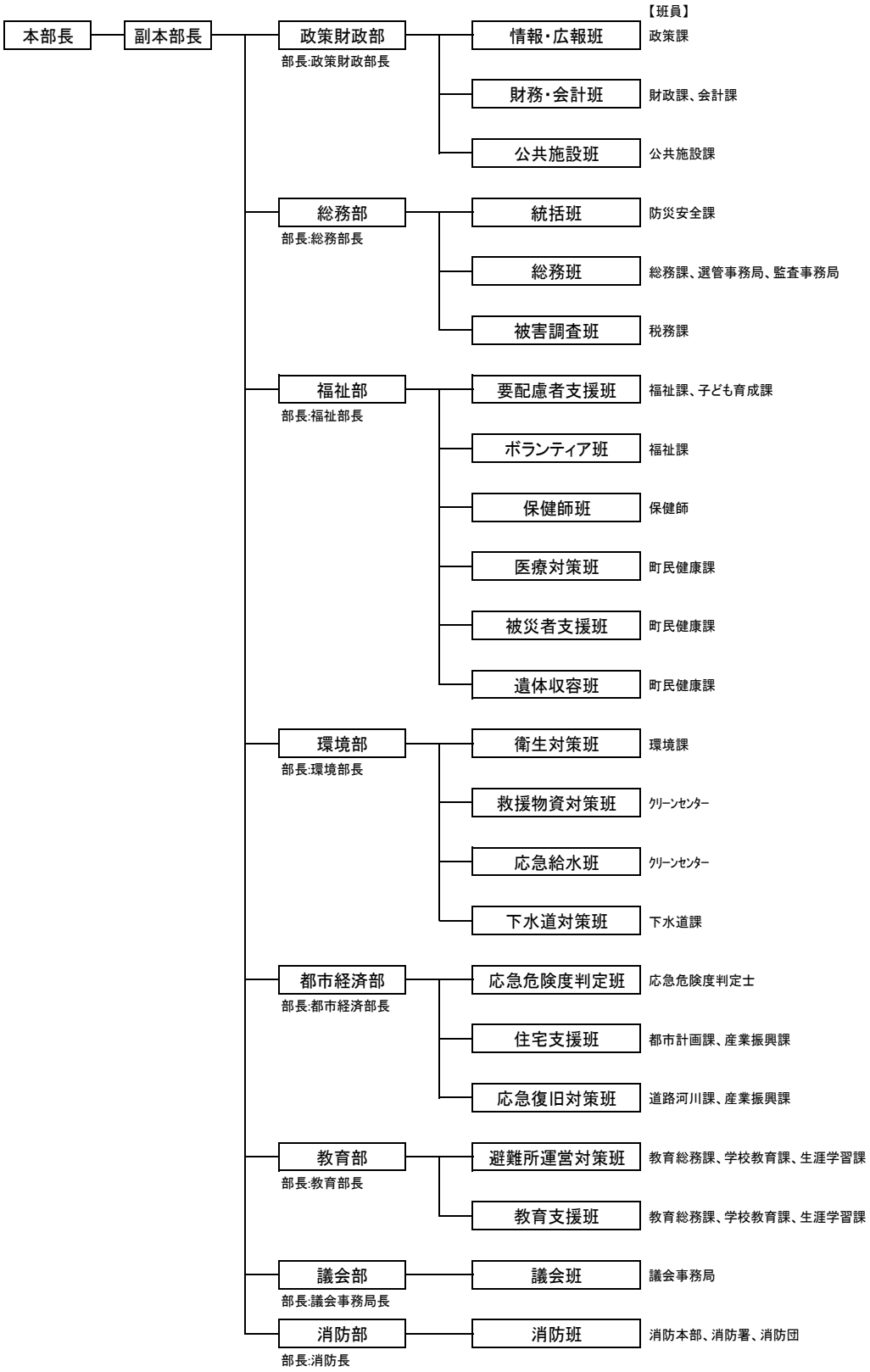
本部長
副本部長
【班員】
政策財政部
部長:政策財政部長
情報・広報班
政策課
財務・会計班
財政課、会計課
公共施設班
公共施設課
総務部
部長:総務部長
統括班
防災安全課
総務班
総務課、選管事務局、監査事務局
被害調査班
税務課
福祉部
部長:福祉部長
要配慮者支援班
福祉課、子ども育成課
ボランティア班
福祉課
保健師班
保健師
医療対策班
町民健康課
被災者支援班
町民健康課
遺体収容班
町民健康課
環境部
部長:環境部長
衛生対策班
環境課
救援物資対策班
ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ
応急給水班
ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ
下水道対策班
下水道課
都市経済部
部長:都市経済部長
応急危険度判定班
応急危険度判定士
住宅支援班
都市計画課、産業振興課
応急復旧対策班
道路河川課、産業振興課
教育部
部長:教育部長
避難所運営対策班
教育総務課、学校教育課、生涯学習課
教育支援班
教育総務課、学校教育課、生涯学習課
議会部
部長:議会事務局長
議会班
議会事務局
消防部
部長:消防長
消防班
消防本部、消防署、消防団

≪各班の活動期間の目安≫

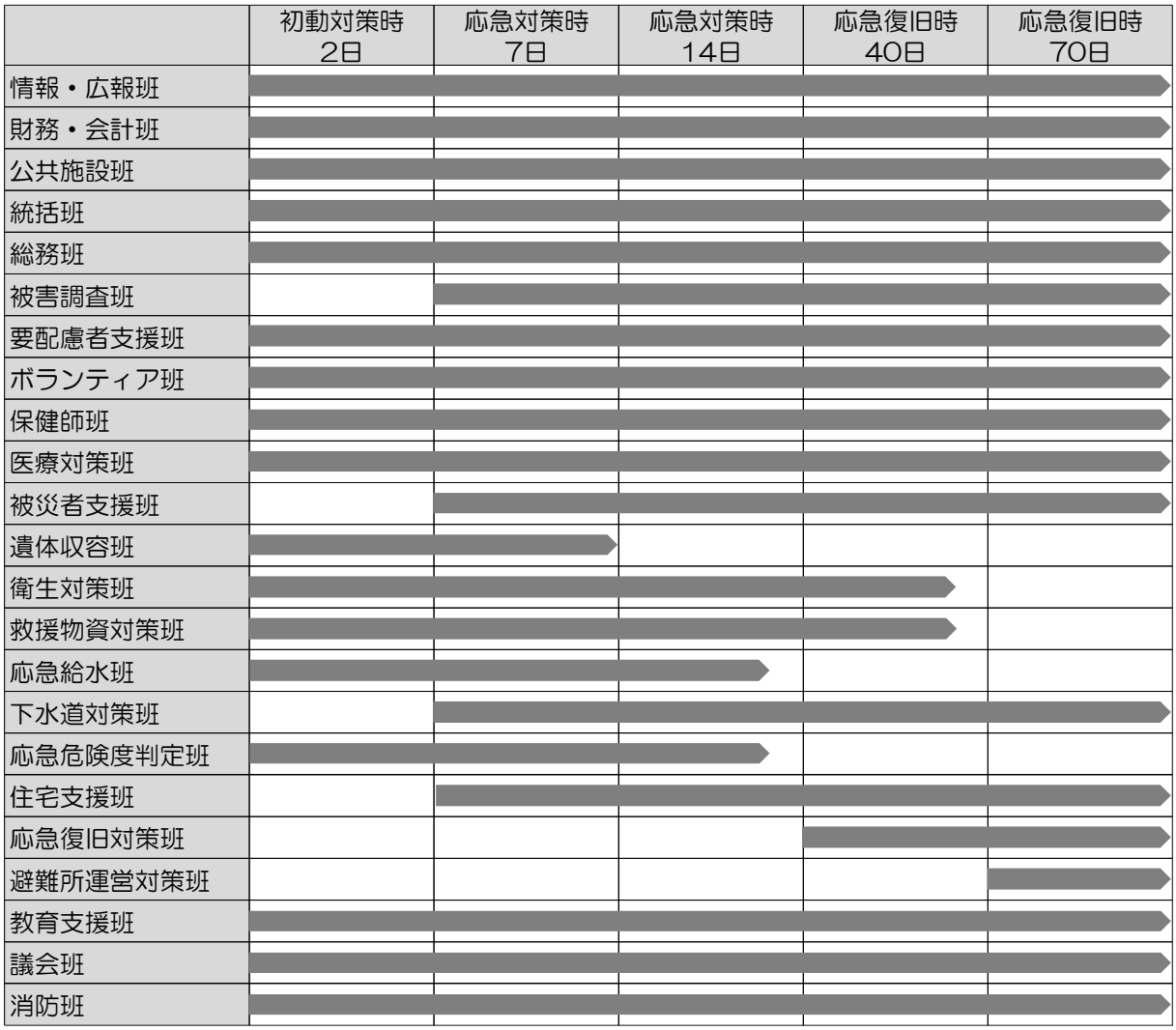
初動対策時
2日
応急対策時
7日
応急対策時
14日
応急復旧時
40日
応急復旧時
70日
情報・広報班
財務・会計班
公共施設班
統括班
総務班
被害調査班
要配慮者支援班
ボランティア班
保健師班
医療対策班
被災者支援班
遺体収容班
衛生対策班
救援物資対策班
応急給水班
下水道対策班
応急危険度判定班
住宅支援班
応急復旧対策班
避難所運営対策班
教育支援班
議会班
消防班

(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策班における事務分掌を次に定める。

部	班	班員	事務分掌
各部共通			１　部内の職員動員、配備等に関すること ２　各部及び部内の連絡調整に関すること ３　他部班の応援に関すること ４　所管施設及び設備の被害状況調査及び報告に関すること
政策 財政部	情報・ 広報班	政策課	１　本部長・副本部長の秘書に関すること ２　復旧・復興計画の立案及び調整に関すること ３　災害広報活動の統括調整及び実施並びに広聴活動に関すること ４　報道機関等との対応に関すること ５　ジェイコム湘南及び湘南ビーチＦＭとの連絡調整に関すること ６　視察・見舞等主要来町者の接遇に関すること ７　災害関係の陳情に関すること ８　災害情報等の問い合わせ対応に関すること ９　災害活動に関する自治会等との連絡調整に関すること 10　ライフライン等の被害調査及び生活情報の収集伝達に関すること 11　その他特命事項に関すること
	財務・ 会計班	財政課 会計課	１　災害応急対策関係予算の措置に関すること ２　災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること ３　義援金の受理、配分及び保管に関すること ４　災害関係予算の執行手続き及び出納に関すること ５　その他特命事項に関すること
	公共施設 班	公共施設課	１　公共施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること ２　庁舎の安全確認及び管理に関すること ３　その他特命事項に関すること
総務部	統括班	防災安全課	１　災害対策本部の運営及び統轄に関すること ２　災害情報の総括に関すること ３　防災行政無線に関すること ４　その他特命事項に関すること

部	班	班員	事務分掌
総務部	総務班	総務課 選管事務局 監査事務局	１　無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること ２　知事への自衛隊派遣要請に関すること ３　災害救助法関係の総括及び同法の適応要請及び救助事務に関すること ４　被害状況の把握及び報告に関すること ５　職員の動員調整及び派遣に関すること ６　罹災職員の公務災害等に関すること ７　職員の被服及び食料等の物資確保、配布に関すること ８　職員の健康管理に関すること ９　情報処理システム等の被害調査及び応急対策に関すること 10 災害対策本部の運営支援及び災害記録の取りまとめに関すること 11 トラック協会等運輸関係機関との連絡調整に関すること 12 災害対策用車両及び自家発電等の燃料の確保に関すること 13 災害対策用車両の確保及び配車に関すること 14 交通規制に係る警察等関係機関との連絡調整に関すること 15 防災資機材の管理及び貸出に関すること 16 関係官庁及び諸団体との連絡調整に関すること 17 自衛隊との連絡調整に関すること 18 広域応援活動拠点の開設、運営及び管理に関すること 19 その他特命事項に関すること
総務部	被害 調査班	税務課	１　町民の生命及び財産の被害調査及び報告に関すること ２　被害届の受付及び罹災（被害）証明に関すること ３　被害に伴う税の減免措置に関すること ４　その他特命事項に関すること
福祉部	要配慮者 支援班	福祉課 子ども育成課	１　被災生活保護世帯の把握に関すること ２　要配慮者及び避難行動要支援者に対する総合支援並びに福祉避難所に関すること ３　被災者の保険料（保育料）の免除及び各種給付金の支払いに関すること ４　災害救護の企画及び連絡調整に関すること ５　社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること ６　その他特命事項に関すること
	ボランティア班	福祉課	１　日本赤十字社、その他福祉団体との連絡調整に関すること ２　ボランティアの受付及び配置計画に関すること ３　民間ボランティア団体との連絡調整及び情報提供に関すること ４　災害救援ボランティアセンターに関すること ５　応援者の宿泊施設の確保及び割り当て計画、並びに食糧等の確保、配送に関すること ６　その他特命事項に関すること
	保健師班	各課保健師等	１　医療救護所に係る連絡調整に関すること ２　傷病者の把握及び受援調整に関すること ３　感染症の予防及び保健衛生に関すること ４　その他特命事項に関すること

部	班	班員	事務分掌
福祉部	医療 対策班	町民健康課	１　災害医療対策に関すること ２　被災地の防疫等保健衛生に関すること ３　県、関係医療機関との連絡調整及び広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）入力等救急医療情報に関すること ４　医療薬品及び器材の整備及び調達に関すること ５　その他特命事項に関すること
	被災者 支援班	町民健康課	１　公園及び空き地等の避難者の把握に関すること ２　被災者名簿の作成及び報告に関すること ３　被災者の保険料（国保）の免除及び各種給付金の支払いに関すること ４　臨時相談窓口の開設、運営に関すること ５　安否情報の収集、整理及び照会対応に関すること ６　外国人被災者の救援及び相談に関すること ７　その他特命事項に関すること
	遺体 収容班	町民健康課	１　遺体収容施設の開設に関すること ２　行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること ３　その他特命事項に関すること
環境部	下水道 対策班	下水道課	１　公共下水道施設の被害状況調査、応急処理及び復旧に関すること ２　公共下水道に係る町民への情報伝達に関すること ３　公共下水処理施設の機能確保に関すること
	衛生 対策班	環境課	１　仮設トイレの設置及び管理に関すること ２　環境衛生に関すること ３　汚水処理場の応急処理及び復旧に関すること ４　感染症予防に係る防疫及び動物対策に関すること ５　環境衛生関係業者との調整に関すること ６　避難施設等のバキューム活動に関すること ７　災害廃棄物等に関すること ８　その他特命事項に関すること
	救援物資 対策班	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	１　支援物資の受入れ、保管及び配分に関すること ２　主要食料の調達及び被服、寝具等の生活必需品の供給等応急対策に関すること ３　配送センターの調整活動に関すること ４　収集車両の管理及び運営に関すること ５　被災地のゴミ収集及び処理に関すること ６　被災地の災害廃棄物等の処理に関すること ７　その他特命事項に関すること
環境部	応急 給水班	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	１　避難施設等への飲料水等の配送に関すること ２　その他特命事項に関すること
都市 経済部	応急危険 度判定班	応急危険度 判定士	１　建築物応急危険度判定に関すること ２　その他特命事項に関すること

部	班	班員	事務分掌
都市 経済部	住宅 支援班	都市計画課 産業振興課	１　倒壊建物等の解体に関すること ２　重機の手配等に関すること ３　被災住宅の応急修理に関すること ４　被災者の住宅管理及び入居に関すること ５　被災後の都市計画及び復旧計画に関すること ６　応急仮設住宅の建設に関すること ７　応急仮設住宅の管理及び入居に関すること ８　開発事業に伴う災害復旧の指導に関すること ９　その他特命事項に関すること
	応急復旧 対策班	道路河川課 産業振興課	１　漁港及び海上輸送に関すること ２　道路、橋りょう等の危険箇所の確認及び応急処理及び復旧に関すること ３　道路、橋りょう等の応急資機材の確保に関すること ４　災害時応急措置の協力に関する協定の運用に関すること ５　がけ地等危険箇所の対策に関すること ６　河川、水路及び低地における浸水の応急対策に関すること ７　交通支障箇所に対する交通止め及び通行制限等に関すること ８　その他特命事項に関すること
教育部	避難所運 営対策班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	１　避難所の開設及び運営、管理全般に関すること ２　学校給食施設使用に伴う炊き出しに関すること ３　ろ水機等防災資機材の運用に関すること ４　避難所の要望（ニーズ）等の情報収集に関すること ５　その他特命事項に関すること
教育部	教育 支援班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	１　学校施設及び設備の応急修理に関すること ２　児童・生徒の安否確認に関すること ３　応急教育及び罹災児童・生徒に対する教科書、学用品等の給付に関すること ４　罹災児童及び生徒に対する保健対策に関すること ５　社会教育施設及び設備の応急修理に関すること ６　文化財の保護及び応急対策に関すること ７　その他特命事項に関すること
議会部	議会班	議会事務局	１　町議会議員への連絡調整に関すること ２　議会関係者の視察及び調査に関すること ３　その他特命事項に関すること
消防部	消防班	消防本部	１　災害対策本部との総合調整に関すること ２　災害情報の受理に関すること ３　災害対策本部への情報提供に関すること ４　関係防災機関からの情報収集に関すること ５　消防相互応援に関すること ６　消防団部隊編成及び活動に関すること ７　災害状況及び消防活動記録に関すること ８　応援部隊の連絡、誘導及び対応に関すること ９　その他特命事項に関すること

部	班	班員	事務分掌
消防部	消防班	消防署 消防団	１　災害の情報収集に関すること ２　災害の広報に関すること ３　災害の警戒及び鎮圧に関すること ４　被災者の救護及び搬送に関すること ５　避難誘導に関すること ６　被害の原因及び調査に関すること ７　その他特命事項に関すること

２ 従事職員の職務権限

(1) 災害対策本部会議

区　分	指名職員	職務概要
本 部 長	町 長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員	各部長級 （政策財政部長･総務部長･福祉部長･環境部長・都市経済部長・教育部長・議会事務局長・消防長）	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

３ 運営の基本方針

(1) 災害対策本部員会議

本部長は、災害対策本部の全体の意思決定機関として、災害対策本部員会議を開催する。会議の運営に関する基本方針は次のとおりとする。

なお、町は、災害対策本部の運営に必要な具体的事項を定めたマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき円滑に業務を処理する。

項　目	概　　要
本部員会議の　開　催	本部長は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策の方針決定を行うため、本部員会議において次に掲げる事項を審議する。 なお、必要に応じて一部の本部員をもって開催することができる。 １ 災害応急対策の総合調整に関すること ２ 県及び防災関係機関等との協議に関すること ３ 職員の配備体制及び各部局間の応援体制に関すること ４ 避難指示に関すること ５ 防災関係機関への応援要請に関すること ６ 災害救助法の適用申請に関すること ７ 激甚被害の指定の要請に関すること ８ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ９ 義援金品の募集及び配分に関すること 10 その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

(2) 関係各課

関係各課は、事前に策定した初動マニュアルにより、所管施設などの応急対策を実施する。

4 時系列による災害対策本部運営事項

災害対策本部運営に係る災害発生からの時系列に応じた留意事項を次のとおり定める。

(1) 発生～30 分

	発生～30分
活動体制 〇災害対策本部（会議） 〇（広域）応援要請 〇自衛隊派遣要請	◎ 本部員自主参集 〇 参集途上にあっても、町長が総務課等からの連絡を受け、緊急を要する事項（災害対策本部の設置等）について専決する。 〇 町長不在の場合は、副町長→教育長→総務部長の順に専決する。 〇 指揮命令権者の指示が受けることができないとき等は、当該現場の最上席の職員が専決する。 ◎ 庁舎内の被害状況把握（建物、自家発電機）：総務部 ◎ 庁舎内等のコンピュータ関連施設等の点検・復旧：総務部 ◎ 町長は、災害対策本部としての使用可否判断を指示、否の場合、代替施設への開設を指示 ◎ 災害対策本部の設置：総務部 〇 災害対策本部設置を県等関係機関及び職員に連絡する。 ◎ 動員指令（自主参集していない職員に参集するよう連絡する。）：総務部
情報収集伝達 〇情報の種類 〇収集伝達の手段	◎ 初動期必須情報（初動期の意思決定・活動に必須となる情報）の収集：災害情報等の収集・伝達担当 〇 初動期必須情報、職員参集途上からの被害情報、関係機関からの情報、テレビ・ラジオからの災害情報等（人的被害・火災・住民避難・医療機関避難被害・主要道路・橋りょう被害・ライフライン被害・住宅被害状況）の収集 ・ 職員参集途上の情報対応担当：総務部 ・ 被害情報システムからの情報対応担当：総務部 ・ 消防からの情報収集：総務部 ◎ 通信手段の点検・関係機関（県、国、応援要請先、ライフライン機関等）との連絡手段確保：総務部 〇 町防災行政無線、県防災行政通信網、県災害情報管理システム、衛星電話等の点検：総務部 〇 電話の状況（電話交換機の状態等）：総務部 ◎ 職員に対し災害時優先電話の使用方法：総務部 〇 災害時優先電話で受けない、利用者の限定等：総務部 ◎ 職員に対し住民等からの問い合わせへの対応要領：政策財政部 〇 災害時伝言ダイヤル「１７１」の利用、不要不急の問合せ自粛要請等：政策財政部 ◎ 防災行政無線：地震情報等の伝達担当：総務部（時間外は消防部） 〇 「震度、火の元、津波の注意等」放送：総務部 〇 湘南ビーチＦＭの割込み放送等実施：総務部 〇 電子メール、ツイッター（Twitter）、ホームページ等による広報：総務部 ◎ 県へ一報：総務部 〇 県災害情報管理システム等による報告：総務部

	発生～30分
応急対策活動 ○救急救助 ○医療救護 ○消防活動 ○避難の勧告・指示 ○避難所の開設・運営 ○緊急輸送、交通規制 ○給食・給水・生活必需品の供給	◎ 津波に対する警戒・避難：総務部 ○ 津波注意報・津波警報・大津波警報（特別警報）発表前の対応：関係先に対し「津波への警戒」の緊急連絡：総務部（時間外は消防部） ○ 津波注意報・津波警報・大津波警報（特別警報）の発表後の対応 防災行政無線による放送：総務部（時間外は消防部） ◎ 関係先に対し「津波への警戒、沿岸住民等への避難の呼びかけ、警戒の実施」の緊急連絡：総務部（時間外は消防部） ◎ 指定避難所の開設：教育部 ○ 公共施設の応急危険度判定：都市経済部 ○ 要配慮者対応担当：福祉部 ○ 応急給水担当：環境部 ◎ 救出活動 ○業者・住民の協力を得て、倒壊家屋への閉じ込め者の救出活動：消防署・消防団 ◎ 緊急輸送道路の啓開：都市経済部 ○ 緊急輸送道路（応援車両・医薬品等の輸送）の障害物等の除去：都市経済部 ◎ 道路被害・土砂災害・橋倒壊危険等の情報収集：都市経済部

(2) 30 分～１時間

	30分～１時間
活動体制 ○災害対策本部（会議） ○（広域）応援要請 ○自衛隊派遣要請	◎ 災害対策本部会議（当面随時、早期に定例化）：総務部 ○ 初動期必須情報等に基づく対策協議 初動期必須情報、参集職員からの被害情報、関係機関からの情報、テレビ・ラジオからの災害情報等（人的被害・火災・住民避難・医療機関避難被害・主要道路・橋りょう被害・ライフライン被害・住宅被害状況）をもとに状況分析と対策を協議 ◎ 応急危険度判定実施本部の設置：都市経済部 ◎ 県等関係機関に対し広域応援要請と受入準備：総務部 ○ 県等関係機関（県・近隣市町等）に対し広域応援要請（依頼）：総務部 ○ 受入準備（関係部に対し窓口職員、現地活動調整職員の選任と要請先機関への連絡）：総務部 ◎ 自衛隊の災害派遣要請と受入準備：総務部 ○ 自衛隊の災害派遣要請（被災者の救出・救護のための自衛隊の災害派遣要請を県へ依頼。県と連絡不能な場合はその旨及び町の災害の状況を直接自衛隊に通知する。）：総務部 ◎ 防災基幹施設のライフライン優先復旧の要請：総務部 ○ ライフライン関係機関に対し、防災基幹施設における優先復旧を要請：総務部 ◎ 協定先業者・逗葉医師会等に対し応援要請：総務部・福祉部 ○ 逗葉医師会等に対し応援要請：福祉部 ○ 協定先業者（食料、生活必需品、建設、水道等）に対し応援要請：総務部・環境部
情報収集伝達 ○情報の種類 ○収集伝達の手段	◎ 県に対し防災ヘリによる被害情報収集を要請：総務部 ◎ 広報活動の準備、開始：政策財政部 ○ 防災行政無線（同報系）等による広報活動：総務部 ○ 住民に対し湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送、電子メール、ツイッター（Twitter）

	30分～１時間
	（twitter）、ホームページ等による情報提供：総務部 ◎ 問合せ電話等への対応：政策財政部 ◎ 県への被害報告：総務部
応急対策活動 ○救急救助 ○医療救護 ○消防活動 ○避難の勧告・指示 ○避難所の開設・運営 ○緊急輸送、交通規制 ○給食・給水・生活必需品の供給	◎ 土砂災害危険、火災危険等、二次災害危険のある地域住民等に対し避難指示：総務部・消防部 ◎ 危険区域に対しては必要に応じ警戒区域を設定：都市経済部・消防部 ◎ 要配慮者の安否確認及び救出：福祉部

(3) １時間～６時間

	１時間～３時間	３時間～６時間
活動体制 ○災害対策本部（会議） ○（広域）応援要請 ○自衛隊派遣要請	◎ 災害対策本部会議（随時、早期に定例化）：総務部 ○ 収集情報等に基づく対策協議：総務部 ◎ 広域応援職員（部隊）、自衛隊派遣部隊の受入れ体制の確立状況を確認：総務部 ◎ 応援職員（部隊）の配置方針決定：総務部 ◎ 各課の活動調整（継続）：総務部 ◎ 防災関係機関との連絡・調整：総務部 ○ 消防、県警察、自衛隊、町救出担当等で役割分担等を決定：総務部 ◎ 業者による主食提供・救援物資配送体制への切替準備 ◎ 各種応急対策活動の進捗状況、体制確立状況に関する情報の把握：政策財政部	◎ 災害対策本部会議（随時、早期に定例化）：総務部 ○ 収集情報等に基づく対策協議：総務部 ◎ 各課の活動調整（継続）：総務部 ◎ 防災関係機関との連絡・調整：総務部 ○ 消防、県警察、自衛隊、町救出担当等で役割分担等を決定：総務部 ◎ ボランティアの受入体制の確立：福祉部 ○ 社会福祉協議会・葉山災害ボランティアネットワークと協議・調整：福祉部 ◎ 活動長期化に備えた職員のローテーション体制の準備：総務部 ◎ 職員の食料、水等の必要量確保体制の確立：総務部
情報収集伝達 ○情報の種類 ○収集伝達の手段	◎ 情報収集・整理の強化：総務部 ○ 被災者からの問合せ内容の分析、避難者ニーズの分析等：総務部 ◎ 問合せ電話等の対応：政策財政部 ◎ 広報活動の徹底：政策財政部 ○ 報道機関対応：政策財政部 ○ 住民の混乱防止、活動への参加促進等のため、県へ放送機関への要請を依頼 ○ 町長が先頭に立った被災者への訴え ○ 住民に対し湘南ビーチＦＭ放送の割込	◎ 被災者のニーズの把握、問題把握：総務部 ○ 被災者からの問合せ内容の分析、避難者ニーズの分析等：総務部 ◎ 問合せ電話等の対応：政策財政部 ◎ 広報活動の徹底：政策財政部 ○ 報道機関対応：政策財政部 ○ 町長が先頭に立った被災者への訴え ○ 住民に対し湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送、電子メール、ツイッター（Twitter）、ホームページ等による

	１時間～３時間	３時間～６時間
	み放送、電子メール、ツイッター（twitter）、ホームページ等による情報提供：総務部 ◎ 県へ被害情報報告：総務部 ○ 県災害情報管理システム等による報告：総務部	情報提供：総務部 ◎ 県へ被害情報報告：総務部 ○ 県災害情報管理システム等による報告：総務部 ◎ 県へ応急危険度判定士の派遣要請：都市経済部
応急対策活動 ○救急救助 ○医療救護 ○消防活動 ○避難の勧告・指示 ○避難所の開設・運営 ○緊急輸送、交通規制 ○給食・給水・生活必需品の供給	◎ 震災関連防災活動の指示：福祉部 ○ 高齢者等の要配慮者対策 ○ 重症患者・重い持病のある人への対策 ◎ 社会秩序の維持活動：都市経済部・環境部・消防部 ○ 警戒区域、避難指示対象地域等における警戒パトロール ◎ 後方医療機関への搬送に関し、県へ防災ヘリ出動の要請：総務部・福祉部 ◎ 備蓄品の放出準備：環境部	◎ 劣悪な状況（冷暖房なし、過密、プライバシーなし等）にある避難所環境の改善：総務部 ◎ 災害用トイレの確保：総務部・環境部 ◎ 各種の指示に基づく活動の進捗状況の確認と必要な改善等：総務部 ◎ 備蓄物資の放出：環境部

(4) ６時間～48 時間

	６時間～24時間	24時間～48時間
活動体制 ○災害対策本部（会議） ○（広域）応援要請 ○自衛隊派遣要請	◎ 災害対策本部会議（定例化）：総務部 ○ 収集情報等に基づく対策協議：総務部 ◎ 各課の活動調整（継続）：総務部 ◎ 防災関係機関との連絡・調整（継続）：総務部 ○ 消防、県警察、自衛隊、町救出担当等で役割分担等を決定：総務部	◎ 災害対策本部会議（定例化）：総務部 ○ 収集情報等に基づく対策協議：総務部 ◎ 各課の活動調整（継続）：総務部 ◎ 防災関係機関との連絡・調整（継続）：総務部 ○ 消防、県警察、自衛隊、町等で役割分担等を決定：総務部 ◎ ボランティアの受入：福祉部 ◎ 協定締結先等に対し応援要請：総務部 ○ 食料、生活必需品等の応援要請：総務部 ◎ 応援要請物資受入場所の準備 ○ SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION他
情報収集伝達 ○情報の種類 ○収集伝達の手段	◎ 被災者のニーズの把握、問題把握：総務部 ○ 被災者からの問合せ内容の分析、避難者ニーズの分析等：総務部 ◎ 問合せ電話等への対応：政策財政部 ◎ 広報活動の徹底：政策財政部 ○ 報道機関対応：政策財政部 ○ 町長が先頭に立った被災者への訴え ○ 住民に対し湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送、電子メール、ツイッター	◎ 被災者のニーズの把握、問題把握：総務部 ◎ 問合せ電話等への対応：政策財政部 ○ 報道機関対応：政策財政部 ○ 住民に対し湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送、電子メール、ツイッター（Twitter）、ホームページ等による情報提供：総務部 ◎ 県へ被害情報報告：総務部 ○ 県災害情報管理システム等による報

	６時間～24時間	24時間～48時間
	（Twitter）、ホームページ等による情報提供：総務部 ◎ 県へ被害情報報告：総務部 ○ 県災害情報管理システム等による報告：総務部	告：総務部
応急対策活動 ○救急救助 ○医療救護 ○消防活動 ○避難の勧告・指示 ○避難所の開設・運営 ○緊急輸送、交通規制 ○給食・給水・生活必需品の供給	◎ 災害救助法適用申請：政策財政部 ◎ 災害救助法適用後の活動・事務処理の留意点の徹底を指示：政策財政部・総務部	

第３節 災害警戒本部の設置

主管部：総務部
関係部：関係各部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、葉山町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、防災関係機関との連絡調整を図る。

１ 災害警戒本部設置の基準

警戒体制の設置基準は次のとおりとする。

区　分	概　　要
町域観測震度によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、震度５弱の揺れを観測したと発表したとき
津波注意報によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表したとき
南海トラフ地震に関する情報によるもの	南海トラフ沿いで観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
その他	副町長が、必要と認めた場合

２ 警戒本部の設置通知

警戒本部を設置した場合は、次により通知する。

区　分	概　　要
関係各課等	町は、災害警戒本部を設置した場合、その旨を関係各課等に連絡する。

３ 警戒本部の廃止

次に示す場合は、警戒本部を縮小し又は廃止することができる。

なお、警戒本部を廃止した場合は、上記２に準じて関係者に通知する。

区　分	概　　要
町域観測震度によるもの	被害状況の把握が終了し、災害応急対策が概ね完了したと認めるとき
津波注意報によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が津波警報を解除し、町内の警戒対応が概ね完了したと認めるとき
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表したとき
その他	副町長が、差し支えないと認めた場合

第４節 災害警戒本部の組織及び運営

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 警戒本部の組織及び事務分掌

警戒本部の組織構成及び事務分掌は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることに鑑み、平常時の行政組織によるものとし、葉山町災害対策本部運営要綱により定める。

２ 警戒本部従事職員の職務権限

区　分	指名職員	概　　要
警戒本部長	副町長	警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	教育長	警戒本部長を補佐し、警戒副本部長が不在の時は、その職務を代理する。
警戒本部員	政策財政部長 総務部長 福祉部長 環境部長 都市経済部長 教育部長 議会事務局長 消防長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。警戒本部長・副本部長が不在の時は、「総務部長→消防長→政策財政部長→福祉部長→環境部長→都市経済部長→教育部長→議会事務局長」の順に、その職務を代理する。

３ 運営の基本方針

(1) 警戒本部

運営事項	概　　要
警戒本部会議の開催	警戒本部長は、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を召集し開催する。
対応状況等の報告	各課は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。
被害情報の共有	被害状況や地震に関する情報などをとりまとめ、警戒本部会議で報告する。

(2) 関係各課

警戒本部における各課の所管事務の運営管理は、葉山町災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

第５節 災害対策本部運営に係る留意事項

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 時系列による本部運営の留意事項

災害対策本部及び災害警戒本部の運営に係る災害発生からの時系列に応じた留意事項を次のとおり定める。

(1) 警戒期

留意事項	概　　要
被害状況の把握	地震・津波情報、事故原因者からの情報、防災関係機関からの情報、各部局からの対応状況や町民からの通報などにより、被害状況を把握し、必要な応急活動体制を検討する。
事前対策の充実	被害防止を目的とした気象警報等の伝達、自主避難の受入れ体制、水防活動など、対策を充実させる。

(2) 初動活動期

留意事項	概　　要
被害状況の把握	被害状況や地震・津波情報、防災関係機関からの情報を収集し、関係各課で共有することにより、関係各課の応急対策業務の円滑化を図る。
応援の要請	被害状況や配備状況の把握により、必要な応急対策業務量を見極め、必要に応じて、国・県等の職員、緊急消防援助隊や自衛隊などの派遣要請を行う。
災害救助法の適用	多数の住家被害が発生するなどの被害状況を踏まえ、早期に災害救助法の適用を検討し、災害救助法が適用された場合には、これによる救助を迅速に実施して被災者の生活安定を図る。
住民の安全確保	被害状況や原因事業者等の対応状況等に応じて、避難指示、警戒区域等の設定、避難誘導を行い、住民の安全確保を図る。
医療体制の確保	人的被害が多数発生した場合は、迅速な救助活動を行い、現地救護所におけるトリアージにより、適切な医療機関へ搬送を行う。
交通の確保	事故等発生現場の周辺の混乱を防止し、町内の交通を確保するため、県警察、道路管理者との連携により交通規制を行う。

(3) 応急活動期

留意事項	概　　要
長期活動体制の確立	被害が甚大で災害対応が長期にわたると判断される場合、本部長は職員のローテーションの作成を関係各課長に指示する。 なお、ローテーションの作成に当たっては、避難所運営や応援部隊との連携に支障が出ないよう配慮する。
応援体制の確立	被害状況に応じて、各課や多くの人手が要る課を的確に把握し、応援が必要な部署への応援体制の確立を図る。
広報活動の推進	被害状況や被災者支援制度の情報提供を適切に行うことで被災者の不安を軽減し、また、被災地ニーズを的確に発信し、被災地外救援の適正化を図るため、報道機関やホームページを活用した広報活動を推進する。
安否情報の管理	避難者、医療機関への収容者、死亡者の把握を行い、安否情報を適切に管理・公開する。

(4) 復旧活動期

留意事項	概　　要
復旧事業の推進	公共施設等の被害が発生した場合には、その原因を的確に把握し、原因事業者等からの補償や国等の財政援助を得つつ、施設の災害復旧事業を推進する。
被災者支援制度の推進	住家被害・建物火災や火災による死傷者が発生した場合には、災害見舞金（町単独）、弔慰金、被災者生活再建支援金などの支給や災害援護資金等の貸付、応急住宅の提供などを円滑に行い、早期の被災者生活再建を図る。
平常業務の再開	避難所の縮小状況など、応急対策活動の進捗状況に応じた配備人員の見直しを適宜行い、順次平常業務を再開する。

第３章 職員の出動体制

第１節 職員の出動体制

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 地震発生時の参集基準等

震災時の体制としては、事前配備第１、事前配備第２、１号配備、２号配備、３号配備の５種類があり、それぞれ事前に要員を指定するものとする。

(1) 配備体制の種別と配備基準

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">主な配備体制</th><th colspan="3">配備基準</th><th rowspan="2">配備要員</th></tr>
<tr><th>震度</th><th>津波警報等</th><th>南海トラフ</th></tr>
<tr><td>災害警戒本部
未設置</td><td>事前配備第1
（準備体制）</td><td>震度4</td><td>津波注意報</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td>情報収集の把握に必要な体制</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部
設置</td><td>事前配備第2
（警備体制）</td><td>震度5弱</td><td>津波警報</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>被害状況の調査、応急的な対処、指定避難所の開設準備に対応できる体制</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害対策本部設置</td><td>1号配備
（警戒体制）</td><td>震度5強</td><td rowspan="3">大津波警報
（特別警報）</td><td rowspan="3">状況により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>被害状況の掌握、局地的な災害対処、指定避難所の開設に対応できる体制</td></tr>
<tr><td>2号配備
（非常警戒体制）</td><td>震度5強
※</td><td>1号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対応できる体制</td></tr>
<tr><td>3号配備
（非常体制）</td><td>震度6弱</td><td>全職員をもって当たる完全な体制</td></tr>
</table>

※町内に大規模な災害が生じた場合

(2) 地震等発生時における出動体制の指定

地震等発生時において、配備指令が発令された場合、次の関係各課等が指定職員の配備を行うこととする。

配 備 指 令	配 備 部 署
事前配備第1 （準備体制）	・総務部長 ・防災安全課長、消防署長 ・防災安全課職員
事前配備第2 （警備体制）	・副町長、教育長、各部等の長 ・政策課長、総務課長、防災安全課長、下水道課長、道路河川課長、教育総務課長、消防総務課長、予防課長、消防署長 ・防災安全課職員 ・政策課長、総務課長、下水道課長、道路河川課長、教育総務課長、消防総務課長、予防課長が指名した職員
1号配備 （警戒体制）	・町長、副町長、教育長、各部等の長、各課等の長 ・各課職員（概ね半数の職員）
2号配備 （非常警戒体制）	・町長、副町長、教育長、各部等の長、各課等の長 ・各課職員（約7割の職員）
3号配備 （非常体制）	全職員

(3) 地震等発生時における職員の配備体制

ア　事前配備要員は、事前配備基準に該当する地震等が発生した場合、直ちに事前配備体制につく。

イ　事前配備第２にかかわる指揮監督は、副町長が行う。

ウ　災害対策本部長は、職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、直ちに各部長に通知する。

エ　各部長は、災害対策本部長が職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、あらかじめ定める配備編成計画に基づく配備体制をとる。

(4) 参集対象者と参集の除外

各体制に指定された職員は、参集時において傷病等で応急活動に従事することが困難である者、その他本部長が認める者を除いて、各勤務場所、その他職員災害時初動対応マニュアルに基づく指定場所に参集する。

召集を受けて参集した職員は、所属長に速やかにその旨を報告する。病気その他やむを得ない理由により召集に応じられないときは、その旨を所属長に報告する。所属長は参集状況を部長に報告する。

(5) 勤務時間外に地震が発生した場合の対応

自発的又はメール参集システム等により、平常時勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集すること。ただし、災害の状況により参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長へ確認しその指示に従う。所属長は参集状況を部長に報告する。

(6) 勤務時間内に地震が発生した場合の対応

ア 職員は、自身の安全を確保する。

イ 外勤中の職員は、地震沈静後速やかに帰庁するよう努めること。ただし、災害の状況により帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長へ確認しその指示に従う。

ウ 庁舎内職員は、地震沈静後速やかに所属長の指示に従い事務分掌に基づく配備体制を整えるとともに、所属長は参集状況を部長に報告する。

第４章 情報の収集と伝達

第１節 情報受伝達等に係る基本的な考え方

１ 防災機関間の情報受伝達に係る基本的な考え方

災害の特性を考慮し、職員間や防災機関間における情報受伝達に係る基本的な考え方を次に定める。

項　目	概　　要
情報の重要性	発災直後の連絡や通報などが錯綜する中で、必要な災害応急対策を迅速に実施するため、情報の受伝達及び情報の整理を行う。
正確性	町内全域に被害が広がるような状況の中で、限られた活動部隊や活動資源で最大の効果を上げるには、情報の正確性は欠かすことができない。迅速性を欠くことなく復唱を行うなど、正確性を高めることが必要である。
迅速性	災害応急対策に係る業務通信は、担当者不在によるかけ直しなどを行わないよう、受伝達双方が責任を持ち、迅速に行わなければならない。

２ 住民への情報伝達に係る基本的な考え方

災害の特性を考慮し、住民への情報伝達に係る基本的な考え方を次に定める。

項　目	概　　要
積極的な広報	災害時の広報は、住民の不安の解消や町内の混乱防止、町民生活の安定化などのために重要であり、積極的に推進する。
伝達手段の選択	報道への積極的な情報提供、町防災行政無線、広報車、災害時広報紙の発行、町ホームページ、電子メール、ツイッター（Twitter）、ライン（LINE）、湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送の活用など、伝達内容に応じて有効かつ確実な手段により実施する。

第２節 情報受伝達体制

主管部：総務部・消防部
関係部：関係各部

１ 情報受伝達系統

震災時における情報の受伝達系統の概要を次に示す。

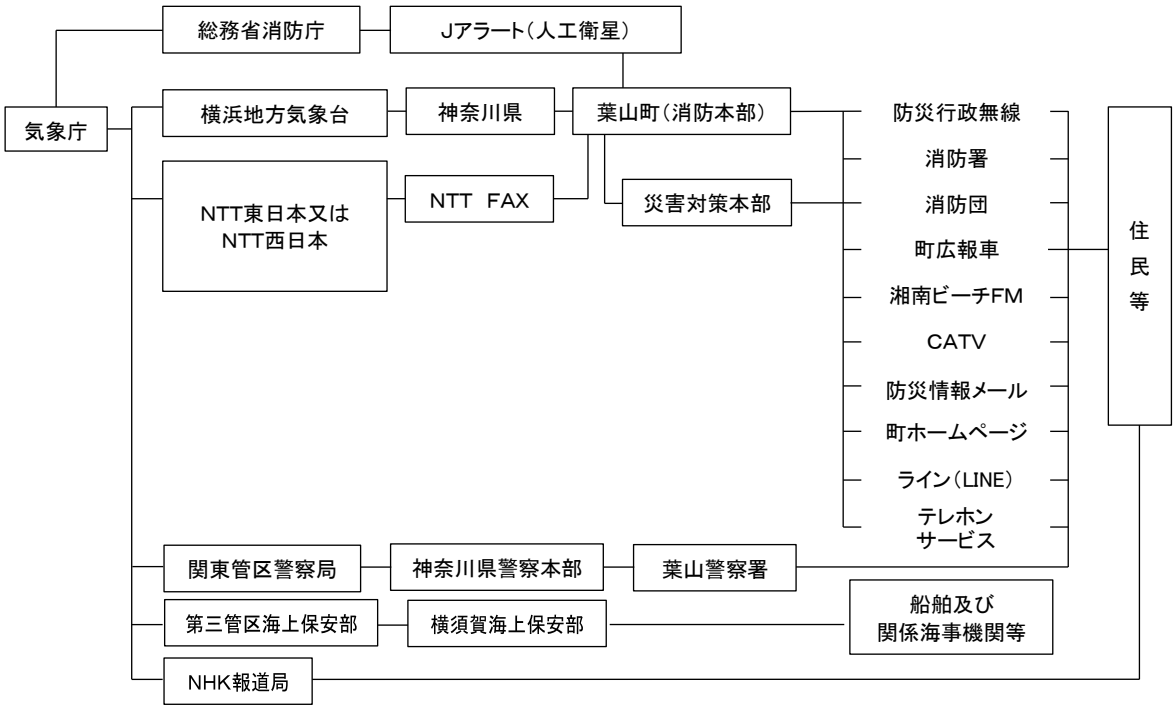

２ 通信手段

震災時の情報通信手段とその活用方針を次に示す。

通信手段	活用方針の概要
有線通信（加入電話）	町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等に用いる。
町防災行政無線（固定系子局）	町内全域に情報伝達するのに有効な手段であるが、放送の乱用を防ぐため、原則として次に該当することを要する。 ・町民の生命・身体を保護するために緊急を要する事項 ・混乱防止などを目的として町内に広く周知すべき事項
町防災行政無線（移動無線局）	親局又は副局を基地局として、役場、各小中学校等が用いる。
県防災行政通信網	県、各市町村及び防災関係機関間の通信に用いる。
県災害情報管理システム	県及び各市町村間の被害状況の報告等に用いる。
消防無線（県内波及び全国波）	県内及び県外消防相互間の通信に用いる。
警察無線	葉山警察署と県警本部等との間の通信に用いる。
携帯電話	神奈川県、他市町村、防災関係機関等との通信に用いる。
衛星電話	神奈川県、他市町村、防災関係機関等との通信に用いる。 災害発生初期における拠点間の通信に有効であるが、電源管理、アンテナの方向及び設置場所などに注意が必要である。
ＭＣＡ無線	避難場所等での活動に際し、災害対策本部又は地区防災拠点への被害状況報告等に用いる。
災害時優先電話	町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等に用いる。 大規模災害発生時には、被災地への安否の問合せなどで通話が急増することから、ＮＴＴ東日本では交換機の処理能力やネットワーク全体に影響を及ぼすおそれがある場合には、警察・消防等の緊急通信や重要通信（災害時優先電話等）を確保するために、一般加入電話の通話を規制する場合がある。
伝令の活用	いかなる通信手段も用いることができない場合には、衛星電話による通信又は職員が徒歩、バイク若しくは自転車により情報を伝達するなど代替通信手段を確保する。

Ｊ　ア　ラ　ー　ト	総務省消防庁が、人工衛星を使って、市町村に直接情報伝達するための機器であり、市町村が、事前に機器を設定することで、防災行政無線を自動的に放送させることができる。津波警報その他緊急を要する情報を伝達するために用いる。
Ｌ　ア　ラ　ー　ト (災害情報共有ｼｽﾃﾑ)	地震や津波の発生に伴い避難指示等の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともに、Ｌアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた住民への迅速な周知に用いる。

第３節 災害情報の収集及び報告等

主管部：政策財政部・総務部・消防部
関係部：関係各部
関係機関：県・ライフライン関係機関

１ 情報の収集及び伝達

町及び防災関係機関等は、災害情報の収集及び伝達に際しては、次により実施する。

項　目	概　　要
地震情報の伝達	町は、横浜地方気象台が発する地震情報をＬアラート（災害情報共有システム）に発信し、庁内放送で各課に、防災行政無線、防災情報メール、ホームページ（ツイッター）、ライン（LINE）、湘南ビーチＦＭ割り込み放送、テレホンサービスにより町民に伝達する。
情報収集	町は、関係各課、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオを活用しつつ、被害状況の早期把握に努めるとともに、県に対して速やかにヘリコプター等による被害状況の偵察活動を要請し、被害状況の早期把握に努める。
参集者による被害情報	総務課は、職員が参集行程及び庁舎周辺の巡視・目視等で収集した被害の概況をとりまとめ、第１報として、発災から１時間以内に災害対策本部長へ報告する。
ライフライン関係機関による被害情報	ライフライン関係機関の被害情報については、ライフライン関係機関及び町双方が必要に応じて情報伝達又は要請を行う。
とりまとめ情報の提供	町は、関係各課（避難所を含む）及び防災関係機関から報告された被害状況をとりまとめ、関係各課及び防災関係機関に提供する。

(1) 被害情報のとりまとめ

収集した被害情報は、各部で集約のうえ、その結果を災害対策本部に報告する。この場合、集約に時間を要すると判断されるときは、概数又は見込み数の速報とする。

(2) 被害調査の調査実施区分

被害調査は、すべての災害対策活動の根幹となるものであり、災害救助法の適用もこの被害状況が基本となるので、迅速かつ正確な被害調査を実施できるような体制が必要である。調査の対象とそれぞれの調査実施部の分担は次のとおりである。

調査実施部	調査対象項目
政策財政部	１　災害情報の受理伝達及び整理 ２　被災者の確認 ３　町内（自治）会館
総務部	１　住家、土地等 ２　ライフライン（電気・電話・上水道・ガス）
福祉部	１　保育園、福祉施設 ２　医療施設 ３　町営住宅
環境部	１　清掃施設 ２　下水道
都市経済部	１　公園、街路樹等 ２　商工業、農林水産、観光及び港湾 ３　道路、橋りょう等 ４　がけ地、急傾斜地等 ５　河川
教育部	１　学校施設、社会教育施設 ２　文化財
消防部	１　負傷者、死者等の人的被害 ２　火災等による被害 ３　危険物施設

(3) 被害状況及び災害情報等の報告系統

報告の系統は次のとおりとする。

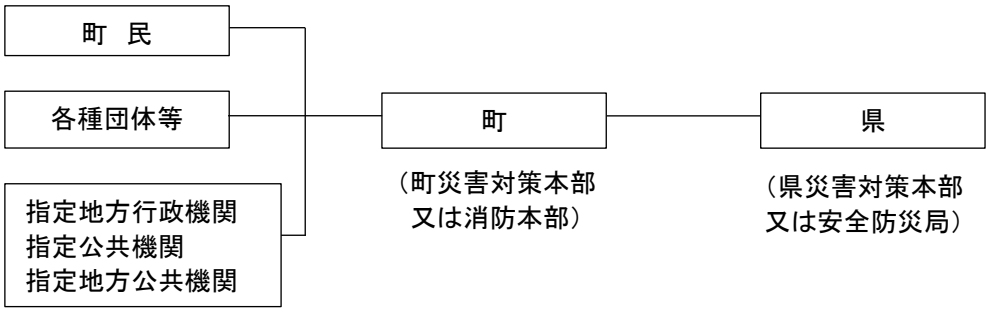

(4) 被害調査及び報告

住家や町有建物等に被害があるときは、葉山町被害調査報告事務処理要領に基づき調査を行い、災害対策本部に報告する。

２ 県への報告

町は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告する。

項　目	概　　要
県への被害報告	被害の報告は、県災害情報管理システムにより行うが、同システムを使用することができない場合は県防災行政通信網ＦＡＸ等を利用して行う。なお、県に報告できない状況が発生した場合は、直接国（消防庁）に報告する。
即報要領による報　　告	前記とは別に、消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、県に被害の状況を報告する。また、消防への通報が殺到した場合はその状況を、直接即報基準に該当する場合は被害の状況を、消防庁及び県に報告する。 なお、発災後の第１報は消防が行う。

３ 異常現象発見者の通報

町民が異常な現象を発見した場合の措置を、災害対策基本法第 54 条に基づき、次のとおり規定する。

項　目	概　　要
町民の通報義務	町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、直ちに最寄りの町行政機関、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。
気象台等への通報	通報を受けた機関は、横浜地方気象台その他防災関係機関にその旨を通報するものとする。

４ 災害情報等の記録

災害情報の記録について、次のとおり規定する。

項　目	概　　要
災害情報の記録	町は、災害情報の受伝達に際しては、緊急度・重要度により整理し、記録する。
記録映像等の確保	町は、災害応急対策の実施に際しては、必要に応じて画像、映像の撮影を行い、災害画像等の確保に努める。

第４節 災害時広報及び報道

主管部：政策財政部
関係部：総務部

１ 災害広報の手段とその内容

町は、次により災害時における広報活動を実施する。なお、町は、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報等が提供されるよう努める。

項　目	概　　要
災害時広報紙チラシの配布	町は、被害状況、生活再建制度の周知、各種救援事業など町民への情報提供事項をとりまとめ、地域防災拠点と連携し、広報紙やチラシにより情報を提供する。 なお、応急活動期における配布に当たっては、避難所、公共施設、バス停などの拠点配布を実施する。
避難所での情報提供	各避難所は、地域における生活支援拠点である避難所を被災者への広報拠点とし、広報紙、チラシ、校内放送、掲示板、ハンドマイクなど様々な手段により情報提供を実施する。なお、実施に当たっては、手話通訳等を活用し、障害者への対応に配慮するものとする。
防災行政無線による放送	町は、必要に応じて、防災行政無線を用いて町内全域に情報伝達を実施する。ただし、放送の乱用を防ぐため、原則として次に該当することを要する。 ・町民の生命・身体を保護するために緊急を要する事項であること ・混乱防止などを目的として町内に広く周知すべき事項であること
広報車による広報	町は、必要に応じて、広報車による放送を用いた広報を行う。
職員による広報	避難場所等は、必要に応じて、現場に職員を派遣して戸別訪問による広報を行う。
ホームページ・ツイッター（Twitter）	町は、ホームページの更新管理を行うとともに、ツイッター（Twitter）を通じた広報も実施する。
マスコミ	町は、湘南ビーチＦＭを通じて、町民への情報提供を行う。 その他災害報道を通じて町民へ広報を実施する。
防災情報メール	町は、防災（防災行政無線情報等）情報に関する情報を直接町役場から携帯電話やパソコンにメール配信する。
被災地外避難者への配慮	町は、被災地外に避難した避難者が情報過疎とならないよう、被災地外避難者を把握し、広報紙の送付やメール、ホームページ等による情報提供を実施するとともに、各種支援の手続等について、避難先自治体との連携を図るものとする。

２ 災害報道の手段とその内容

町は、放送・報道機関に対し、住民の安全確保及び社会的混乱の防止を目的として災害情報を提供し、住民に対して正確で迅速な報道を実施するよう協力を依頼する。

なお、放送・報道の実施に際しては次の事項についても配慮するよう依頼する。

⑴ 視覚・聴覚障害者等を配慮し、テレビ放送には画像と音声の組み合わせや手話通訳、テロップを挿入するなどの必要な措置

⑵ 外国人の被災者のため、外国語によるＦＭ放送の実施

⑶ 広報を実施する場合には健常者への伝達を前提とせず、視覚障害者、聴覚障害者、外国人等の要配慮者に対して特に留意して実施する。

第５節 災害時広聴

主管部：政策財政部

関係部：総務部・消防部

１ 町の広聴活動

１ 避難所においての相談・要望などの受付け
２ 自主防災組織及び町内会等を通じた相談・要望等の受付け
３ 被災者のための相談所の設置及び各種相談窓口の開設
４ 県及び防災機関に対する広聴活動の依頼 町は、県及び防災関係機関に対し、町の行う被災者のための相談活動に対する支援及び所管事項に関する相談窓口を開設するよう依頼する。

２ 相談窓口等の設置

各避難所は、災害時における相談窓口の設置を次のとおり実施する。

項　目	概　　要
相談窓口の設置	各避難所は、各種相談、罹災証明書の申請・交付、災害見舞金及び災害援護資金等の申請・交付などを処理する窓口を設置し、問い合わせ、相談、要望等に対応する。

３ 要望等への対応

各避難所は、要望や意見等への対応を次のとおり実施する。

項　目	概　　要
専 門 相 談	避難所は、処理できない要望や意見等をファックス等により災害対策本部へ報告し、必要に応じて関係各課の協力を求め回答を作成し、避難所へ送付する。
相 談 内 容 対応の共有	要望や意見等への対応内容については、取りまとめ関係部内で共有する。

４ 安否情報照会への対応

被災者の安否情報について町民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

また、被災者の安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利を不当に侵害することのないように配慮する。

第５章 避難対策計画

第１節 避難対策に係る基本方針

１ 震災時の避難対策に係る基本方針

震災時の災害特性を考慮し、避難に係る基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
自己判断の原則	震災時の避難は、地震の揺れから身を守った後に、個々の状況に応じた避難場所の判断を行うことを原則とする。
津波からの避難	海岸付近にいる者は、大きな揺れや長い周期の揺れを感じたときは、津波警報の発表を待たずに海岸から離れた高いところへ避難する。
大規模火災からの避難	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生したときは、住民の自己判断又は避難指示等により避難場所へ避難する。
避難指示等の発令	町は、災害の状況により避難が必要と認める場合に高齢者等避難又は避難指示の発令を行う。
警戒区域の設定	町は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。
避難誘導の実施	町は、避難指示等の発令及び警戒区域の設定を行ったときは、消防、県警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難誘導の実施に努める。
避難所の開設	町域で震度５弱以上の地震が観測されたときには、状況に応じて避難所を開設する。
避難所の運営	避難所の運営は、災害対策本部の指示を受け、担当課の職員が担当避難所に向かい、避難所運営委員会を中心に運営する。
避難者の帰宅	一時的に避難した住民のうち、火災等による危険が去り、自宅が被害を免れたか被害が軽微であった者は、自宅に帰宅する。
地域への支援	自宅で生活が可能な在宅避難者及び避難所外の避難生活者への支援は、避難所を拠点として行う。
避難所の閉鎖	避難所は応急的な生活場所であるので、自ら住居を確保することができない被災者の建設型応急住宅や賃貸型応急住宅などへの移行により、避難所の早期閉鎖に努める。
町外への避難	町内の避難所等の避難施設により収容しきれないような事態が発生したときは、県知事を通じて受入市町村のあっせんを依頼する。

第２節 高齢者等避難及び避難指示等の実施

主管部：総務部
関係部：消防部
関係機関：県・県警察・海上保安部・自衛隊

１ 高齢者等避難及び避難指示

町長等は、災害が発生した場合において危険が切迫し、町民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難を指示する。

また町は、避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県の助言を求めるものとする。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発表する。

(1) 発令基準等

種　別	概　　要
高齢者等避難	１ 要配慮者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき ２ 町民に避難準備を呼びかける必要があると認められるとき
避難指示	町民の生命又は身体に危険を及ぼすと認められるとき

(2) 実施者

町長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して避難を指示する。（災害対策基本法第 60 条）

なお、町長不在時等の代行者については、次の表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により町長の判断を仰ぐいとまがない場合や町長が不在の場合には、副町長等の職務代理者が町長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を町長に報告する。
県　知　事	災害により町長が避難指示の措置を実施できない場合には、県知事が町長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、町長に通知する。
警察官又は海上保安官	警察官又は海上保安官は、災害現場において町長等が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないとき（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時期を失するような場合）、又は町長から要求があったときには、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保を指示することができる。この場合、その旨を町長に速やかに通知する（災害対策基本法第61条）。 なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する（警察官職務執行法第4条）。
自　衛　官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、危険な事態が生じた場合で、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、避難のための警告を発することができる。特に急を要する場合は、危険防止のため必要と認められる措置をとることを命じ又は自らその措置を講じることができる。

(3) 内容

項　目	概　　要
避難指示の内容	・避難を要する理由 ・避難指示等の対象区域 ・避難先とその場所 ・避難経路 ・注意事項

(4) 伝達方法

項　目	概　　要
住民への伝達	・対象世帯数等に応じて、防災行政無線、防災情報メール配信、広報車、各戸への呼びかけ、湘南ビーチＦＭなどを用いて実施する。 ・発令内容を町ホームページへ掲載する。 ・広範囲に伝達する必要がある場合には、放送機関への協力要請を行う。 ・Ｌアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた伝達を行う。
関係機関への連絡	避難指示を発令したときは、県警察、海上保安部、自衛隊などの防災関係機関に対してその内容を連絡する。

(5) 報告

町長は、避難指示を発令したとき、又は警察官、海上保安官又は自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県知事へ報告する。

報告は、県災害情報管理システム又は県防災行政通信網ＦＡＸ等により行う。

項　目	概　　要
県知事への報告事項	・発令者 ・発令日時 ・発令の理由 ・避難対象区域 ・避難対象世帯数及び人員数 ・避難先

(6) 解除

町長は、避難の必要がなくなったと認めるときは、避難指示を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

2 警戒区域の設定

町長等は、災害が発生した場合において、町民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

町長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる（災害対策基本法第 63 条第 1 項）。

なお、町長不在時等の代行者については、次の表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により町長の判断を仰ぐいとまがない場合や町長が不在の場合には、副町長等の職務代理者が町長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を町長に報告する。
県　知　事	災害により町長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、県知事が町長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、町長に通知する（災害対策基本法第73条）。
警察官又は海上保安官	警察官又は海上保安官は、警戒区域の設定を行う町職員等が現場にいないとき、又は町長等が要請したときは、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する（災害対策基本法第63条第2項）。

自　衛　官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する。（災害対策基本法第63条第３項、自衛隊法第94条）

(2) 方法等

警戒区域の設定は、情報伝達のみによるものではなく、ロープ等による立入禁止区域等の明示及び町職員による警戒区域内への進入規制を行うものとする。

(3) 解除

町は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除し、直ちに対象区域の住民に伝達する。

第３節 避難所の開設・運営

主管部：教育部
関係部：総務部・福祉部

１ 避難所の開設

町長は、震度５弱以上の地震が観測された場合その他必要に応じて、避難所の開設準備のため、避難所要員に指名した職員を派遣し、施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。

ただし、緊急の場合（各避難所要員の職員の到着を待ついとまがない場合）は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て開設できるものとする。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

２ 避難者の受入れ

避難所への避難者の受入れは、次を基本として実施する。

項　目	概　　要
避難所の周知	町は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安部等防災関係機関に連絡する。
避難者情報の収集・報告	町は、地域住民及び施設の職員と協力して、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握し、災害対策本部へ報告する。
避難者への情報提供	町は、地域住民及び施設の職員と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。
避難所の状況報告	町は、避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況などについて、定期的に災害対策本部に報告する。

３ 運営委員会の設置

避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、参集した避難所要員の職員、施設管理者は、直ちに事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく「避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を設置し、避難所の適正な運営を図る。

４ 運営委員会の構成

避難所の運営を行う運営委員会の構成及び地域住民、行政、施設管理者の３者の関係は次のとおりとする。

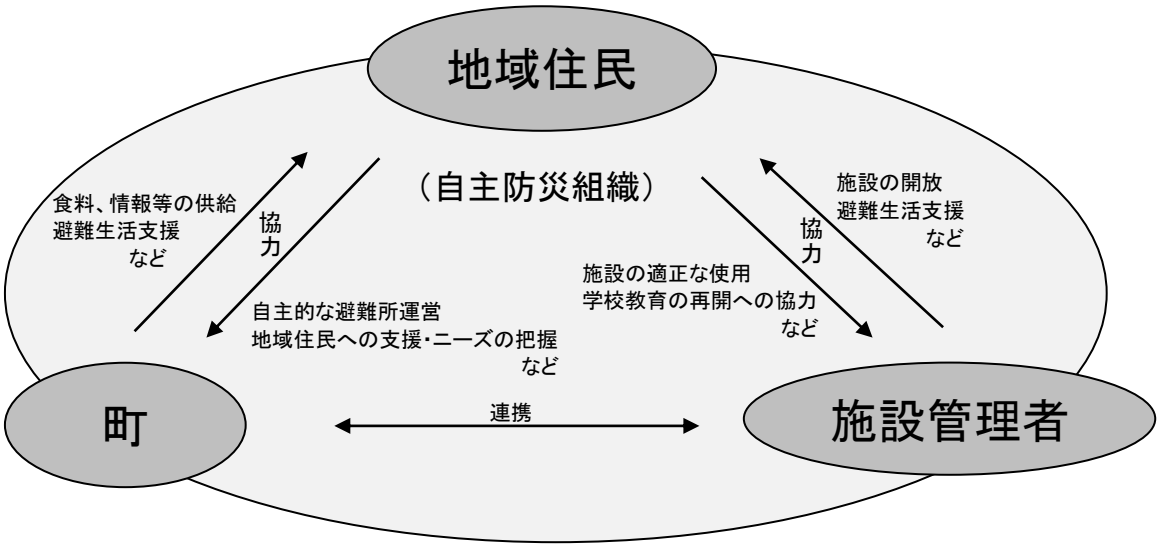

５ 避難所の運営管理

避難所の運営管理は次を基本として実施する。

項　目	概　　要
避難生活の維持	運営委員会は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。
避難所運営委員会の活動	運営委員会は、朝・夕にミーティングを行うなど、地域住民、町、施設管理者の３者の連携を深め、安全かつ秩序ある避難所運営に努める。
地域への支援	運営委員会は、避難所内外の避難者の生活支援のため、救援物資、飲料水及び情報などの提供を行う。
食料等の供給	町は、避難者情報に基づき、食料や生活必需品を調達し、各避難所に供給する。
保健体制の整備	町は、避難所に保健師などを巡回等させ、避難者の健康管理、健康相談などを実施する。
生活関連機器の設置	町は、避難が長期にわたる場合は、テレビ、空調設備、冷蔵庫、炊事設備、掃除機などの生活関連機器を調達する。
避難者の健康管理	医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性など、避難者の健康状態の把握を行い、必要な措置を講ずるよう努める。
衛生管理	町は、校庭、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。

項　目	概　　要
プライバシー及び男女のニーズの違い等への配慮	運営委員会は、避難者世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置するなど、男女のニーズの違いや性的少数者等に配慮した避難所運営に努める。
バリアフリー化	町は、スロープや障害者用トイレの設置など、避難所のバリアフリー化に努める。
避難所の安全性の確保	巡回警備等により、避難所の安全性の確保に努める。 また、女性や子どもに対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭、性的少数者等のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
専用スペースの確保	要配慮者や妊産婦、母子のための専用スペースの確保に努める。
防犯対策	各避難所要員は、避難所における防犯対策を推進するため、県警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。
避難所内の秩序保持等	町は、避難場所及び避難所等における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。
避難者リストの作成等	町は、各避難所と連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成などを行う。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。 また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設用地のリストの作成に努める。
ボランティア等の受入れ	町は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、社会福祉協議会、県災害救援ボランティア支援センター及びボランティア団体のネットワーク組織などと連携して対応する。
ペットの避難対策	運営委員会は、避難所におけるペットの飼育場所を指定するなど、適正な飼育環境の確保に努める。 なお、飼育については飼主の責任において行うが、必要に応じてボランティアへの協力を求める。

６ 避難所に滞在することができない被災者への対応

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

７ 避難所の早期解消

避難所の設置は応急的なものであるため、応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、学校教育等の早期再開に努める。

第４節 避難路の通行確保と避難の誘導

主管部：総務部・都市経済部
関係機関：県警察・自衛隊

町は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。

第５節 帰宅困難者等対策

主管部：総務部
関係部：政策財政部・福祉部
関係機関：県警察

１ 帰宅困難者及び滞留者への対応

地震の発生により町域内に滞留する帰宅困難者及び滞留者への対応を次のとおり実施する。

(1) 滞在場所の確保、運営

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努める。

滞在場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。

(2) 避難誘導

海岸及びホール等、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設を十分活用するとともに、必要に応じて警察官等の協力を得つつ、あらかじめ定められた地域の一時滞在施設に誘導するものとする。

(3) 情報等の提供

町は、県と協力して帰宅困難者等に関する情報を収集し、帰宅困難者の帰宅支援に資する公共交通機関や道路状況等の情報の提供を行う。また、帰宅困難者に対する安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みについて、関係機関と連携の下準備していく。

(4) 高齢者・障害者等への対策

町は、県と協力して、徒歩帰宅が困難な高齢者・障害者等の避難場所の確保や輸送対策等に努める。

(5) 町外からの通勤・通学者への対策

防災関係機関及び企業等は、施設内に留まり被災状況等を踏まえ帰宅を控えることとする。町は、被害状況や交通機関の復旧状況などの情報を提供し、道路の安全等が確保できた時点で順次帰宅させることとする。

(6) 輸送手段の確保

町は、各公共交通機関と連携をとり、利用者及び乗客の誘導先・誘導方法等の情報提供をするとともに、振替輸送について検討する。

振替輸送が確保できた時点で、混雑を避けるため一時滞在施設等に対して段階的に情報を提供し、避難所単位や帰宅エリア単位等で帰宅困難者が混乱しないよう配慮する。

第６節 広域一時滞在

主管部：総務部

町は、大規模な災害が発生し、町のみでは避難所等の確保が困難となった場合には、他市町村における避難者の受入れを求める。この場合における避難者の受入れの協議は、以下の区分により行う。

受　入　れ　先	受け入れ要請の方法
県内の他市町村	当該他市町村に直接協議する。
県外の他市町村	県に対し、他の都道府県との協議を行うよう求める。

第７節 施設利用者等の安全確保

主管部：総務部
関係部：関係各部

災害時において、不特定多数の人を収容する公共施設及び大規模集客施設等の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。

また、町は、自主的な防災活動が円滑に行われるよう、防災関係機関と協力のもと、施設管理者に対して必要な指示を行うものとする。

事　項	概　　要
施設利用者の安全確保	１ 利用者に災害状況等を伝達し、災害内容の周知を図る。 ２ 避難誘導に際しては、高齢者、障害者等の要配慮者を優先し、必要な場合は介護措置を行う。 ３ 人的被害が発生した場合は、可能な限り家族等へ状況連絡を行う。 ４ 自主的な防災活動が困難な場合、必要な措置について町及び防災関係機関に依頼する。

第８節 避難行動要支援者の避難対策

主管部：福祉部

関係機関：県

１ 震災時における避難行動要支援者避難対策の基本方針

震災の災害特性を考慮し、避難行動支援者の避難等に関する町と町民の役割を次のとおり定める。

区 分	基 本 方 針
町 の 役 割	１ 避難行動要支援者リストを作成するにあたり、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を収集するよう努める。 ２ 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定しておく。なお、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。 ３ 避難行動要支援者リストについて適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティー対策を徹底する。 ４ 避難行動要支援者の状況は常に変化するため、避難行動要支援者リストを更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。また、情報に変化が生じた場合は、避難支援等関係者で共有する。 ５ 避難行動要支援者リストは平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることが重要であるが、名簿情報を外部提供する場合は、情報を提供することの趣旨や内容について説明し、要配慮者本人の同意を得る。 ６ 避難行動要支援者施設や地域の支援者に対して、高齢者等避難などの情報伝達を確実に実施する。 ７ 平常時の生活場所での生活が困難と判断される避難行動要支援者を避難所内の専用スペース又は福祉避難所で受け入れる。 ８ 医療機関との連携を密にし、避難所等において、医療ケアが必要と認められる者については、入院等必要な措置を講じる。 ９ 地域及び避難所において、高齢者等が避難生活により健康を害し、要介護等の状態にならないための健康管理の取組みを行う。 10 外国人や情報の受伝達が困難な者へ生活情報等を伝達するための取組みを推進する。

区 分	基 本 方 針
町　民　の 役　　割	１ 避難行動要支援者リストを適正に管理し、発災時においては、当該リストを活用した要配慮者の安否確認などを行う。 ２ 避難生活においては、在宅及び避難所の避難行動要支援者の見守り活動を地域の民生委員等と協力して実施する。 ３ その他相互扶助の観点から、主体的に避難行動要支援者の支援に取り組む。

２ 福祉避難所または福祉避難室の整備

町は、平常時の生活場所での避難生活が困難と認められる要配慮者を受け入れるため、福祉避難所となり得る施設の候補を選定し、要配慮者のための避難所として整備する。

３ 福祉避難所の開設

町は、避難所となる体育館等での集団生活では支障がある場合には、施設内の他の教室等の区画を提供する。

(1) 一次福祉避難所の開設

項 目	概　　要
設置の概要	各震災時避難所となる小中学校の体育館をパーテーションで仕切り確保したスペース、教室、多目的室等を活用する。
開 設 時 期	震災時避難所設置後、必要に応じて速やかに開設する。

(2) 二次福祉避難所の開設

項 目	概　　要
設置の概要	「災害時等における緊急受入れに関する協定書」による施設とする。
開 設 時 期	地震発生後３日以内の開設（受入）を目指す。

第６章 消防対策計画

第１節 消防活動体制

主管部：消防部

１ 震災特別警戒体制

地震、津波警報が発令された場合等において、災害活動組織の増強を図るため、次の基準により震災特別警戒体制を発令し、消防部隊を増強する。

町内の震度等	体制種別	出 場 内 容	動 員 職 員
震度５弱又は津波警報を入手した場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手した場合	警備体制 （事前配備第2）		消防長、消防総務課長、予防課長、消防署長、消防職員
震度５強又は大津波警報（特別警報）を入手した場合	警戒体制 （１号配備）	災害活動、地震情報及び被害状況の把握	消防長、消防総務課長、予防課長、消防署長、消防職員
震度５強を観測し、町内に大規模な被害が生じた場合	非常警戒体制 （２号配備）	災害活動、被害状況の把握	消防長、消防総務課長、予防課長、消防署長、消防部全員
震度６弱	非常体制 （３号配備）	災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置	消防長、消防総務課長、予防課長、消防署長、消防部全員

２ 職員等への招集連絡と動員

震災特別警戒体制発令時における消防部隊の増強については、通信指令係より緊急連絡網、職員招集メールにて召集連絡する。

(1) 動員方法

ア 消防部隊の増強については、震災特別警戒体制基準に基づき職員を動員する。

イ 消防長の特命による動員の場合は、その指示による。

３ 初動体制の確立

震災特別警戒体制が発令されたときは、直ちに次の初動措置をとり、警戒活動体制を整えるものとする。

(1) 庁舎及び車両等の安全確保

ア　車両の移動

イ　落下、転倒物の防護措置

ウ　非常用電源等の確認

エ　通信施設の確認

(2) 消防隊等の出場準備

ア　部隊編成

イ　消防指揮本部の設置

ウ　各種機械器具等の震災用資機材確認及び積込み等の出場準備

(3) 情報収集及び連絡調整

ア　管内パトロールによる被害状況の把握

イ　情報収集及び防災主管部との連絡調整

ウ　医療機関等との連絡調整

エ　防災関係機関等との連絡調整

オ　巡回広報

カ　受付、立番、高所見張り等の実施

(4) その他

ア　応急資機材等の調達

イ　燃料、食料、飲料水等の確保

ウ　その他責任者が必要と認める事項

４ 関係機関との連携

(1) 他市町村等への応援要請

町は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請を行うとともに、必要に応じ県に対して、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。

(2) 県への支援要請

町は、必要に応じて、県に対して次の措置の実施を要請する。

ア　神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部

（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成

イ　消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請

ウ　公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

エ　自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請

オ　在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請

カ　日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ等による医療救護活動の応援要請

キ　国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整

ク　国及び他都道府県への救助の応援要請

第２節 消火活動

主管部：消防部

１ 消火活動の基本方針

震災時の消火活動は、次により実施すること。

(1) 震災時の消火活動の基本

震災時の災害特性を考慮した、消火活動の基本方針を次のとおり定める。

項　　目	概　　要
火災の早期鎮圧	火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。
水利の確保	地震により、消火栓は使用できないことが予想されるため、原則として防火水槽、プール、河川等を利用する他、遠距離送水活動を考慮する。
避難者の安全確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難道路確保のための活動を行う。
重要地域の優先	複数同時に延焼火災を覚知した場合は、木造建物密集地域や中心市街地など、重要かつ危険度の高い地域を優先に活動する。
市街地火災優先	市街地の延焼火災及び市街地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とする。
消防力が優勢の場合	火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
消防力が劣勢の場合	火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、人命の安全確保を最優先とし、道路等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 初期消火活動体制

ア　配備場所又はその付近で火災が発生したときは、直ちに消火活動を行い、配備場所の安全を確保したのち、消火活動の範囲を順次周辺へ拡大するものとする。

イ　地域活動中の消防隊にあっては、所在地点を中心とした火災発見に努め、火災を発見したときは、自主防災組織等を指導し消火活動を行う。
なお、津波に係る警戒区域内における消火活動については、津波来襲時の安全確保に努めるものとする。

(3) 炎上火災消火活動体制

配備場所又はその付近で火災が発生し、消火が困難と思われるときは、直ちに消防署作戦室又は消防指令センターに報告するほか、必要に応じ応援隊の出場を要請して延焼防止に全力を傾注する。

(4) 大規模火災消火活動体制

項　目	概　　要
防御線の設定等	前号の活動では火勢の阻止ができないと認めるときは、時期を失することなく適切な防御線を設定する。
防御線の基本	防御線は、幹線道路又は河川、空地等で阻止すべき面に耐火建築物の多い地域に設定することを原則に、有効な防御活動に努めるほか、飛火警戒及び住民等に対する避難の指示、誘導等を併せて行う。

(5) その他

消防は、消火活動の細部計画を作成し別に定める。

２ 町民・自主防災組織、葉山女性防火防災クラブの役割

ア　町民は、まず自身及び家族の身を守ることを最大限に努め、かつ、失火防止に努める。

イ　町民、自主防災組織、葉山女性防火防災クラブは、発災時の初期段階で消火活動を行い、消火活動を実施する機関に協力する。

３ 自衛消防隊の役割

ア　事業所等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として事業所での消火活動を行うとともに、可能な限り消火活動を実施する各機関に協力する。

第３節 救助・救急活動

主管部：消防部

１ 救助・救急活動の基本方針

震災時の救助・救急活動は次により実施すること。

(1) 震災時の救助の基本

震災時の災害特性を考慮し、救助活動にかかる基本方針を次のとおり定める。

項　　目	概　　要
人命救助の優先	震災時における救助活動は、人命にかかわる救助事象に優先して活動する。
火災現場付近の優先	火災発生後の救助活動の困難性や人命の危険を踏まえ、火災現場付近を優先して活動する。
住民等との協力	倒壊家屋からの救出救助や救出した負傷者の搬送については、消防団員、地域住民等の協力をもとめつつ実施する。
救助効率の重視	同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぎ活動する。
多数人命危険対象物の優先	中高層建物等で不特定多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予想される対象物における事象を優先して活動する。
救命処置必要者の優先	現場トリアージにより、救命処置が必要で、救命処置により救命が可能な者を優先して救出する。
要配慮者の優先	要配慮者を優先して救出救助を実施する。
二次災害の防止	がけ崩れ現場等、余震等による二次災害の危険が高い現場における救出救助においては、安全管理を徹底し二次災害の防止策をとった上で実施する。

(2) 震災時の救急の基本

震災時の災害特性を考慮し、救急活動にかかる基本方針を次のとおり定める。

項　　目	概　　要
救命活動の優先	救命活動を優先し、救命処置を必要とする緊急度及び重症度から判断し、その高い者から優先して実施する。
多数傷病者への対応	多数の傷病者が同時に発生した場合には、トリアージタッグを使用して搬送の優先順位を決定し、医療機関等への円滑な搬送を行う。
要配慮者の優先	症状が同程度の負傷者にあっては、要配慮者を優先して処置・搬送を実施する。
傷病者搬送の実施	傷病者の搬送は、救急車によることを原則とするが、傷病者が多発し搬送する必要がある場合は、消防車両を用いて効率的な搬送を実施する。

(3) 発災初期の活動体制

地震発生当初は原則として、署所周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模事象の発見及び救急病院等の受入れ体制を把握し、広域救助、救急体制に移行する体制を整える。

(4) 火災が少ない場合の体制

火災が少なく救助、救急事象が多いときは、早期に部隊編成順位を切り替えて災害現場に投入し、積極的な救助、救急体制を確保する。

(5) 救助・救急事象の把握

救助・救急事象は、出火防止等の広報に出場中の広報車、参集職員、消防団員、自主防災組織及び通行人並びに警察官等あらゆる情報媒体を活用して覚知に努めること。

２ 町民・自主防災組織及び葉山女性防火防災クラブの役割

町民、自主防災組織及び葉山女性防火防災クラブは、近隣において救出・救護活動を行うとともに、救助・救急を実施する機関に協力する。

３ 自衛消防隊の役割

事業所等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として事業所での救助・救急を行うとともに、可能な限り救助・救急を実施する各機関に協力する。

第７章 津波対策計画

第１節 津波対策に係る基本方針

１ 津波対策に係る基本方針

津波による被害を最小限に留めるために行う応急対策の基本方針を次のように定める。

(1) 迅速な情報伝達

町は、気象庁から発表される大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報を防災行政無線、防災情報メール、広報車、ホームページ、ツイッター（Twitter）、湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送、テレホンサービス等により迅速に伝達し、沿岸住民及び海浜利用者等に海岸から離れた高いところへの避難や津波への注意を促す。

(2) 被害の拡大防止

町は、津波による被害を最小限にとどめるため、防災行政無線、防災情報メール、広報車、ホームページ、ツイッター（Twitter）、湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送等による津波警報等の伝達の他、避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うとともに、海の家や海洋レジャー事業者への注意喚起、海面監視などの緊急対策を実施する。

(3) 津波からの避難

津波から身を守るためには、「海岸から離れ、直ちに高いところへ」避難することが重要であり、町は、平常時からハザードマップや表示板などにより津波に関する知識の普及を図りつつ、津波発生時には迅速な避難を呼びかける。

また、停電時の夜間における避難路対策として、設置効果が認められる町道に、自動蓄電・自動点滅式ソーラーＬＥＤポイントライト（海抜 10m未満＝青色、海抜 10m以上＝緑色）を整備していく。

第２節 津波警報の伝達等

主管部：総務部・消防部
関係部：関係各部
関係機関：横浜地方気象台

１ 津波に関する情報の発表

(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報、津波情報、津波予報の発表

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報

津波による災害が予想される場合に、地震が発生してから約３分を目標に津波警報・大津波警報（特別警報）又は津波注意報が発表される。

分類		津波高さ予想区分	表現
特別警報	大津波警報	10m超（10m＜予想高さ）	巨大
		10m（5m＜予想高さ≦10m）	
		5m（3m＜予想高さ≦5m）	
警報	津波警報	3m（1m＜予想高さ≦3m）	高い
注意報	津波注意報	1m（0.2m＜予想高さ≦1m）	情報文中では表記なし
予報	津波予報	津波なし（若干の海面の変動）	

イ 津波情報

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表される。

ウ 津波予報

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。
０．２ｍ未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。

(2) 津波予報区

気象庁は、次の予報区に対し津波予報を行う。

津波予報区	区　　域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

(3) 津波予報及び地震、津波に関する各種情報の発表機関

神奈川県に係わる津波予報及び各種情報は、原則として気象庁地震火山部が発表する。

２ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達

(1) 伝達系統

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合には、次の伝達系統図に従い、迅速に伝達する。

〈伝達系統図〉

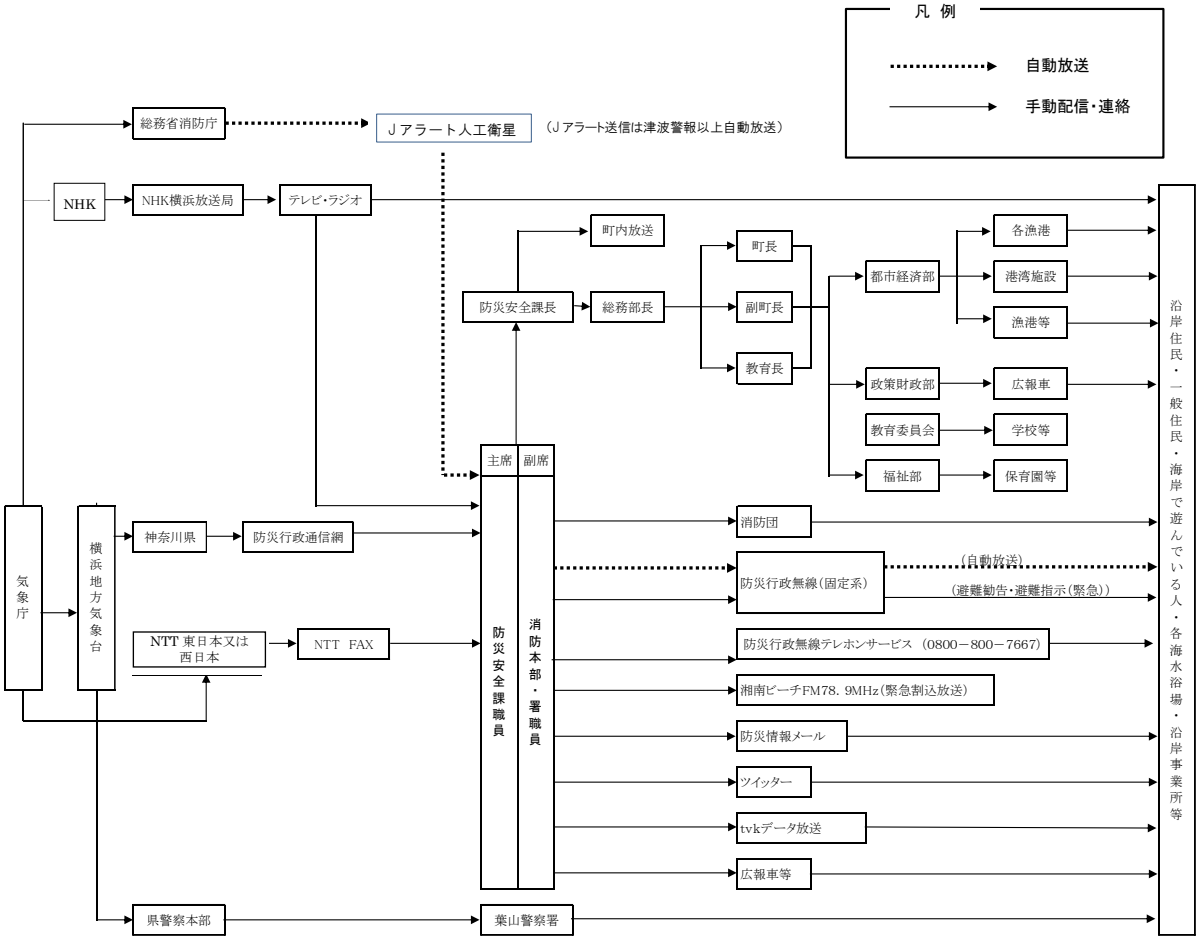

※ 防災安全課不在時、防災行政無線等の操作は、消防本部・署で行う。

(2) 津波予報の標識

音響を用いて津波予報の報知を行う場合は、原則として次による。鳴鐘、吹鳴は適宜反復する。

津波警報等の種類	鐘 音	サ イ レ ン 音
大津波警報（特別警報）	●——●——●——●（連続）	（約3秒）（約2秒）（短声連続）
津波警報	●—● ●—● ●—●（2点）	（約5秒）（約6秒）
津波注意報	●—●—● ●—●（3点と2点との斑打）	（約 10 秒）（約2秒）
津波予報	鳴鐘・吹鳴しない。	
解除	● ● ●—●（1点2個と2点との斑打）	（約 10 秒）（約1分）（約3秒）

(3) 情報受伝達体制の確立

防災関係機関は、情報の受伝達を行うための情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報受伝達ができるよう、体制の確立を図る。

(4) 大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報等伝達要領

地震が発生し、有線電話が途絶又はその使用が著しく困難な場合においては、伝達系統図に基づき、速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報等を伝達する。

ア 海面監視

地震を感知したとき、又は大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報等の情報を入手したときは、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努める。この場合における、海面状態の監視は、町消防職員等が行うものとする。

イ 内部連絡体制等の確立

(ｱ) 携帯電話、ＭＣＡ無線、庁内ＬＡＮ等を活用する。

(ｲ) 通信機材は、日頃から訓練を実施し、常に関係部局と連絡できる体制を確立する。

(ｳ) 職員緊急連絡網等により、勤務時間外であっても、連絡できる体制を確立する。

第３節 津波発生時の対策

主管部：総務部・消防部
関係部：関係各部

１ 津波発生時等の対策

津波発生時又は津波警報等受信時の対策は、次のとおりとする。

(1) 住民への情報伝達

大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報を受理した場合は、防災行政無線、防災情報メール、広報車、湘南ビーチＦＭ放送の割込み放送等により迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施する。

(2) 避難指示の発令

津波警報等を受理した場合は、葉山海岸沿岸地域に対して避難指示等を発令し、消防車及び広報車等による避難の呼びかけを行う。

(3) 事業者への注意喚起

海の家や海洋レジャー事業者への注意喚起を行う。

(4) 津波避難計画の実行

「津波重点対策地域」については、「津波避難計画」に基づき、避難指示・避難誘導、海面監視などを実施する。

(5) 避難場所の情報提供

津波避難ビル及び指定避難所、指定緊急避難場所などの各避難所に対して避難所の開設を依頼する。

第４節 避難対策

主管部：総務部・消防部
関係部：関係各部

津波から身を守るためには、「海岸から離れた高いところへ」避難することが重要であり、町は、平常時から、ハザードマップや表示板などにより、津波に関する知識の普及を図りつつ、津波発生時には迅速な避難を呼びかける。

１ 町民の自主避難

町民は、沿岸付近で強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難するとともに、テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車等を通じて正しい情報を入手するよう努める。

また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは、気をゆるめないように努める。

２ 避難指示等

(1) 避難指示

津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波警報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、町長は町民等に海浜等から避難するよう指示をする。

また、気象庁等から大津波警報（特別警報）・津波警報を受信又は津波による浸水が発生すると判断したときは、町長は直ちに沿岸地域等の町民に対し、避難指示を行うとともに、その周知徹底を図るため、広報等必要な措置をとるものとし、町民は、付近の高台等に避難する。

なお、津波到達予想時刻を勘案し、活動方針を決定する等、避難の呼びかけを実施する者の安全確保について徹底する。

(2) 県等への報告

町は、津波のための避難指示を実施した場合は、速やかに県に対しその旨を報告するとともに、隣接市に連絡する。

第８章 食料・生活関連物資等供給計画

第１節 食料・生活関連物資等の供給に係る基本方針

１ 食料・生活関連物資等の供給に係る基本方針

震災時において、被災者に安全・安心な食料等を供給するため、食品の温度管理や衛生管理に配慮した基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
食料の供給を行う場合	１ 災害救助法が適用された場合 ２ 町長が被災者及び応急復旧作業に従事する者に対し、食料の供給を行う必要があると認めた場合
町民が行う備蓄	町民は、発災直後には、非常用持出品の非常食を摂取し、また、避難生活の内３日間は、事前に備えた食料を摂取するよう努めるものとする。また、生活関連物資については、家族の状況に応じて、最低３日分、推奨１週間分を備え、これを使用するものとする。
供給する食料	発災当初は、食料の調達が困難であるため、備蓄食料によるものとし、調達体制が整い次第、調達食料の配給や炊き出し等に移行する。
救援物資の募集	原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付はしないこととし、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。

２ 要配慮者への配慮

食料・生活関連物資等の供給においては、要配慮者等のニーズや男女・年代のニーズの違いに配慮する。

この際、女性用品を配布する際には、女性が配布を担当する。

３ 避難所以外の場所に滞在する避難者への配慮

食料・生活関連物資等の供給は、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても行われるよう努める。

４ 関係機関との協力

備蓄物資等の供給に関しては、関係機関と相互に協力するよう努める。

また、備蓄物資又は資材が不足する場合は、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第２節 食料供給対策

主管部：環境部
関係部：福祉部・教育部
関係機関：県

１ 備蓄食料の配給等

備蓄食料の応急配給は次のとおり行うものとする。

項　目	概　　要
実　施　時　期	初動活動期（発災から３日間以内で、県等からの調達食料が避難所に行き渡るまでの間）
配　給　対　象	食料の配給を必要とする者
備　蓄　場　所	避難者用として、避難所及び防災資機材倉庫に備蓄する。 また、応急対策従事職員用として、防災倉庫に備蓄する。
備蓄食料の輸送	備蓄食料の輸送は、輸送関係の協定業者の車両により、町の指示で実施する。
配　給　場　所	避難所運営委員会により避難所において配給するほか、在宅避難者のうち自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等には、自主防災組織、近隣住民及びボランティア等が供給を支援する。

２ 調達食料の配給等

県や協定事業者などから調達した食料の応急配給及び調達等は次のとおり行う。

(1) 食料の配給

パン、弁当など調達食料の応急配給、炊き出しは次のとおり行う。

項　目	概　　要
実施期間	初動活動期～復旧活動期 （食料調達が可能になった日から必要のなくなった日まで。）
基準額	食料を調達する際の避難者の１人あたりの基準額は、災害救助法に基づき県知事が定める額とする。
配給対象	応急配給及び炊き出しによる食料の配給は、次の者に対して行う。 １ 指定避難所に収容された者 ２ 住家の被害により炊飯のできない者 ３ ライフライン機能停止及び物流機能のまひにより食料の調達ができない者 ４ 被災地における救助作業あるいは応急復旧作業に従事する者
食料の種類	発災初期には、パン、弁当、インスタント食品、缶詰、レトルト製品等、調理が不要又は簡易な調理により摂取できる食品とする。 炊き出し時については、主食は、米穀類、麦製品とし、副食は避難所での炊事や配給の容易なものを選択する。 また、地域の復旧度合いに応じて、営業を再開した地元の事業者に避難所への食料の供給を委託する。 食物アレルギー者に配慮した食料の確保を図るものとする。
供給場所	避難所運営委員会により避難所において配給するほか、在宅避難者のうち自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等には、自主防災組織、近隣住民及びボランティア等が供給を支援する。

(2) 食料の調達及び輸送

調達食料の調達及び輸送は次のとおり行う。

項　目	概　　要
米穀の調達	１ 災害の状況により、町内の届出販売業者等から米穀の調達が困難な場合は、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。 ２ 災害救助法が適用された場合、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、県知事に供給を要請する。 なお、交通・通信途絶のため県知事へ要請できない場合は、農林水産省（農産局農産政策部）に要請する。 ３ 本部長は、必要に応じて、災害時の相互応援に関する協定を締結している市町に対して支援を要請する。
米穀以外の食品の調達	米穀以外の食品の調達に関しては、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」を締結する組合に、食料品の売り渡し要請及び輸送の依頼を行う。なお、協定による調達が困難な場合には、県知事に対して支援を要請する。
調達食料の輸送	調達食料の輸送は、輸送関係の協定業者の車両又は食料提供事業者により町の指示で実施する。
炊き出し燃料の調達	炊き出し用の防災釜の燃料は、公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会鎌倉逗葉支部との協定に基づき、各避難所への提供を求める。

第３節 生活関連物資供給対策

主管部：環境部

関係機関：県

１ 生活関連物資の配給等

衣料品、日用品などの生活必需品等の物資の応急配給は次のとおり行う。

(1) 生活関連物資の配給

項　目	概　　要
実施期間	初動活動期～復旧活動期（発災から配給の必要のなくなった日まで）
基準額	生活関連物資を配給する際の避難者の１人あたりの基準額は、災害救助法に基づき県知事が定める額とする。
配給対象	生活関連物資の配給は、次の者に対して行う。 １ 住家の被害により衣料・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者又はき損した者 ２ これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者
配給方法	避難所に届けられた物資は、運営委員会が避難者及び届出のあった在宅生活困窮者の数に応じて必要な物資の品目・数量等を把握し、自主防災組織、近隣住民及びボランティア等の支援を得つつ配布を行う。

(2) 生活関連物資の種類

種別	品　　目
寝具	就寝に必要な毛布及び布団
衣服	普通着、肌着、作業衣、婦人服、子ども服及び雨ガッパ等
身の周り品	タオル、チリ紙、トイレットペーパー、おむつ及び生理用品等
炊事道具	釜、鍋、包丁、ヤカン及び卓上コンロ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	石けん、歯ブラシ、歯磨粉、爪切り、綿棒、薬、雨靴、雨傘、貯水用ポリエチレン容器、バケツ、ゴミ袋、懐中電灯、電球、携帯ラジオ及び電池等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用LPG等
その他物資	自家用発電機及び灯油ストーブ等

(3) 生活関連物資の調達

項　目	概　　要
物資の調達	１　災害救助法が適用された場合、原則として県知事が調達して被災地域に配給するものとされているが、災害の状況により、救助を迅速に行うため必要があると県知事が認めるときは、町長が小売業者及び災害時の相互応援に関する協定を締結している店舗等から調達する。 ２　災害救助法が適用されなかった場合、原則として町長が小売業者及び災害時の相互応援に関する協定を締結している店舗等から調達することとなるが、災害の状況により、調達が困難な場合は、県知事に調達を要請する。
物資の管理	調達物資又は救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた物資配送拠点とし、町は、物資配送拠点の運営及び集積された物資の管理を行う。
物資の配分・配送	町は、生活関連物資に関する報告を取りまとめ、県知事に報告するとともに、県知事から示された配給基準に基づき、配給計画を作成する。 配分は物資配送拠点で行い、輸送関係の協定業者の車両により配送を行う。

第４節 被災地外救援物資対策

主管部：環境部
関係機関：県

１ 救援物資の募集・受付

物資の不足を補うため、被災地外からの救援物資の受入れ、配分については次のとおり実施する。

(1) 物資の募集及び受付

項　目	概　　要
救援物資の基本方針	原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付はしないこととし、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。
救援物資の募集	町は、避難所からの情報により被災地内での物資の需要を把握し、救援物資希望リストを作成し、町ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により周知を図る。
救援物資の受付	町は、救援物資の申し出を受けた時点で、受付日時、受付担当者名、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発日時及び受入場所等を各避難所と協議し、決定して連絡する。
県との連携	町は、県が受け付けた救援物資の町への配分を調整し、物資配送拠点に受け入れる。

(2) 救援物資の受入及び配給

項　目	概　　要
救援物資の受入	陸上輸送の場合は、原則として救援申出者が物資配送拠点まで輸送を行うこととし、海上輸送及び航空輸送の場合は、救援申出者が町内の緊急輸送拠点まで輸送し、緊急輸送拠点から物資配送拠点までの間は、輸送関係の協定業者の車両により輸送を行う。
救援物資の仕分け	物資配送拠点では、集積される物資の仕分けを行い、物資の受入日時、物資毎の受入量、搬出先・種類・数量、物資毎の在庫量等を把握し物資の管理、配分を行う。 物資配送拠点からの配送は、輸送関係の協定業者の車両により行う。
配送と配給	配送と配給は、前節にある生活関連物資と同様に実施する。

第９章 飲料水供給計画

第１節 飲料水等の供給に係る基本方針

主管部：環境部
関係機関：県・県企業庁

上水道施設は県企業庁管轄のため、町では被害状況の結果を県及び県企業庁へ報告し、県企業庁は被害を受けた上水道施設の応急復旧を行う。

事　項	概　　要
給水方針	町は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、１人１日３リットルの応急給水を行う。
飲料水の確保	１ 県は、水道事業者に対して、飲料水の確保を指示する。 ２ 県企業庁は、災害用指定配水池における応急給水用飲料水の確保及び水道施設の被害状況の確認を行う。

１ 応急給水

(1) 町は、応急給水班を組織し、県企業庁が確保した飲料水のほか、備蓄された飲料水、非常用飲料水貯水槽等を活用して応急給水を実施する。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮する。

また、町は、給水が困難な場合は、隣接市及び県に対して支援を要請する。

(2) 県は、飲料水の確保が困難な場合には、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等へ支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等を要請する。

これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努める。

(3) 県企業庁は、飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的に実施し、連携の強化を図る。

また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会などを通じて他の水道事業者等に支援要請を行う。

第２節 応急給水等の実施

主管部：環境部

関係機関：県

１ 応急給水場所

震災時において、被災者等に飲料水を供給するための拠点を次に定める。

区　分	概　　要	実施時期
一次給水拠点	地区ごとにあらかじめ指定した水道施設から仮設給水栓により応急給水ができる場所で給水を行う。	初動活動期
二次給水拠点	一次給水拠点のほか、給水車による運搬を行って避難所などで給水を実施する。 また、街頭給水拠点を定め給水車により実施する。	応急活動期以降

２ 応急給水方法

震災時において、被災者等に飲料水を供給するための方法を次に定める。

なお、給水活動の詳細は「葉山町応急給水計画書」によるものとする。

項　目	概　　要
発災直後の給水方法	発災直後の給水方法は、指定避難所に設置された水道管直結式非常用貯水装置、配水幹線及び非常用水源等からの拠点給水及び車両による運搬給水とする。 その後は、管路の応急復旧、仮設給水栓の設置等によるものとする。
医療機関等からの緊急要請による給水	病院等医療機関及び福祉関係施設から緊急要請があった場合は、車両輸送等により応急給水を行う。
給水拠点から先の居住地への給水方法	給水拠点から先の居住地への給水については、自主防災組織、近隣住居者及びボランティアなどの協力を得て、高齢者、障害者などの要配慮者に配慮した地域の給水体制に委ねることとする。
災害用指定井戸の確保	大地震その他の災害により水道施設が被害を受け、給水が困難となった場合において、水道施設が復旧するまでの間、町内にある井戸水を飲料水や生活用水として活用できるよう、地域における応急給水の確保に努める。

３ 水道施設の応急復旧

県企業庁は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにする。

また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行う。

第１０章 住宅対策計画

第１節 住宅に係る応急対策の基本方針

１ 住宅に係る応急対策の基本方針

住居を失った被災者に応急住宅の供給等を行うための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
危険度判定の実施	被災した家屋及び宅地に対する危険度判定を迅速に行うことにより、二次災害を防止する。
被害調査の実施	災害救助法や被災者支援制度の適用及び応急仮設住宅の入居審査などに資するため、被災した家屋の被害認定を正確かつ迅速に実施する。
住宅の応急修理	災害によって住宅が被害を受け、応急的な修理によって居住を継続することができる場合には、住宅の応急修理を実施することにより、被災者の居住の安定を図る。
応急住宅の供給	応急仮設住宅の建設、民間アパート等の活用などにより、被災者の居住の安定を図る。

第２節 危険度判定の実施

主管部：都市経済部

関係機関：県

１ 応急危険度及び被災宅地危険度の判定

町は、地震発生直後に被災した建築物・構造物（以下「建築物等」）及び被災宅地が引き起こす人的被害、余震による被害拡大などの二次災害を防止するため、建築物及び宅地等の応急危険度を判定する。

項　目	概　　要
判定士の要請	町は、地震発生後応急危険度判定の必要性を検討し、必要と認めた場合には、県に対して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の参集を要請する。
判定士の輸送	町は、判定士を輸送するための車両（自転車、オートバイを含む。）を確保する。
判定作業の準備	町は、判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、次の準備を行う。 １ 判定街区の割り当て及びマップの作成 ２ 判定士受入名簿と判定チームの編成 ３ 判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品
判定の対象	判定作業は、民間建築物等及び宅地を対象に外観目視点検調査を行い、３段階（危険・要注意・調査済）に区分し判定する。
判定の表示	判定士は、判定の結果を建築物の入口又は外壁等及び当該宅地の見やす

項　目	概　　要
	い位置に表示する。
集計・処理	町は、判定結果を集計のうえ、町長に報告する。

第３節 被害調査の実施

主管部：総務部
関係部：消防部

１ 被災家屋調査の実施

被災者支援施策を実施するため必要な被害家屋の調査は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年６月改訂）」第１編に基づき実施する。なお、火災による被害については、次に準じて消防が実施する。

項　目	概　　要
事前準備	町は、被災状況の把握や応急危険度判定の判定結果を参考にして調査区割を行うとともに、次の準備事項を実施する。 １ 調査員及び調査備品などの確保 ２ 調査員の事前研修及び打ち合わせ ３ 被災家屋調査の町民周知
第一次被害家屋調査	町は、被害家屋を対象に２人１組で外観から目視調査を行う。
第二次被害家屋調査	町は、第一次調査の結果を受けた被災者から再調査申請があった場合には、申請者の立会いのもと、内部立ち入りによる詳細な調査を実施する。
罹災台帳の作成	町は、被災家屋調査の判定結果と家屋データ等を集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書交付の基本台帳とする。

２ 被害認定基準

葉山町災害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要を次に示す。

程 度	被 害 程 度 の 説 明
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの
半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上50%未満のもの
準　半　壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊にいたらない程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの

第４節 被災住宅の応急修理

主管部：都市経済部

関係機関：県

１ 被災住宅の応急修理

町は、自宅の応急修理に対する支援を次のとおり行い、居住の安定を図る。

項　目	概　　要
実　施　者	災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は、関係団体を通じ県が実施する。ただし、被害の程度その他必要と認める場合、県知事はこれを町長に委任することができる。
対　象　者	１ 災害によって住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 ２ 自己資金では、応急修理ができない者
修 理 部 分	災害により被害を受けた住宅の応急修理の部分は、屋根、居室、台所及び便所などの日常生活上欠くことのできない部分で必要最低限のものに限られる。
修 理 期 間	原則として、災害発生の日から１箇月以内に完了する。

第５節 応急住宅の確保

主管部：都市経済部
関係機関：県

１ 応急仮設住宅の建設

町は、災害によって住宅を失い、自らの資力では住居の確保ができない被災者を応急仮設住宅に入居させることで、居住の安定を図る。

項　目	概　　要
実　施　者	災害救助法が適用された場合は県知事が実施するが、災害の状況により救助を迅速に行う必要がある場合その他必要と認める場合、県知事はこれを町長に委任することができる。災害救助法が適用されない場合は、町長が関係機関などの協力を得て実施する。
入居対象者	災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者で、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 １ 住家が全焼、全壊若しくは大規模半壊又は流失した者 ２ 居住する住家がない者
入居者の選定	入居者の選定については、県知事が町長の協力のもと、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ行うことを原則とするが、県知事から委託された場合には町長が行う。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定し、選考する。
建設戸数	入居者の選定により算出された必要戸数から、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅により確保される応急住宅数を減じ建設戸数を決定する。
建設場所及び用地の確保	原則として公有地とし、震災時空地利用計画に基づき決定するが、公有地のみでは建設場所が不足する場合は、国有地、無償で提供を受けられる企業等の民有地から確保する他、必要に応じて、２階建て仮設住宅の建設や自宅敷地内への建設などの方策を検討する。
実施期間	原則として、災害発生の日から20日以内に着工する。
入居期間	応急仮設住宅への入居期間は工事が完了した日から２年以内とする。
高齢者、障害者への配慮	身体的・精神的に虚弱な状態にあり、日常のケアを必要とする高齢者、障害者等及びその家族に対して、平屋建て、バリアフリーなど、日常生活の送りやすさに配慮した応急仮設住宅を設置し、優先入居に努める。
コミュニティの維持等	応急仮設住宅の建設及び入居に当たっては、従前地区の数世帯単位での入居をすすめるなど、地域のコミュニティの維持に極力努めるとともに、集会所の建設や自治会の育成など地域活動の推進を図る。

２ 非常災害の場合における応急仮設住宅に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合であって、避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる場合には、当該災害を特定非常災害として政令で指定する。

この場合において、政令で定める区域及び期間において町長が設置する応急仮設住宅については、消防法第 17 条の規定（消防用設備等の設置等）は適用されない。ただし、町は、上記規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

３ その他の応急住宅の確保

町は、応急仮設住宅以外の方法による応急住宅の確保について次に定める。

項　目	概　　要
公営住宅の一時提供	町は、町営住宅の空き部屋及び県が提供する県内及び近接都県の公営住宅の空室状況に応じて、仮設住宅入居対象者を基準として割り当てる。
民間アパート等の活用	町は、応急仮設住宅の建設に代えて、応急仮設住宅建設費用の範囲内で民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設を借り上げることによる応急住宅を設置することも県と検討する。
帰省・疎開の奨励	町は、姉妹都市や協定締結都市をはじめとした全国の自治体に公営住宅の空き家情報の提供を求め、出身地等への帰省や疎開を県と奨励する。
相談窓口の設置	町は、各避難所との協力のもと、被害調査の再申請、住宅の応急修理、応急仮設住宅等への入居などの応急住宅関連の相談、申請を受け付ける専門窓口を設置する。
その他の施策	その他被災者の居住の安定を確保するための住宅関連施策を検討のうえ実施する。

第１１章 医療救護対策計画

第１節 医療救護及び助産等に係る基本方針

主管部：福祉部

関係機関：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・県

１ 医療救護及び助産等に係る基本方針

町は、発災後において、迅速に医療救護、保健衛生活動が実施できるよう、県の保健医療救護計画等に基づき、国や県によるＤＭＡＴ、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、日本歯科医師会チーム（ＪＤＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ-ＤＡＴ）などの派遣を受け、各職種が連携して活動できるよう努める。

また、地域においては、「逗子・葉山地区災害時医療救護ガイドライン」に基づき関連団体と連携して活動できるよう、基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
医療救護所の設置	町は、震度５強以上の地震が発生した場合、又は設置が必要と判断した場合、被害状況に応じて事前に指定した公共施設等を医療救護所として開設し、トリアージ及び医療機関への搬送手配、傷病者のうち、軽・中等症者に対する応急手当を実施する。
医療機関の運営	災害拠点病院等に指定されている医療機関は、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制を整え、負傷者等を受け入れる。
地域医療搬送への対応	町は、災害の規模に応じて、災害拠点病院等で活動するＤＭＡＴ等の救護班へ重症者を搬送するなど、地域医療搬送が円滑に行われるよう関係部局及び関係機関と調整を図る。
医薬品・医療資機材の調達	町は、災害時における医療救護活動、保健衛生活動を行うため必要な医薬品及び医療資機材を整備し、逗葉医師会、逗葉薬剤師会等と協議のうえ、一定数量を町内各所に分散備蓄するほか、県に調達を依頼する。また、これらが不足する事態に備え、逗葉薬剤師会や県との供給体制整備に努める。
心のケアの充実	町は、被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」のケアをするために、ＤＰＡＴ等の支援を受け復旧活動期から長期的な対応を図る。

第２節 医療救護体制

主管部：福祉部
関係部：消防部
関係機関：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・県

１ 医療救護活動の実施

町は、医療救護活動の実施に当たっては、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉薬剤師会と連携して次の活動を行う。

項　目	概　　要
医療機関などの被災状況の把握	町は、医療機関、保健福祉事務所などの被災状況の把握を行う。
医療機関などの活動状況の把握	町は、医師をはじめとする医療スタッフの稼働状況、不足する医薬品、医療資機材やベッド数等の状況の把握をＥＭＩＳなどを通じて行う。
医療救護所の設置	町は、震度５強以上の地震が発生した場合、又は設置が必要と判断した場合、被害状況に応じて、あらかじめ指定した施設に医療救護所を設置する。
災害時医療情報の広報	町は、災害時医療情報（稼働している医療施設の所在地等）を発表する。
地域医療搬送の調整	町は、重症者の搬送が円滑に行われるよう関係部局及び関係機関との調整を図るとともに、消防と連携し搬送の調整を実施する。
救護班などの要請及び配置調整	町は、被災状況に合わせた医療救護体制整備のために、被災地外からの救護班などの派遣要請を県に対して行う他、救護班の配置調整を行う。
医薬品などの救援物資の供給拠点の設置及び運営	・町は、医療救護活動に必要な医薬品などの救援物資の仕分け、配送をするための拠点（被災状況に合わせて複数箇所）を設置する。 ・医薬品の支給管理は、町が逗葉医師会、逗葉薬剤師会等と連携し行う。医療救護所において血液製剤の供給が必要な場合、県知事に対して供給の要請を行う。
その他	・町は、町内の医療機関で対応できない重症者、難病患者、人工透析者等を町外の医療機関等へ移送できる体制整備に努める。 ・町は、疾患に応じた必要な医療の確保に努める。 ・町は、遺体の検案を行うために、遺体安置所へ医師及び歯科医師を派遣できる体制整備に努める。

２ 医療救護所の運営

医療救護所の業務内容等を次に定める。

なお、医療救護所の開設場所は上山口小学校、葉山町保健センター、葉山小学校、長柄小学校とする。

項　目	概　　要
運営管理	医療救護所の運営管理は、町が逗葉医師会等と連携し行う。
医療スタッフ等の手配	医療救護所の医療スタッフは、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉薬剤師会等が手配する。
医薬品・医療資機材の手配	医療救護所において必要な医薬品・医療資機材は、葉山町保健センター等、各医療救護所に配備している資機材を利用するほか、逗葉薬剤師会や医療機関の現有物及び調達した物資を利用する。
主な活動内容	・逗子葉山地区災害時医療救護ガイドラインに基づき、医療を中心にトリアージ及び医療機関への搬送手配 ・傷病者のうち、軽・中等症者に対する応急手当を行う。

３ 地域医療搬送への対応

被災地外後方医療機関への搬送について次のとおり定める。

項　目	概　　要
基本方針	被災地内での応急処置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などの被災地域外への医療搬送による救命を行う。
被災地内での搬送手段	搬送については、医療機関ドクターカー、救急車など、重症者の搬送に適した車両により実施する。
被災地外への搬送手段	原則として、被災地域外への医療搬送は、県知事などに対してドクターヘリによる輸送を要請して行う。

４ 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を特定非常災害として政令で指定する。

この場合において、政令で定める区域及び期間で町長が開設する臨時の医療施設については、以下の特例が認められる。

ア．医療法第 4 章（医療施設の開設の許可や管理、監督等）の規定の適用除外

イ．消防法第 17 条（消防用設備の設置義務等）の規定の適用除外

※上記にかかわらず、町は、消防のための必要な措置を講ずる。

第１２章 防疫・保健衛生対策計画

第１節 防疫及び保健衛生に係る基本方針

１ 防疫及び保健衛生に係る基本方針

震災時において、衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
保健活動の実施	避難生活が長期にわたる場合は、必要に応じて健康教育・相談等を行い、エコノミークラス症候群及び生活不活発病への対応の周知や心のケアへの対応を行い、災害関連死等の予防に努める。
衛生管理の実施	震災発生後に伴う感染症・食中毒の発生を未然に防ぐため、配給された水・食品、支給物資及び炊き出し等の衛生管理を行う。
防疫活動の実施	災害時における感染症の多発流行に対処し、患者の早期発見、収容施設及び患者搬送の確保、消毒及び清潔の徹底、住民に対する周知その他迅速かつ的確な防疫活動により感染症の防止を図る。

第２節 生活衛生の管理

主管部：福祉部

１ 保健活動の実施

震災時における保健活動は、次のとおり実施する。

項　目	概　　要
保健活動の概要	１ 避難所等における健康相談の実施 ２ 誤嚥性肺炎などの災害関連死等の予防 ３ エコノミークラス症候群防止等を目的とした体操等の普及啓発 ４ ＤＰＡＴ等の支援による長期的な視点による被災者の心のケアへの対応

２ 衛生活動の実施

震災時における衛生活動は、次のとおり実施する。

項　目	概　　要
衛生活動の概要	１ 避難所の食品集積場所、救援物資集積場所等の衛生確保 ２ 関係施設の貯水槽等の簡易検査 ３ 食品関係営業施設、仮設店舗等の衛生指導 ４ その他水・食品に起因する危害発生の未然防止

３ 入浴施設の確保

入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を次のとおり実施する。

項　目	概　　要
入浴施設等の確保	大地震の発生により水道施設、電力施設及びガス施設等のライフラインが長期にわたり機能停止する場合は、住民等の衛生を確保するため、町は、学校グランド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。
要配慮者への配慮	入浴が困難な高齢者や障害者等については、自主防災組織、近隣住民及びボランティア等の協力を得て、被災者等の衛生管理に努める。

第３節 防疫対策

主管部：福祉部・環境部

１ 防疫活動の実施

震災時において、衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るため、防疫活動を次により実施する。なお、感染症の発生に対する処置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定するところによる。

項　目	概　　要
防疫活動の概要	１ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法 ２ 災害地のねずみ、昆虫の駆除 ３ 予防接種の実施 ４ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

２ 防疫業務実施基準

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

等 級	実施基準概要
Ａ　　級	感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合
Ｂ　　級	感染症流行のおそれのある相当広い地域が、数箇所以上に及ぶ場合
Ｃ　　級	感染症流行のおそれのある地域が、小さくかつ点在している場合

３ 感染症患者収容施設

町外医療機関と連絡調整し、受入れの手配を行うとともに、搬送に必要な緊急車両の手配等を関係各課と連絡調整し確保する。

４ 消毒薬等の確保

震災時における消毒薬等の確保は、次のとおり実施する。

項　目	概　　要
資機材の備蓄及び調達	資材倉庫等に消毒薬の確保及びその散布器具を備蓄する。また、不足する場合は、町が逗葉薬剤師会及び関係業者に協力要請して調達する。

第４節 ペット対策

主管部：環境部
関係部：総務部・福祉部・教育部
関係機関：鎌倉保健福祉事務所・獣医師会

町は、「災害時の動物救護に関する協定書」に基づき、締結先の湘南獣医師会に協力を仰ぎながら動物救護活動を行うとともに、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にして、ペットに関する情報提供を行う。また、鎌倉保健福祉事務所、獣医師会等関係団体や動物愛護団体、ボランティア等と防災訓練や普段の情報交換を通じ、適切な動物の保護を行う体制の確立に努める。

項　目	概　　要
避難所における飼育の原則	・ペットの避難所での受入れは、ペットの放浪・逸走・動物由来感染症の予防、被災者の心のケア、動物愛護の観点から同行避難を原則とする。 ・避難所運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど、避難所運営マニュアルに沿った管理を行う。 ・飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。
ペットの把握	避難所運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらう。 １ 飼育者の氏名と住所 ２ 動物の種類と数 ３ 動物の特徴（性別・体格・毛色 等） ４ 予防注射の接種状況 ５ 登録鑑札の有無
飼育場所の指定	避難所運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。

物資等の提供	町は、必要に応じ、次に掲げる提供を行う。 １ 支援物資として本町に送られた動物用物資の配布（食料、生活必需品） ２ 動物の負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会等の協力を得ながら行う。 ３ 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談等）
保護施設等への受入調整	町は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第１３章 遺体等の捜索、処置、埋葬計画

第１節 遺体等の捜索、処置及び埋葬に係る基本方針

１ 遺体等の捜索、処置及び埋葬に係る基本方針

震災時において、家屋の倒壊や火災などにより発生した死亡者の遺体を処置等するための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
行方不明者等の捜索	町は、消防、県警察、自衛隊、その他の防災関係機関や自主防災組織等の協力のもと、可能な限り早期の発見に努める。
遺体の処置	町は、遺体の取扱は町災害時遺体処置マニュアルに基づき、被害の状況に応じた遺体安置所の開設を迅速に行う。この際、死者に対する礼、衛生管理に配慮しつつ実施する。

第２節 行方不明者及び遺体の捜索

主管部：消防部

関係機関：県警察・海上保安部・自衛隊

１ 行方不明者・遺体の捜索活動

項　目	概　　要
捜索の対象	災害のため行方不明の状態にあり、又は周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。
届出の受理	行方不明者の届出の受理は、災害対策本部が行うものとし、届出の受理に当たっては、住所、氏名、年齢、性別、連絡先等必要な事項を、行方不明者捜索届出書に記録する。
捜索活動	行方不明者・遺体の捜索活動は、県警察、海上保安部、自衛隊、自主防災組織や住民の協力を得て、可能な限り早期の発見・収容に努める。

２ 発見した場合の措置

項　目	概　　要
生存者の発見	人命救助、救急活動及び行方不明者・遺体の捜索中に生存者を発見した場合は、必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。
遺体の発見	遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察又は災害対策本部に連絡のうえ、検視・調査等を受けるため、遺体発見機関が、自主防災組織、近隣住居者及びボランティアの協力を得て、遺体安置所へ搬送する。

第３節 遺体の収容及び処置

主管部：福祉部
関係機関：県警察・逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・県

遺体の処置については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮して実施する。

１ 遺体安置所の開設等

項　目	概　　要
遺体安置所の開設	町は、災害発生後速やかに遺体安置所を開設し、その旨を警察署に連絡する。遺体安置所では、必要な器具を用意した上で、遺体を収容する。
遺体安置所指定施設	町は、小中学校体育館の中から安置所を災害状況に応じて開設する。
応援要請	町は、遺体安置所の開設・運営に関して、町での対応能力を超えると認められるときには、県及び防災関係機関に応援を要請する。
資機材の調達	町は、協定事業者の協力のもと、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花、焼香台の調達についても配慮する。 なお、資機材が不足する場合は、県に資機材の調達について要請する。

２ 遺体の受付及び処置

項　目	概　　要
遺体の搬送・収容	町は、遺体安置所を直ちに開設し、捜索により収容された遺体を搬送、収容する。
遺体の受付及び処置	町は、警察官と協力のうえ、搬送者等から必要事項を聴取して受付書類を作成する。
遺体の検視・調査等	町は、県警察（広域緊急援助隊を含む）が派遣した死体調査班が遺体を検視・調査等をし、死体調査等記録書等を作成する。
遺体の検案	検案は、神奈川県警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が県警察と協力して行う。
遺体の洗浄縫合・消毒等	町は、必要に応じ、遺体安置所において遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

３ 遺体の身元確認及び引き取り

項　目	概　　要
身元不明者の対応	町は、身元不明者について、行旅死亡人として本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び歯型、所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品などを保管する。
協力要請	県警察は、身元不明者の身元確認のため、必要に応じて県警察協力歯科医等へ協力要請を行う。
遺体の引き渡し	県警察は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。当該遺体について身元の確認ができない場合は、町に引き渡す。
遺体名の掲示等	町は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。
関係書類の交付	町は、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付などの関係法令上の手続きを行う。
行旅死亡人としての処理	町は、遺族等の引き取り者がいない場合は、墓地、埋葬等に関する法律及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき埋葬又は火葬し、焼骨を仮収蔵する。

４ 遺体処置の期間

区　分	概　　要
災害救助法が適用された場合	遺体の処置（検視・調査、検案、洗浄・縫合・消毒、遺体の身元確認・引き取り等）は、災害が発生した日から10日以内に完了する。 11日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、期間内に次の事項を明らかにし、県知事へ申請する。 １ 延長の期間 ２ 期間の延長を必要とする地域 ３ 期間の延長をする理由 ４ その他(期間の延長をすることによって処置される遺体の数等)
災害救助法が適用されない場合	遺体の処置は、できる限り速やかに完了する。

第４節 遺体の火葬・埋葬

主管部：福祉部
関係機関：県

１ 火葬・埋葬の実施

項　目	概　　要
対　象　者	災害時に死亡し、災害により通常の埋火葬を行うことが困難である者
実　施　者	災害救助法が適用された場合には、県知事の委任を受けて町長が実施する。災害救助法が適用されない場合には、町長が埋火葬を実施する。
応援要請	火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合は、県知事へ広域的な火葬に係る応援を要請する。
埋葬の実施	火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合で、広域的な火葬の応援を待ついとまがない場合は、応急的な仮葬として埋葬を実施する。
外国人への配慮	外国人の遺体については、風俗、習慣、宗教等の違いに極力配慮して埋火葬を実施する。

２ 火葬・埋葬の期間

区　分	概　　要
災害救助法が適用された場合	遺体の火葬・埋葬は、災害が発生した日から10日以内に完了する。 11日目以降も遺体の火葬等を行う必要がある場合は、期間内に次の事項を明らかにし、県知事へ申請する。 １ 延長の期間 ２ 期間の延長を必要とする地域 ３ 期間の延長をする理由 ４ その他(期間の延長をすることによって火葬・埋葬される遺体の数等)
災害救助法が適用されない場合	遺体の火葬・埋葬は、できる限り速やかに完了するものとする。

３ 火葬・埋葬に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を特定非常災害として政令で指定する。

この場合において、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、期間を限って墓地、埋葬等に関する法律第５条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることとなっている。

第５節 町民への情報提供

主管部：政策財政部・福祉部
関係部：総務部・消防部
関係機関：県警察

１ 町民への情報提供の実施

項　目	概　　要
実　施　事　項	町は、行方不明者の捜索状況、遺体安置所の開設状況、収容遺体の搬送先などについて、広報紙や報道等を通じて情報提供を行う。
注　意　事　項	遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、県と協議のうえ、統一的に行う。

第１４章 廃棄物及びし尿の処理計画

第１節 廃棄物及びし尿の処理に係る基本方針

１ 廃棄物及びし尿の処理に係る基本方針

震災時において、通常の廃棄物及び下水処理が不可能になった場合における対処の基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
廃棄物の収集	災害が一部地域に限定される場合は、あらかじめ定めた収集体制と応援によって収集する。なお、全町に及ぶ広範囲な災害の場合は、主要幹線道路沿い、市街地中心部の重点収集に切り替える。
し尿の処理	大規模災害の発生により下水道施設が被害を受けた場合は、避難所を中心に仮設トイレを早期に設置し、し尿の収集はバキュームカーにより実施する。
衛生状態の保持	清掃、生活ごみの収集処理についても必要な措置を講じる。

第２節 廃棄物の処理

主管部：環境部

関係機関：県

１ 廃棄物の収集

災害時に発生したごみの収集は次のとおり実施する。

項　目	概　　要
収　集　方　法	大規模災害発生時には、被災地域における通常の収集方式は不可能となると考えられるため、主要幹線道路に臨時ごみ集積所を設ける。
収集方法の周知	町民に対し、臨時ごみ集積所への搬出、分別、自己搬入などの広報を行う。
仮置き場の設置	ごみ処分場の一時的な使用不能、道路事情によりごみ処分場への運送が困難となった場合は、倒壊家屋などのがれきの一時集積場所として仮置き場を選定し、収集したごみやがれき等を集積する。

２ 廃棄物の処分

収集したごみの処分は次のとおり実施する。

項　目	概　　要
焼　却　処　分	収集されたごみは、極力分別し、クリーンセンターにおいて保管する。
埋　立　処　分	クリーンセンターの保管能力を超えたときは、埋立処分とする。
そ の 他 の 処 分	処分できない大量のごみが発生するため、公園又は海浜地等の空地を利用し、一時仮置きするとともに、必要に応じて、他市町焼却場での処分に係る応援を県知事に要請する。

３ 廃棄物処理法の特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、基本法第 86 条の５に基づき環境大臣が廃棄物処理特例地域を指定した場合、当該地域において町の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う場合は、収集運搬又は処分業の許可を受けずに、委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことができる。

また、この場合において、環境大臣は廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準を定めることとなっており、町は、同基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう指示する。

第３節 し尿の処理

主管部：環境部

１ 仮設トイレの設置

震災の発生により上下水道施設、電力施設等のライフラインが被害を受けた場合は、その被害の状況に応じて、避難所等に仮設トイレを設置する。

なお、避難所や各地域における仮設トイレの設置に当たっては、避難所運営委員会が中心となり実施する。

項　目	概　　要
仮設トイレの種類	町は、組立トイレを防災倉庫等に備蓄する。
設　置　場　所	避難所のほか、ライフラインの被害によって水洗トイレの使用が不可能な在宅被災者を考慮して、必要に応じて公園等の拠点に仮設トイレの設置を行う。
設　置　基　準	仮設トイレの設置数は、災害発生当初は避難者約50人当たり１基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり１基を目標とする。
調　達　・　確　保	仮設トイレの設置必要数に対して備蓄数が不足する場合には、流通在庫や広域応援によって調達・確保する。
要配慮者への配慮	高齢者、障害者などの要配慮者に対しては、段差がなく、便座に座れるトイレ及びオストメイト対応トイレを準備する。

２ 携帯トイレの配布等

震災の発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄した携帯トイレを、避難所等で被災者に配布する。

なお、使用済み携帯トイレは、通常の燃やすごみとして処理する。

３ し尿の収集と処理

大規模災害の発生により下水道施設が被害を受け、汚水の収集ができない場合の収集は次のとおり実施する。

項　目	概　　要
収　集　方　法	バキュームカーによる収集とする。
重点収集場所	避難所やその他公園等に設置されている仮設トイレ、医療機関、その他の公共施設などを優先して収集する。
応　援　要　請	下水道普及率の向上によりバキュームカーが減少しているため、近隣市や協定締結都市に対し、収集車両などの支援要請を行う。
し尿の処理	収集したし尿は、原則として町下水道施設において処理するが、被害の状況によっては、他市町処理場での処理に係る応援を県知事に要請する。

第１５章 障害物の除去計画

第１節 震災時における障害物

１ 震災時における障害物

項　目	概　　要
震災時における障害物	震災時における障害物は、災害応急対策及び災害復旧を実施する上で障害となる道路や河川に堆積した土砂やがれきなどのうち、住居又はその周辺に運ばれた土砂等の堆積物で生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「生活障害物」という。）の除去については、災害救助法に規定する応急救助の適用となる場合がある。

第２節 がれき除去の実施

主管部：環境部

関係機関：県警察・県・関東地方整備局

震災により、道路、河川等に堆積した土砂やがれきの除去を行い、町内の応急復旧を実施する。

１ 除去の対象

災害時におけるがれきの除去は、次の場合に実施する。

項　目	概　　要
実施する場合	１ 町民の生命、財産などの保護のため、速やかに除去を必要とする場合 ２ 避難、消火等、緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする場合 ３ 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他水防活動実施のため除去を必要とする場合 ４ 交通安全及び輸送の確保に必要な場合 ５ その他公共的立場から除去が必要と認められる場合

２ 除去の実施者

災害時におけるがれきの除去の実施者等は次のとおり。

項　目	概　　要
実　施　者	１ 道路、河川や港湾等を閉塞した土砂やがれきなどの障害物の除去及び保管は当該道路・河川等の管理者が行う。 ２ 市街地に堆積した土砂等で国土交通省が定める基準に該当するものの除去は、都市災害復旧事業の適用により町長が実施する。 ３ その他倒壊家屋等のがれきの除去や、家屋の解体に係る廃棄物の処分については、第４部第５章に定めるところによる。
応援等の要請	災害緊急協力事業者等に協力を要請するほか、障害物除去の範囲が広範囲な場合は、県に対して応援を要請する。

３ 除去の方法

項　目	概　　要
優先除去対象	１ 優先啓開路線における車両の通行を妨げる障害物 ２ 河川氾濫等の二次災害の防止のために除去が必要と認められる障害物
使用資機材	町は所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害緊急協力事業者の重機・トラックなどを有効に活用しつつ実施する。
仮置き場等への集積	除去した障害物は、それぞれの実施者の判断に基づいて応急措置として最寄りの広場等に集積した後、仮置き場へ順次運搬を行う。

４ 仮置き場の運用

仮置き場の運用については、次のとおり実施する。

項　目	概　　要
仮置き場の使用	仮置き場の使用については、震災時空地利用計画に基づき、除去対象物の種別、運搬方法、応急対策の優先順位などを勘案する。
民有地等の借り上げ	震災時空地利用計画にある空地で不足する場合は、国、県の管理地又は民有地について、所有者等の同意を得て一時借り上げるなどの措置を実施する。
搬入券による管理	災害の規模が甚大で大量の障害物が発生する場合には、無秩序に災害廃棄物が持ち込まれないよう、仮置き場への搬入を許可する搬入券を発行し、搬入券のない廃棄物については、搬入を認めないこととする。

第３節 生活障害物除去の実施

主管部：都市経済部

震災によって、土砂、樹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活に支障を来たしている生活障害物を除去することにより被災者を保護する。

１ 除去の対象

災害時における生活障害物の除去は、次の場合に実施する。

項　目	概　要
実施する場合	１ 地震災害等によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がないと認められたとき。 ２ 自らの資力では障害物の除去ができないと認められたとき。

２ 除去の実施者及び実施方法等

災害時における生活障害物の除去の実施者等は次のとおり。

項　目	概　要
実　施　者	１ 生活障害物の除去は、災害救助法が適用された場合には、県知事の委任を受け町が実施する。 ２ 災害救助法が適用されない場合は、町が実施する。
実 施 方 法	町が、災害緊急協力事業者等に協力を要請して実施する。 ただし、厚生労働大臣が定める１世帯あたりの金額を限度として行う。
実施の機関	災害が発生した日から10日以内に完了する。
窓口の設置	生活障害物の除去の申請は、町が設置する応急住宅に関する窓口で受け付ける。

３ 仮置き場の運用

仮置き場の運用については、前節に準じて実施する。

第１６章 緊急輸送対策計画

第１節 緊急輸送の確保に係る基本方針

１ 緊急輸送の確保に係る基本方針

震災時において、緊急物資及び人員等を輸送する緊急輸送道路をはじめとした路線網を確保するための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
車両等の確保	緊急輸送に適した車両を事前に把握し、緊急通行車両の事前届出を申請するとともに、災害発生時には、各機関等へ車両等の要請をすることで、輸送手段の確保に努める。
輸送計画の策定	緊急物資等を避難所等の拠点に円滑に搬送するために、事前に輸送計画を定め、災害発生時における円滑な緊急輸送の確保に努める。
輸送路の確保	災害発生時には、管理する路線の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧を行い道路機能の確保に努める。

第２節 緊急輸送の実施

主管部：総務部

関係機関：県・県警察・海上保安部・自衛隊

１ 輸送手段の確保

(1) 町保有車両の使用

項　目	概　　要
車両の把握	町は、町保有車両のうち、あらかじめ緊急通行車両に登録された緊急輸送活動に活用可能な車両を把握するものとする。
車両の使用	各部は、配車依頼を行い、指示された車両等を使用する。

(2) 各機関への要請

項　目	概　　要
町内各機関への要請	町は、町保有車両で不足する場合は、次により要請を行う。 １ 町内の運送会社等に、乗用車、貨物自動車、特殊車両の使用について協力を要請する。要請に当たっては、車両の運行のみならず、荷役についてもあわせて要請する。 ２ 船舶については、町内の漁業協同組合等に協力を求める。
県への要請	県に対して、乗用車、貨物自動車、特殊車両、船艇、船舶等の調達・

項　目	概　　要
	あっせんを依頼する。
航空輸送の要請	災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊、海上保安庁の航空機による輸送について、出動を要請するよう求める。

２ 緊急通行車両の確認手続

町は、災害対策基本法第 76 条第１項に基づく交通規制が行われたときは、第２部第５章の規定に基づき、緊急通行車両として県知事又は公安委員会へ申し出て、その確認を受け、緊急通行車両確認証明書・確認標章の交付を受ける。

３ 配車等

項　目	概　　要
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・確認標章の交付を受ける。
表示板の掲示	輸送に従事する車両は、「災害輸送」の表示板を車両の前面及び両側面に掲示する。
配車	町は、車両の使用状況を常に把握しつつ適正な配車を行う。

４ 輸送計画

(1) 緊急輸送の優先目的

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況等に応じ、次のように定める。

区　分	概　　要
第１段階 発災直後から２日目までの間	災害によりもたらされた直接的な被害・死傷等に対応するとともに、災害の混乱を緩和させるために最優先して必要とされるもので、主に次のものを対象とする。 １ 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の人命救助に要する人員及び物資 ２ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ３ 政府災害対策要員、他市町等災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 ４ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ５ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	災害による被害を軽減するとともに、災害による混乱を収束させ、か

区　分	概　　要
発災後３日目から概ね１週間の間	つ、被害を受けた生活基盤を復旧するに際して応急的に必要とされるもので、主に次のものを対象とする。 １ 上記第１段階の続行 ２ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ３ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ４ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階 発災後概ね１週間以降	災害により困難となった当面の生活を支えるとともに、災害復興に必要とされるもので、主に次のものを対象とする。 １ 上記第２段階の続行 ２ 災害復旧に必要な人員及び物資 ３ 生活必需品

(2) 輸送路の選定

輸送路の選定にあっては、第２部第５章第１節「２ 緊急輸送道路の指定」にある輸送路を優先使用するが、被害の状況等により輸送路の使用の可否が左右されることから、まず被害の状況を把握し、必要に応じた輸送路を選定する。

第３節 緊急輸送道路の確保

主管部：都市経済部
関係機関：県・関東地方整備局・県警察

災害発生時には、管理する路線の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧を行い道路機能の確保に努める。その際、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧等を実施する。

１ 交通支障の把握

緊急輸送道路の確保にあたり、その被害状況を把握、通報することにより、国、県及び防災関係機関との情報の共有化を行う。

区　分	概　　要
国道・県道	町は、国道、県道などで通行に支障がある箇所についての情報は、横浜国道事務所金沢国道出張所（国道16号）、県横須賀土木事務所（県道及び国道134号）、警察署から収集する。
町　　道	町は、その管理に属する道路、橋りょうの支障箇所について、県横須賀土木事務所、警察署又は防災関係機関へ連絡する。

２ 緊急輸送道路の応急復旧

(1) 各道路管理者の役割

区　分	概　　要
国道・県道	緊急輸送道路の応急復旧については、それぞれ応急対策実務責任を有する道路管理者が啓開作業を実施する。
町　　道	町の行う啓開体制については、軽微な被害箇所は、町で対応し、大規模な被害については、必要に応じて、協定事業者及び災害緊急協力事業者等（以下「事業者等」という。）へ対応を依頼する。 なお、国道１６号など障害物除去の優先順位の高い道路等について、道路管理者が迅速に対応できないと認められる場合は、これを優先して実施する。

(2) 町の実施事項

項　目	概　　要
被害状況の把握	町は、災害発生後、事業者等と区間を分担し、緊急輸送道路の被害状況を点検する。
情報の集約	町は、道路に流出した土砂などによって、緊急輸送道路の機能に支障があると判断される区間の情報を集約する。
道路啓開計画の策定	町は、災害応急対策における重要性などを判断し、啓開区間の優先順位や啓開実施者などに関する道路啓開計画を策定する。
啓開作業の実施	町は、必要に応じて事業者等と協力し、啓開作業を実施する。
遺棄自動車の除去	町は、遺棄自動車による道路の閉塞については、県警察、事業者等と協力しつつ迅速に処理する。なお、町が管理する道路については、災害対策基本法第７６条の６第１項により、緊急通行車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることができるとともに、車両の占有者等がその場にいない等の場合には、町自ら車両移動等の措置を行うことができる。
二次災害の防止	町は、トンネルやがけの崩落による土砂の除去などの実施に当たっては、地震感知器を使用するなど、余震による再崩落などの二次災害の防止策をとった上で実施する。
仮置き場への搬入	啓開作業の中で発生した土砂・がれきについては、啓開実施者が仮置き場などの保管場所への搬入券の発行を受け、自ら保管場所への搬入を行う。

第１７章 学校教育等計画

第１節 災害時における学校教育の実施に係る基本方針

１ 災害時における学校教育の実施に係る基本方針

各学校は、第２部第８章に規定する各学校における防災計画に基づき、災害時における児童・生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るものとする。

第２節 発災時の措置

主管部：教育部

震災発生時、授業等の実施が困難な場合、校長は教育委員会からの指示により、又はその指示を受けることが不可能である場合は校長の判断により、次の措置をとるものとする。

１ 児童・生徒等の措置

項　目	概　　要
児童・生徒の保護	校長は、児童・生徒等が在校中に地震が発生した場合、学校の防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、地震発生後の安全を確認し、児童・生徒を安全な場所に避難させ、震度５弱以上の際は、原則として、事前に決めておいた引き渡しの方法に従って、保護者に引き渡しを実施する。保護者に引き渡しをする以外は、学校待機を原則とする等、適切な措置を講ずるものとする。
安否確認	各校長は、休日、祭日及び夜間等に災害が発生した場合、非常招集した教職員により、児童・生徒の安否確認を行う。

２ 学校施設の管理

項　目	概　　要
被害状況の報告	地震発生後、各校長は、児童・生徒や教職員の安全を確認した後、施設の被害を点検し、被害の有無に関わらず、速やかにその状況を教育委員会に報告する。教育委員会は、各学校からの被害状況報告をとりまとめ、災害対策本部に報告する。

第３節 学校教育

１ 学校教育の実施基準

学校施設の被害の程度に応じた学校教育の実施基準を次のとおり定める。

区　分	概　　要
施設の被害が軽微な場合	各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	残存の安全な教室の使用、又は特別教室、屋内体育施設などの転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。
施設の使用が全面的に不可能な場合	近隣の安全な学校や公共施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設などの方法により、授業を再開する。

２ 学校教育の実施

校長は、被災状況、復旧期間を勘案し、状況に応じた教育活動を実施する。なお、私立学校の場合も、それぞれの責任の範囲において学校教育を実施する。

項　目	概　　要
教職員の確保	校長は、できる限り速やかに出勤可能な教職員の実態を把握し、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。
学校教育実施場所の確保	教育委員会は、災害対策本部と協議し、学校教育の実施場所を確保する。
教育内容の選択	校長は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、学校教育の期間及び内容等を定める。

３ 学用品の支給等

住家が倒壊、焼失等により被害を受け、教材・学用品を喪失又は棄損した児童・生徒等に対し、その調達及び支給について、次のとおり実施するものとする。

項　目	概　　要
学用品の調達	教育委員会は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。なお、災害の程度により、災害救助法による学用品の給付手続をとるほか、県に対し必要な措置を要請する。
学用品の支給	学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法施行令第３条各項の基準に準じた支給を行う。
授業料の減免等	被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部、又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

４ 学校給食

項　目	概　　要
学校給食の確保	校長は、給食施設設備及び物資の現状並びに食材納入業者の被災状況を早急に把握し、それらの状況によって学校給食の実施又は中止を決定する。
配給	学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用され、学校独自での使用が不可能となるため、児童・生徒等の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行う。
衛生管理	災害が発生した場合は、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、食器具類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底する。また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄する。

５ 児童・生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、日頃から、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努める。

６ 避難所が開設されている場合の対応

項　目	概　　要
学校の対応	１ 児童・生徒等が通常授業を受けることができるよう区割りを実施し、避難者と児童・生徒等が混同しないよう注意する。避難者を受け入れるにあたり、体育館内の区割りを実施する。 ２ 要配慮者のうち、高齢者や乳幼児を抱えた世帯は、避難所で生活することとなる。このため、高齢者は、高齢者優先トイレの近くにし、乳幼児を抱えた世帯は、授乳スペース等を確保するなど、極力生活環境に配慮することが望ましい。 ３ 避難所運営の際に校内対策本部、救護室等に活用するため、校長室、事務室、職員室、放送室、保健室等に立ち入り禁止区域を設定する。また、授業が行える状況を確保するため、特別教室（教材室、コンピューター教室、家庭科室、理科室、音楽室等）等についても立ち入り禁止区域を設定する。 ４ 体育館が定員に達した場合、使用可能な部屋に入場してもらう。施設図を作成し、使用可能な部屋と使用不可の部屋を区分する。 なお、教室については、原則開放しない。開放した場合は、指定避難所を縮小するとき、最初に閉鎖する。

第４節 通常授業への復帰

項　目	概　　要
施設の復旧等	教育施設の被災又は避難所として使用していることにより授業が長期間にわたって中断することを避けるため、被災した教育施設の被害箇所・危険箇所の応急修理、学校の相互利用、仮設校舎の設置及び公共施設の利用等を行い、教育の早期再開を図る。
通常授業への復帰	各校長は、施設の復旧対策状況をみて、速やかにその施設に児童・生徒を収容し、教育を平常の状態に復帰させるように努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

第５節 保育所等における応急対策

主管部：福祉部

１ 児童の保護対策

保育所等は、「第３節 学校教育」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施する。

２ 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況及び児童の安否、所在等を把握し、町に報告する。

３ 応急保育の実施

町は、応急保育の実施に当たって、児童をもつ町民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、児童の精神的安定を確保する。

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な児童については、各保育所等において保育等する。

イ 通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(2) 保育所等での対応

ア 入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育等するよう検討する。

イ 保育所等が災害により長期間保育所等として使用できない場合、防災関係機関と協議して早急に保育等が再開できるよう措置するとともに、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第１８章 警備・交通対策計画

第１節 警備及び交通規制等に係る基本的な考え方

関係機関：県警察本部・警察署

１ 警備及び交通規制等に係る基本的な考え方

震災時において、県警察が行う応急対策の基本的な考え方を次に定める。

項　目	概　　要
基本的な考え方	葉山警察署は、大規模地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察本部とともに県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他の公共の安全と秩序を維持し、被災地における治安の万全を期する。

第２節 震災時における県警察の応急対策

関係機関：県警察本部・警察署

１ 警備体制の確立

項　目	概　　要
警備本部の設置	葉山警察署は、大地震の発生と同時に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
協力連絡体制の強化	警察署災害警備本部及び町災害対策本部は、必要に応じて要員を派遣し、相互に協力連絡体制を強化する。
部隊運用	別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

２ 警備対策の実施

項　目	概　　要
救出救助活動の実施	把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を要請し、町及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。
防災関係機関との連携	葉山警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

項　目	概　　要
避難の指示等の実施	警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第４条により避難の指示又は避難の措置を講じる。
社会秩序の維持	県警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
二次災害兆候等の把握	県警察は、消防等関係機関と連携のもと、住宅地域を中心に二次災害の危険場所等の確認を実施し、二次災害危険場所等を把握した場合は、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すものとする。
情報伝達活動の実施	県警察は、消防等関係機関と連携のもと、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。
相談活動の実施	県警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。
津波避難対策	県警察は、消防等関係機関と連携のもと、津波警報等が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合において、沿岸市町長が避難指示をすることができないと認めるとき又は沿岸市町から要請があったときは、若しくは危険が切迫していると自らが認めるときは、沿岸住民及び海浜利用者等に避難の指示を行う。
ボランティア等の連携	県警察は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われる地域のパトロール活動等が円滑に行われるように自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体と連携を図る。
広域応援	県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

３ 交通対策の実施

(1) 交通規制等の実施

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は次により対応する。

項　目	概　　要
被災地等への流入規制	大震災が発生した直後においては、次により、緊急交通路及び緊急輸送道路等について優先的にその機能の確保を図る。 １　混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。 ２　自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。
緊急交通路の確保	災害対策基本法第76条第１項の規定に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
道路管理者等への通知	緊急交通路における通行の禁止又は制限を行う場合は、道路管理者及び関係都県公安委員会に速やかに通知する。
警察官の措置	通行禁止区域等において、車両その他の物が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じて当該車両その他の物件の道路外への移動を命じ、又は移動の措置を実施する。
交通情報の収集	被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、車両感知器等を活用するほか、航空隊との連携により、交通情報を収集する。
交通情報の広報	交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて町への協力を求める。

(2) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第 76 条第１項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する標章及び証明書の交付は次により実施する。

なお、緊急通行の対象車両は、第２部第５章によるものとする。

区　分	概　　要
県の保有車両及び調達車両	県知事（災害対策課、地域県政総合センター）が行い、確認車両台数を県公安委員会に通知する。
その他の車両	県公安委員会（葉山警察署及び交通検問所、県警察本部交通規制課、第一・第二交通機動隊、高速道路交通警察隊）が行う。

第１９章 海上災害対策計画

第１節 海上災害の拡大防止に係る基本方針

１ 海上災害の拡大防止に係る基本方針

震災時において、海上警備及び船舶の衝突や油流出などの海上災害に対応するための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
基　本　方　針	海上保安部は、町、県警察及び県と連携協力して応急対策を実施し、海上における人命・財産の保護及び治安の維持に当たる。 なお、状況に応じ横須賀地区海上災害等対策協議会等関係諸団体の協力を求める。

第２節 震災時における横須賀海上保安部の応急対策

関係機関：海上保安部

１ 災害応急体制の確立

項　目	概　　要
災害対応組織の編成	災害が発生した場合において、災害応急対策を統一的かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて、組織の編成及び職員の動員を行う。

２ 災害応急対策の実施

(1) 情報の受伝達

項　目	概　　要
情報の収集及び情報連絡	船舶の被災状況、水路又は航路標識などの異常の有無、港内外の在泊船や船舶交通の混雑状況、その他必要な事項について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施し、防災関係機関等と密接な情報交換を行う。
警報等の伝達	気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

項　目	概　　要
避難の指示等	防災関係機関との緊密な連絡のもと、必要により次の事項を実施する。 １ 港則法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく航行制限措置 ２ 危険物、障害物の移動・除去・固縛等に関する勧告 ３ 船舶に対する避難指示・避難場所の選定及び誘導 ４ その他必要な措置
広　　報	船舶海洋施設の被災状況、海上交通規制などの状況、排出油などの処理状況、水路、航路標識の異常又は復旧の状況、その他災害応急対策の実施状況等について広報を行う。

(2) 緊急措置の実施

項　目	概　　要
危険物の保安措置	危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。
海難救助等	船舶海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難指示を行う。
船舶火災	船舶火災の発生状況を入手したときは、直ちに消防等に通報し、巡視船艇等による消火活動を行うとともに周辺海域の警戒又は船舶交通の整理を行う。
大量の排出油等の防除	海域への大量の油等の排出情報を入手したときは、直ちに漁港管理者・消防等防災関係機関に通報するとともに、防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、危険物が流失したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。 また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の２に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。
航路障害物の除去	海難船舶又は漂流物などにより船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを勧告又は命令する。

項　目	概　　要
緊急輸送	傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。
物資の無償貸与又は譲与	物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸与し、又は譲与する等の処置を講ずる。

(3) 海上警備

項　目	概　　要
海上交通安全の確保	船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。
治安の維持	海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒に当たる。
警戒区域の設定	人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第６３条各項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

第２０章 応援要請計画

第１節 応援要請の概要

主管部：総務部

関係部：関係各部

１ 応援要請の概要

震災時において、物資、人員、消防力などの応援要請の種類とその概要は次のとおり。

要請事項	要請先	概　　要
応急措置の実施	県知事	災害対策基本法第68条に基づき、町の災害に係る応急措置に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請することができる。
県職員の派遣	県知事	災害対策基本法第30条に基づき、職員の派遣についてあっせんを求めることができる。
国職員の派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。
	県知事	災害対策基本法第30条に基づき、指定（地方）行政機関職員の派遣を求めることができる。
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事又は部隊の長	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊飯及び給水、道路啓開などの応急対策活動において、町が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請することができる。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき緊急消防援助隊の派遣を要請することができる。
近隣市の応援	近隣市の首長	「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」」、「災害時における神奈川県内の市町村相互応援に関する協定」や「消防相互応援協定」等に基づき、応援を要請することができる。
協定締結都市の応援	協定締結自治体の長	「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請することができる。
事業者の労働力等	事業所長等	特殊作業や労働力に不足が生じた場合は、必要に応じてライフライン事業者、災害緊急協力事業者等に協力を要請することができる。

第２節 応援要請の手続概要

主管部：総務部

１ 応援要請の手続き

応援要請は、次の事項を明らかにし、電話又はＦＡＸにより要請し、後日速やかに文書を送付することにより行う。

項 目	連 絡 事 項
職 員 の 派 遣	１ 派遣を要請する理由 ２ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ３ 派遣を必要とする期間 ４ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ５ １～４に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
応 援 の 要 請	１ 被害の状況 ２ 応援の要請内容 ３ 品目及び数量等 ４ 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路 ５ 応援の期間 ６ その他必要な事項

２ 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請手続等

(1) 派遣要請の種類

自衛隊の派遣については、要請によるもの、要請によらないものの２種類がある。

区　分	概　　要
要 請 に よ る も の	県知事は、町長による派遣要請を受けて自衛隊にその内容を伝え、この要請を受け自衛隊は部隊を派遣する。
要 請 に よ ら な い も の	町長は、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害の状況などを通知する。 自衛隊は、この通知を受けた場合や、急を要し、要請を待ついとまがない場合には要請を待たずに部隊を派遣することができる。なお、町長は当該通知を行った場合は、その旨を速やかに県知事へ通知する。

(2) 派遣要請手続き及び派遣後の措置

派遣要請手続及び派遣後の措置については、「葉山町災害時自衛隊災害派遣要請マニュアル」により実施する。

第３節 応援の受入れ

主管部：総務部・消防部
関係機関：県・県警察・自衛隊

１ 応援部隊等の受入れ

部隊等を単位として派遣を行う消防、県警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の応援部隊については、第２部第２章第４節に定める広域応援活動拠点相互の連携を図り、災害応急活動を次のとおり、実施する。

区　分	概　　要
応援部隊等の活動	・備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整 ・救援物資の受入れ、配分及び搬送調整 ・協定物資の受入れ、配分及び搬送調整 ・輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整 ・救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整 ・災害ボランティアの受入れとその支援 ・その他必要な災害応急活動

２ 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ等

町は、関係団体等と相互に協力し、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。また、消防機関においても災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとする。

(2) 海外からの支援受入れ

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

第２１章 災害救助法運用計画

第１節 災害救助法の運用に係る基本方針

主管部：総務部
関係部：関係各部

１ 災害救助法の運用に係る基本方針

震災時において、被災者の救援救護を目的とした災害救助法の運用のための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
実施機関	災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。ただし、県知事から救助の実施について委任された場合は町長が実施する。
災害救助法の適用	県知事又は町長は、町域における被害の程度が災害救助法に定める適用基準に該当すると見込まれる場合は、同法の適用を受けて必要な応急救助を実施する。
救助の費用	救助に係る費用は県が支弁し、国はその一定額を負担する。

第２節 災害救助法の適用

１ 災害救助法の適用基準

町における災害救助法の適用基準は次のとおり。なお、ここでいう世帯とは、生計を１つにしている実際の生活単位をいう。

区　分	概　　要
基準１	町域において、住家が滅失した世帯数が 60 世帯以上の場合
基準２	県下において、住家が滅失した世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、町域において、住家が滅失した世帯数が 30 世帯以上の場合
基準３	被害が県内全域に及ぶ大災害で、滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害が隠絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※１）がある場合であって、多数の住家が滅失したとき
基準４	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※２）に該当するとき

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（全焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊・半焼等著しい損傷を受けた世帯については、２世帯で１の世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については、３世帯で１の世帯とみなす。

（※１）被災者に対する食品若しくは生活必需品の給付等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

（※２）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること
被災者に対する食品若しくは生活必需品の給付等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

２ 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法の適用及び実際の救助の実施の判断の基礎となる。

なお、被害の認定は、第３部第１０章第３節により行う。

３ 災害救助法の適用申請等

災害救助法の適用は県知事への申請に基づき実施される。

項　目	概　　要
適用の申請	町は、被害の程度が災害救助法の適用基準に該当する、又は該当すると予測されるときは、町長の承認を経て、県知事に対して災害の発生報告を行い災害救助法の適用申請を行う。
適用の通知	町は、当該災害に災害救助法が適用について県知事から通知されたときは、関係各課にその旨を通知する。

４ 県知事への災害報告

災害報告は災害発生からの時間経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告に区分され、次のとおり行う。

区 分	時 期	内　　容	方 法
発生報告	災害発生直後	１ 災害発生の日時・場所 ２ 災害の原因 ３ 災害発生時における被害状況 ４ 法適用要請の見込み ５ 既に取った措置及び今後の措置等	電話、 ＦＡＸ等
中間報告	法適用後、必要の都度、又は報告の要請があったとき	１ 災害発生の日時・場所 ２ 災害の原因 ３ 被害状況 ４ 法適用要請の有無 ５ 応急救助の実施状況 ６ 救助費概算額等	文書
決定報告	応急救助の完了後	１ 災害発生の日時・場所 ２ 災害の原因 ３ 確定した被害状況 ４ 応急救助の実施状況	文書

第３節 救助の実施

主管部：総務部
関係部：関係各部

災害救助法が適用された場合における被災者への救助は次のとおり実施する。

１ 救助の実施

項　目	概　　要
実施の原則	町は、災害救助法に係る県知事からの救助の委任通知を受け、関係各課の所管業務に応じて実施業務の調整を行い、業務の実施を関係各課に要請する。ただし、事態の急迫により県知事の通知を待つことができない場合は、事前に着手することができる。この場合は、速やかにその状況を県知事に情報提供する。
実施の範囲	関係各課は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内で救助を実施する。
実施状況の報告	町は、救助の実施状況について、県知事に報告する。
予算措置	町は、災害救助法による救助の委任が通知された場合は、繰替支弁に伴う予算措置を講じる。
県との協力	関係各課は､県が行う救助のために必要な情報提供に積極的に協力する。

２ 救助の種類と報告事項

関係各課が行う救助の実施に係る報告事項のうち、全応急救助の共通事項である「既支出額及び今後の支出見込額」以外の事項は、概ね次のとおりである。

救助の種類	関係部	報告内容
避難所の設置	教育部	箇所数、収容人員数
炊き出し、食料の提供	環境部	箇所数、給食数、給食人員数
飲料水の供給	環境部	対象人員数、給水車台数
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	環境部	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療・助産	福祉部	医療班数、医療機関数、患者・分娩者数
被災者の救出	消防部	救出人員数、行方不明者数
被災住宅の調査、応急修理	都市経済部	対象世帯数
学用品の支給	教育部	小中学校別対象者数及び支給点数
遺体の捜索、処置	消防部・福祉部	遺体処置数

救助の種類	関係部	報告内容
埋火葬	福祉部	埋火葬数
災害廃棄物の除去	環境部	対象世帯数
応急仮設住宅の建設	都市経済部	設置（希望）戸数、完成戸数
民間住宅の借上げ	都市経済部	借上げ戸数

第２２章 災害ボランティア活動支援計画

第１節 災害ボランティア活動の支援に係る基本方針

１ 災害ボランティア活動の支援に係る基本方針

震災時において、災害ボランティアを受入れ、その活動を支援するための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
災害救援ボランティアセンターの設置・運営	災害救援ボランティアセンターは、町災害対策本部と連携し、社会福祉協議会が設置を行い、災害救援ボランティアコーディネーターの協力を得て、その運営を行う。
ボランティア活動の自己完結	一般ボランティア活動に係る食料、宿泊については、ボランティア本人が用意することを原則とする。

第２節 一般ボランティアの活動支援

主管部：福祉部

関係機関：社会福祉協議会・ボランティア団体

１ 災害救援ボランティアセンターの設置

災害対策本部は、町内の被害状況に応じて社会福祉協議会に対し「災害救援ボランティアセンター」の設置を要請する。なお、速やかに設置・運営できるよう町・社会福祉協議会・ボランティア団体等は日頃から設置・運営に関する協議と連携を図るとともに、災害救援ボランティアセンター設置運営指針及びマニュアル等を別途整備する。

町が提供する設置場所	提 供 期 間
保育園・教育総合センター２階学びの広場及び研修室	社会福祉協議会が、別途、災害救助ボランティアセンターを設置するまでの概ね３週間程度とする。その後の設置（移転）場所は、町行政所有の土地（建物）を原則として、町及び社会福祉協議会が協議のうえ決定する。

２ 一般ボランティアの受入

災害救援ボランティアセンターは、社会福祉協議会が設置し、災害救援ボランティアコーディネーターの協力を得て運営を行い、一般のボランティアの受入れや活動内容のコーディネート等を行う。

災害救援ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

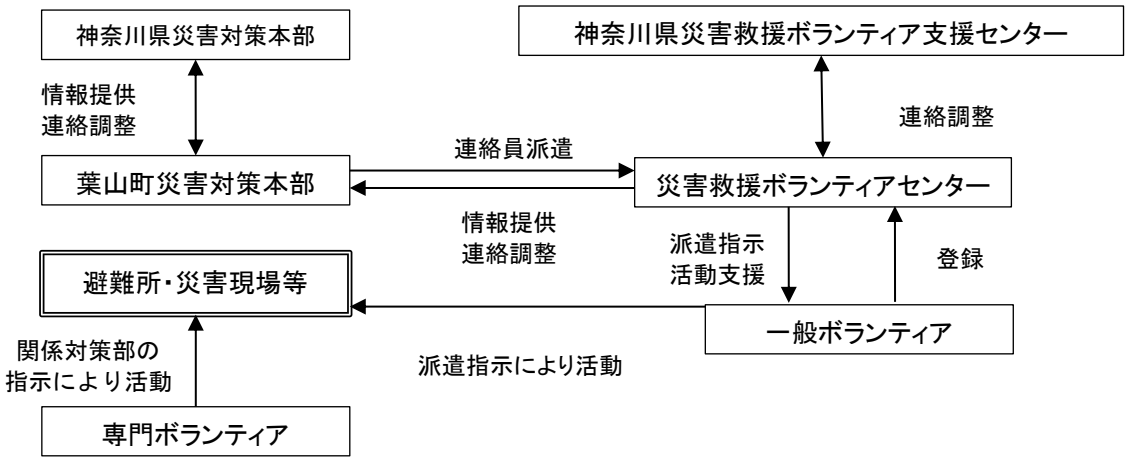

３ 一般ボランティアの活用方法

災害救援ボランティアセンターは、ボランティアの資格や経験や、災害対策本部でとりまとめた一般ボランティア需要などに応じて、次のメニュー（活動例）を中心として一般ボランティアへの派遣指示を行う。

項　目	概　　要
一般ボランティアの活動例	• 避難所でのお手伝い（炊き出し、洗濯など） • 話し相手 • 子どもの遊び相手、託児代行 • ペットの世話 • 暮らしに必要な情報の提供支援（FM放送、ニュースレター、ミニコミ誌など） • 家の片付け • 水害の場合の泥だし • 暮らしのお手伝い（お買い物、家事手伝い、家庭教師など） • 配食サービス • 生活物資等の訪問配布 • 被災された方々に元気になっていただくための交流機会づくり、イベント開催 • 暮らしの再建のための専門家の相談会、勉強会 • 復興期における地域おこしのお手伝い

（内閣府ホームページ「特集　防災ボランティア」を参照）

第３節 専門ボランティアの活動

関係部：都市経済部

１ 専門ボランティアの活動

専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整については、町災害対策本部を中心に関係各課で対応する。

事 項	関 係 部
応 急 危 険 度 判 定 士	都市経済部
被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士	都市経済部
その他の専門ボランティア	関係各部

第２３章 二次災害の防止活動

第１節 水害、土砂災害対策

１ 二次的な水害・土砂災害危険箇所の点検と応急工事

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。また、土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検については、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

２ 適切な避難対策

町は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。

第２節 建築物及び敷地対策

１ 被災建築物等の応急措置

町は、大地震後、余震等による建築物等の倒壊や、余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

２ 建設業者の措置

建設業者等は、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構築物の危険性を調査し、一定の役割を果たす。

第３節 津波対策

町は、津波による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行う。また、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

第２４章 ライフライン施設対策計画

第１節 上水道施設の応急対策

関係機関：県企業庁

上水道施設は県企業庁管轄のため、町は発見した上水道施設の被害情報を県企業庁に報告し、県企業庁は被害施設の重要度に応じて、順次、上水道施設の応急復旧を行う。

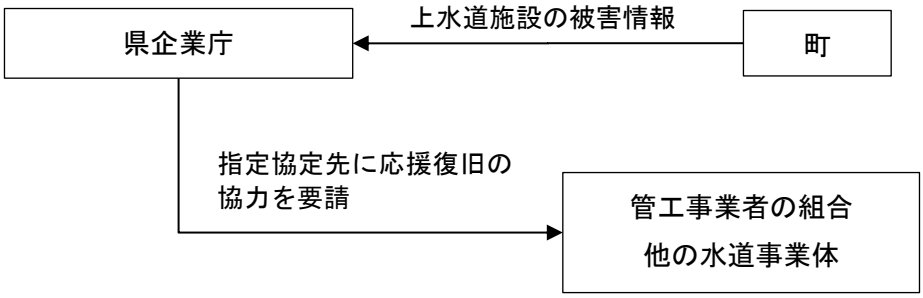

１ 応急復旧

県企業庁は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにするため、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定等を締結している管工事業者の組合等の協力を得て水道施設の応急復旧を行う。

２ 飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

３ 応援の要請

県企業庁は、災害の程度により、水道施設の復旧のための資機材、若しくは人員に不足が生じる場合は、日本水道協会などを通じて、他の水道事業者に要請する。

第２節 下水道施設の応急対策

主管部：環境部

被害調査の結果に応じて、主要な管渠や医療機関及び避難所など公共性の高い施設を優先して復旧を行う。

１ 被害調査

地震発生後、直ちに下水道施設について、被害調査を行うとともに、被害の原因、種類、規模等について、災害対策本部長に報告する。

２ 応急復旧

応急復旧活動は環境部長の指示に従い、関係業者の協力を得て作業に当たる。

項　目	概　　要
ポンプ場 処理場施設	ポンプ場、処理場とも、施設に被害が発生した場合は、排水・処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
下水道管渠 施設	管渠の復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先する。

３ 応援の要請

町は、災害の程度により下水道施設の復旧のための資機材又は人員に不足が生じる場合は、災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している業者等への応援を要請する。

また、必要に応じて、災害対策本部を通じて、災害緊急協力事業者、相互応援協定締結都市に応援を要請する。

第３節 電力施設の応急対策

関係機関：東京電力パワーグリッド（株）

地震により電力施設に被害があった場合、早期に被害状況を把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。

１ 東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社支部の応急対策

(1) 基本方針

項　目	概　　要
非常災害対策本部（支部）の設置	非常災害対策神奈川支店本部の発令に伴い、非常災害対策藤沢支社支部を設置する。
電力供給継続の原則と危険予防措置	電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、県警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
電力の融通	災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び、隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。
防災関係機関との連携	町災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

(2) 応急対策

項　目	概　　要
応急工事の実施	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。
設備の復旧	設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
優先送電	特に防災上の重要施設（原則として人命にかかわる施設、災害対策の中枢となる官公署、報道機関、避難場所、その他）に対しては優先的に送電する。
復旧応援隊の編成	被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は当社他支店社員あるいは工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。
広報対策	被害状況及び復旧見通し等について広報を行うほか、電気による二次災害を防止するため次の事項について注意喚起を行う。 １ 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。 ２ 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等） ３ 漏電による出火防止（冠水した屋内配線、電気器具等は使わない。） ４ 電気器具のコンセントを抜く。

２ 町の措置

項　目	概　　要
協力応援	電力供給施設の重大災害について、電力供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	町は、町民に対して、電力設備について次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給機関事業所へ通報するよう周知徹底を図る。 １ 電線が切れ、地上へ垂れ下がっているとき ２ 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線に触れているとき ３ 電力施設から、火花、音響、煙等が出ているとき ４ 電柱が傾斜又は倒壊しているとき

第４節 都市ガス施設の応急対策

関係機関：東京ガスネットワーク（株）

地震により都市ガス施設に被害があった場合、早期に被害状況を把握し、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。

１ 東京ガスネットワーク（株）の応急対策

項　目	概　　要
防　災　対　策	非常事態対策本部・支部の設置 非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行う。
応　急　対　策	１　情報の収集 災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況および復旧状況を迅速、的確に把握する。 ２　災害時における応急工事 非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。 ３　危険予防措置 ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
広　報　活　動	１　広報活動 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。 ２　広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

２ 町の措置

項　目	概　　要
協　力　応　援	ガス供給施設の重大災害について、ガス供給機関から災害応急対策のため拠点や資機材保管場所の確保等の要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	町は、町民に対しガス設備について異常を発見した場合は、最寄りのガス供給機関へ通報するよう周知徹底を図る。

第５節 ＬＰガス事業所の応急対策

関係機関：神奈川県ＬＰガス協会鎌倉逗葉支部

地震によりＬＰガス事業所に災害があった場合、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するＬＰガス供給を確保する。

１ 神奈川県ＬＰガス協会鎌倉逗葉支部の応急対策

項　目	概　　要
非常体制の設置	震度５弱以上が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に非常体制を設置する。
対策要員の確保	非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出勤する。 また、鎌倉逗葉支部のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、他の支部及び他ガス事業者からの応援を要請する。
資機材の確保	予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を速やかに確保する。
応急処置	応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に機器等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。
危険予防措置	ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。
復旧計画の策定	被災による被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。また避難所、医療機関、要配慮者施設等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧するよう計画立案する。
広報活動	災害発生時には、その直後安全点検を実施し、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行なうほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

２ 町の措置

項　目	概　　要
協力応援	ＬＰガス事業所の重大災害について、関係機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	町は、町民に対しＬＰガス機器等について異常を発見した場合は、鎌倉逗葉支部へ通報するよう周知徹底を図る。

第６節 通信施設の応急対策

関係機関：電話等の各通信事業者

地震により通信施設に被害があった場合、早期に被災状況を把握し、二次災害の発生の防止、情報通信網の確保をするため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能回復を図る。

１ 各通信事業者が行う応急対策

項　目	概　　要
情報伝達の実施	災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たる。また、気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。
防災関連機関等との連携	応急対策が円滑、適切に行われるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。 １ 災害に関する情報の提供及び収集 ２ 災害応急復旧及び災害復旧 ３ 資材及び物資対策 ４ 交通及び輸送対策
施設の応急復旧	通信設備などに被害を受けた場合、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関等の通信の確保を優先して行う。また伝送路に障害が発生した場合には、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。
ライフライン事業者との協調	電力、燃料、水道、輸送などのライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資材の緊急輸送などを確保する。
グループ会社等との復旧体制の確立	グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。
災害用伝言ダイヤル等の運用	大規模災害が発生した場合は、家族との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。
災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、罹災者の利用する避難所を優先する。

第２５章 公共施設等対策計画

第１節 公共施設等の応急対策に係る基本方針

１ 公共施設等の応急対策に係る基本方針

震災時において、公共施設や公共空地における被害の軽減及び応急復旧又は有効利用のための基本方針を次に定める。

項　目	概　　要
来場者等の安全確保	施設管理者（指定管理者を含む。以下同じ。）は、来庁者の安全確保、情報提供、応急手当、避難誘導等を的確に行い、必要に応じて近隣の避難所等に誘導する。
被害の把握	施設管理者は、発災後、直ちに施設の被害状況を調査し、町長に報告する。
業務の実施	施設管理者は、所管課の指示により、施設の応急対策業務に従事する。
施設・空地の有効利用	町は、平常時に策定及び作成された、震災時空地利用計画、震災時施設利用計画、施設管理データベースを活用し、時系列でニーズが変化する空地及び施設の応急利用の円滑化を図る。

第２節 公共施設等における応急対策

関係部：政策財政部

１ 発災時の措置

地震発生時における、不特定多数の来場者がある公共施設や公園などの公共空地の施設管理者等が行う緊急措置を次に定める。次の措置を実施した後は、当該施設を所管する各課の指示により応急対策業務につくものとする。

項　目	概　　要
安全確保	来場者に落ち着いて行動するよう放送等で呼びかけ、敷地内外で比較的安全な場所に一時的に避難させる。
情報提供	災害対策本部等やテレビ・ラジオからの情報を来場者等へ提供し、不安の解消に努める。
応急手当	来場者及び職員等が負傷を負った場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて、近隣住民等と協力しつつ医療機関等へ搬送する。
避難誘導	施設及び周辺における災害状況に応じて、近隣の避難所等に来場者を誘導する。
被害状況の把握	発災後、直ちに施設の被害状況を調査し、町長に報告する。

第３節 公共施設及び空地の有効利用

主管部：政策財政部

１ 震災時施設利用計画の実施

町は、各所管課から報告された各施設の被害状況を把握しつつ、各所管課が実施する応急対策業務に必要な施設の需給調整を行う。

２ 震災時空地利用計画の実施

町は、各所管課からの報告や被害通報などにより空地の被害状況を把握しつつ、各所管課が実施する応急対策業務に必要な空地の需給調整を行う。

第２６章 危険性物質等対策計画

第１節 危険物等災害の応急対策

主管部：消防部

石油類等危険物保管施設、火薬類保管施設、高圧ガス・ＬＰガス保管施設、毒物・劇物取扱施設等の危険物等保管施設において、地震の発生に伴う二次災害の発生及び拡大を防止するため、町及び事業所は必要に応じて防災体制を整える。

１ 地震発生時の措置

項　目	概　　要
町の措置	消防は、危険物保管施設の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害の発生による被害が拡大しないよう必要な措置を講じる。
事業者の措置	事業所の管理者、保安責任者、輸送事業者及び取扱責任者は、施設等の安全対策を講じ、消防に対して対策の実施状況を報告する。
輸送時の措置	輸送事業者・事業者・現場責任者は、予防規程に従い、危険物の流出及び爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置、危険物の漏洩等の防止措置を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

２ 二次災害発生時の措置

地震により、危険物保管施設又は危険物輸送時に災害が発生した場合の措置は、風水害等対策計画編第５部第３章危険物等災害対策に準じて実施する。

第２節 放射性物質等災害の応急対策

主管部：消防部
関係部：総務部

地震の発生に伴う二次災害として放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び放射性物質等取扱事業者は、必要に応じて防災体制を整える。

１ 地震発生時の措置

項　目	概　　要
町の措置	消防は、放射性物質等取扱事業者の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害が発生しないよう必要な措置を講じる。
放射性物質等輸送時の措置	輸送事業者・現場責任者は、放射性物質等の流出のおそれのある作業及び移送の停止、輸送車両等の応急点検、放射性物質等の漏洩等の防止措置を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

２ 二次災害発生時の措置

地震により、放射性物質等取扱事業者で災害が発生した場合の措置は、風水害等対策計画編第５部第５章放射性物質等災害対策に準じて実施する。

第３節 その他の環境対策

主管部：環境部

１ 地震発生時の措置

項　目	概　　要
町の措置	町は、事業者に対し、家屋解体、撤去に伴う粉じん、アスベスト粉じんの飛散、ＰＣＢ、騒音、振動等の防止に必要な措置の実施及び関係法令の遵守について、文書により要請を行う。
事業者の措置	事業者は、県や町と連携し、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第４部 復旧・復興計画

被災地の復興に当たっては、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、住民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

第１章 復興体制の整備

第１節 復興計画策定に係る庁内組織の設置

主管部：総務部・政策財政部
関係部：関係各部

町長は、災害により重大な被害を受けた場合において、町の復興、被災者の生活再建、地域経済の復興等迅速かつ的確に復興対策を実施するため、必要があると認めたときは、葉山町災害復興対策本部（以下「災害復興対策本部」という。）を設置する。

１ 災害復興対策本部の運営

町長は、震災復興基本指針及び震災復興基本計画の策定等を決定し、また、震災復興事業の調整等を行うため、必要に応じて災害復興対策本部会議を開催する。

２ 諮問機関等の設置及び運用

災害復興対策本部会議を経て策定される震災復興基本指針及び震災復興基本計画等について、審議・検討、答申を行うため、必要に応じて、防災関係機関、学識経験者、町民等のからなる諮問機関を設置する。

３ 分野別調整会議の開催

町は、各復興事業の実施において、各部局間で調整が必要な課題を効率的かつ合理的に解決するために、必要に応じて分野別調整会議を開催する。

４ 防災関係機関との連携

県が、市町村その他関係行政機関や公共機関が実施する復興事業の整合を図るために設置する連絡協議会に参加するほか、震災復興事業等の実施に当たっては、県、国、その他防災関係機関との連携のもとに実施する。

第２節 人的資源の確保

主管部：総務部
関係部：関係各部

復旧・復興事業を実施していくに当たっては、通常の業務に加え、膨大な事務執行が長期間にわたり必要となることが想定されるが、職員の被災等による減員に伴い、特定の分野や職種に人員不足が予測される。

１ 職員配置の調整

町は、職員の被災、応急・復旧対策業務の集中などにより不足している職員の部門及びその職員数について調査を行い、特に人員が必要と判断される部門がある場合には、弾力的に職員の再配置を行う。

２ 職員数が不足する場合の措置

町は、職員の絶対数が不足する場合には、応援協定締結都市や県などに対して職員の派遣の要請を行い、職員を受け入れる。また、必要に応じて臨時職員の雇用を検討する。

３ 派遣職員の受入れ

職員の不足を補うため、地方自治法第 252 条の 17 第１項（他の普通公共団体に対する職員の派遣要請）、災害対策基本法第 29 条第２項（災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときの職員の派遣要請）、第 30 条第１項及び第２項（指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関に対する職員の要請）、九都県市災害時相互応援に関する協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣の要請を行い職員を受け入れる。

４ 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されるため、県による「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、町が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れる。

第２章 復興対策の実施

第１節 復興に関する調査

主管部：総務部・福祉部・都市経済部
関係部：関係各部

災害時における、町内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被害状況調査を行う。

１ 建築物の被害状況に関する調査

町は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行う。

(1) 被害家屋調査の実施

住家の被害程度は、次にある被災者に対する各種支援策の基礎となることから、被災直後から、第３部第１０章第３節により迅速に行う。

なお、応急活動期までは、住家を中心に実施し、第１次被害家屋調査終了後には、全建物について実施する。

区　分	概　　要
被災者支援策	・ 被災者生活再建支援制度の適用 ・ 応急仮設住宅等の応急住宅への入居 ・ 災害援護資金の貸付 ・ 災害見舞金（町単独）の支給 ・ 義援金等の支給 ・ 罹災証明の発行

２ 都市整備基盤復興に係る調査

(1) 公園・緑地等の被災状況調査

町は、震災後に指定緊急避難場所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査する。

なお、公園については、町が被災直後から実施し、緑地については県と連携しつつ、被災後１週間後を目標に実施する。

(2) その他の都市基盤に関する調査

町は、県と連携し、次に例示する都市基盤に関する被害の状況や、災害廃棄物の状況について調査する。

区　分	概　　要	実施目標時期
調査項目	・ 道路及び橋りょう等に関する被害 ・ 河川施設に関する被害 ・ がけ崩れ等の土砂災害による被害 ・ 公共建物に関する被害 ・ 電気、ガス、水道等ライフラインに関する被害 ・ 鉄道等、交通機関に関する被害 ・ 学校等、文教施設に関する被害 ・ 医療機関に関する被害 ・ 社会福祉施設に関する調査 ・ 下水道施設に関する被害 ・ 清掃施設に関する被害 ・ 海岸保全施設に関する被害	発災直後から
	・ 災害廃棄物の発生量 ・ 山腹崩壊等の森林及び治山施設に関する被害 ・ 船舶に関する被害	発災１週間後から

3 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

町は、被害家屋調査の結果及び公営住宅の被害データを基礎として、必要となる建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等の応急住宅の必要戸数及びその地域を把握し、調査結果を被災後速やかに県に報告する。

4 生活再建支援に係る調査

(1) 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

町は、災害見舞金等を支給するために必要となる罹災証明を発行するため、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(2) 震災による離職者数に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、震災による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行う。

(3) 住宅再建に関する意向把握

町は、市街地再開発による復興住宅や土地区画整理事業における住宅用地の必要量を把握するため、被災後１箇月を目標に、住宅の再建に関する被災者の意向調査を実施し、調査結果を県に報告する。

(4) その他生活再建に係る調査

町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

(5) 被災者台帳の作成

町は、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努める。

なお、町長は、次のいずれかに該当する場合には、被災者台帳に登録された情報の利用又は提供ができる。

(ｱ) 他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合で、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で台帳情報を提供するとき

(ｲ) 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

(ｳ) 台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

５ 地域経済復興支援に係る調査

町は、被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、県との連携のもと、可能な限り綿密に調査を行う。

(1) 事業所等の被害調査

町は、被災直後の緊急対策及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農林水産業等の被害について調査を行う。

なお、業種別・規模別の被害調査については被災直後から実施し、農林水産施設等の被害については被災後１週間を目標に実施する。

(2) 地域経済影響調査

町は、地域経済への影響を把握するため、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等について被災後１箇月を目標に行う。

６ 復興の進捗状況モニタリング

町は、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて適時的確に調査することで、町域全体の復興の進捗状況を把握し、必要に応じて復興対策及び復興事業の修正を行う。

第２節 復興計画の策定

主管部：政策財政部・総務部
関係部：関係各部
関係機関：各関係機関

大規模地震等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくことを目的に、必要に応じて復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という３つのステップを経て行う。

１ 復興の基本方針の策定

(1) 復興理念と基本目標

町民、事業者、町が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わるすべての人が、地域及び都市のあるべき姿を共有することが必要である。そこで、復興の目指す姿となる復興理念（スローガン）及び基本目標を明確化する。

なお、平成 25 年に制定された「大規模災害からの復興に関する法律」（以下、「復興法」という。）により、都道府県が、政府の復興基本方針に即して都道府県復興方針を作成できるとされ、県の基本方針が法定化された。同法により、町の復興計画は、県復興方針に則して策定される。

(2) 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るよう推進する。

２ 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要がある。このため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定する。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図るものとする。

３ 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

(1) 復興に関する基本理念
(2) 復興の基本目標
(3) 復興の方向性
(4) 復興の目標年
(5) 復興計画の対象地域
(6) 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
(7) 復興施策や復興事業の事業推進方策
(8) 復興施策や復興事業の優先順位

４ 復興計画の公表

町は、町民や防災関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、町ホームページ、広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

〈復興計画策定のフロー〉

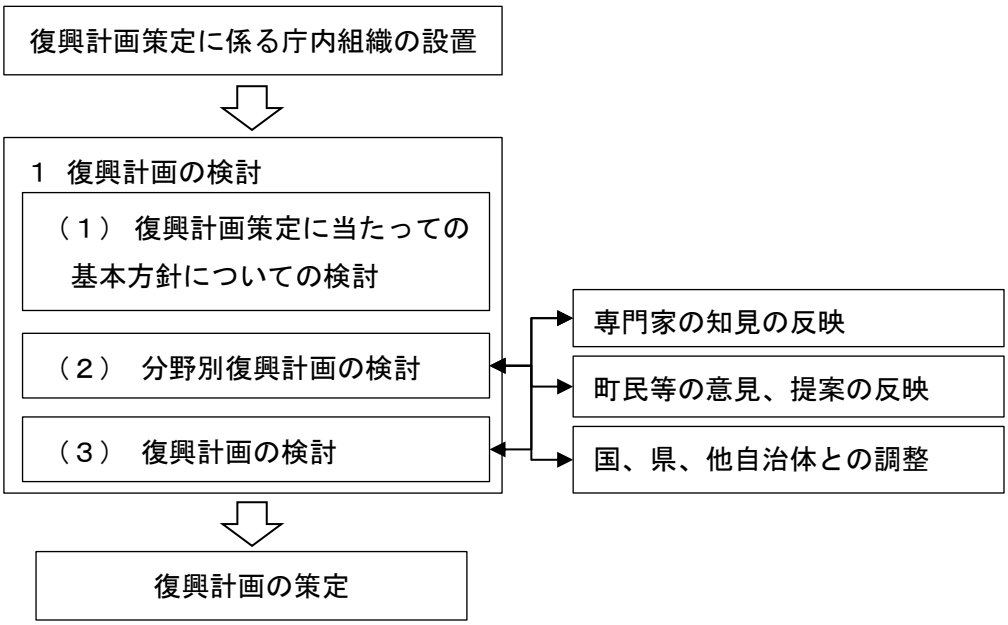

第３章 復興財源の確保

第１節 財政方針の策定

主管部：政策財政部

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込みを算定する。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や予算編成を行うこととする。

１ 財政需要見込額の算定

応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込みは、震災後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料であるため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に需要見込額の算定を行うことが必要である。

(1) 応急・復旧事業に係る財政需要見込み額の算定

町は、緊急を要する応急・復旧事業に係る事業概要及び財政需要見込額について、各課に照会・集約し、災害対策本部員会議に報告する。

(2) 復興事業に係る財政需要見込み額の算定と見直し

町は、復興事業に係る事業概要及び財政需要見込額について、各課に照会・集約し、災害復興対策本部会議に報告する。

また、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行う。

２ 予算執行方針の決定

緊急度が高い応急・復旧事業について、当年度予算で可能な限り措置するため、優先的に取り組むべき対策のリストアップによる必要額の算定を行い、その必要額を確保するための予算執行方針を、被災後２週間を目標に決定する。

第２節 財源確保対策

主管部：政策財政部

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を国や県に要望していく。

１ 自らの取組みによる財源の確保

(1) 自主財源の確保

財政調整基金の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保に取り組む。

(2) 町債による確保

町は、財政需要見込額の照会とあわせて災害復旧事業債の起債所要額をとりまとめ、起債要望、起債協議等の手続を行う。

２ 特例措置の要望

町において大規模な震災が発生した場合には、平成 23 年の東日本大震災時などと同様の措置を講じるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努める。

３ 一般災害に係る財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業は、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令等は、次のとおりである。

事業名（根拠）	対象施設等	所管省庁
公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	国土交通省
	海岸	国土交通省
	砂防設備	国土交通省
	林地荒廃防止施設	農林水産省
	地すべり防止施設	国土交通省
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
	道路	国土交通省
	港湾	国土交通省
	漁港	農林水産省
	下水道施設	国土交通省
	公園施設	国土交通省
農林水産業施設災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省
都市災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除事業 湛水排除事業	国土交通省
水道災害復旧事業 （上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について）	水道施設	厚生労働省

事業名（根拠）	対象施設等	所管省庁
公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	既設公営住宅 災害公営住宅の建設	国土交通省
社会福祉施設災害復旧事業 （社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について）	社会福祉施設	厚生労働省
公立医療施設、病院等災害復旧事業 （内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領）	医療施設等	厚生労働省
廃棄物処理施設災害復旧事業 （廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱）	廃棄物処理施設	環境省
公立学校施設災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	公立学校施設	文部科学省
その他の災害復旧事業		

4 激甚災害に係る財政援助

(1) 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としたものである。

町は、県が行う激甚法に関する必要な調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係各部に提出するものとする。

図 激甚災害指定の流れ

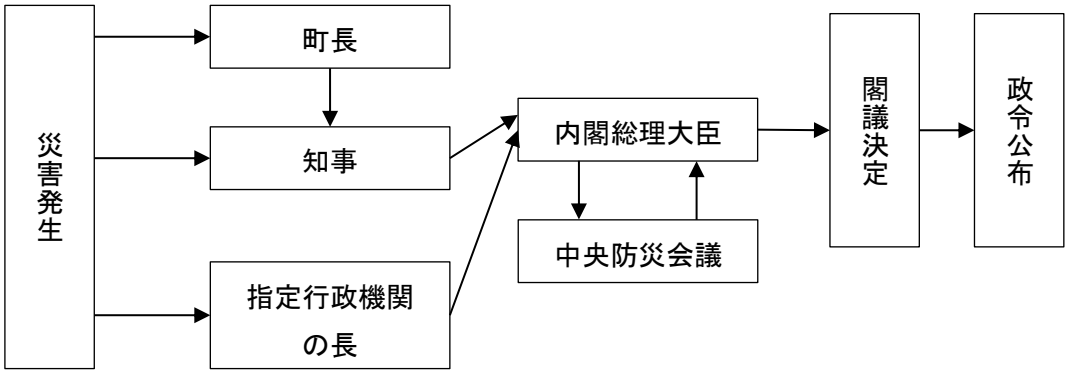

激甚災害には、次の二通りの指定基準がある。

① 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

② 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

(3) 激甚災害に係る財政援助の種類

激甚法による特別の財政援助及び助成等の種類は次のとおり。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設災害関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- 知的障害者援護施設災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症予防施設災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

エ その他の特別財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例

- 水防資材費の補助の特例
- 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 雇用保険法による求職給付の支給に関する特例

５ その他災害復旧事業に必要な融資等のあっせん

(1) 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の各種融資制度についての情報提供を行うとともに、活用を促進する。

(2) 中小企業復興資金

町は、被災した中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が行う融資制度の周知及びあっせんを行う。

第４章 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となる。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を図るかを検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていく。

〈市街地復興のフロー〉

１ 被災状況の調査

２ 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定

３ 復興対象地区の設定･調整及び建築制限の実施

４ 都市復興基本計画の策定

⇩

市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

第１節 都市復興方針の策定

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部
関係部：関係各部

１ 都市復興方針の策定

町は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定する。

２ 都市復興方針の周知

都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、町広報紙、町ホームページ、報道機関等により周知する。

第２節 復興整備条例の制定

主管部：総務部・都市経済部
関係部：関係各部

町は、市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定する。

１ 復興整備条例の検討及び制定

町は、復興整備条例の必要性について事前に検討を行い、必要があると判断される場合は、事前の制定に努める。

２ 復興整備条例の構成内容

復興整備条例において想定される構成内容は次のとおり。

区　分	概　　要
復興整備条例の構成内容例	１ 条例の目的 ２ 用語の定義 ３ 復興の理念 ４ 町・住民・事業者の責務 ５ 復興対象地区の指定と整備手法 ６ 適用期間

第３節 復興対象地区の設定

主管部：総務部・都市経済部
関係部：関係各部

町は、復興整備条例を制定したときは、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地域の地区区分を設定する。

１ 地区区分の設定

被災地の被害状況、基本計画及び都市計画等の既定計画における位置付け、都市基盤の整備状況などを根拠に、重点復興地区、復興促進・誘導地区、一般地区に分類する。

なお、各地区の定義を次のとおり定める。

地区区分	定　　義
重点復興地区	比較的広い範囲で面的に被災し、かつ既定計画における位置付けが高く、都市基盤整備を促進することが必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区
復興促進・誘導地区	基本的には被害が散在しているが、ある程度の面的被害が混在し、かつ、都市基盤整備が必ずしも十分なされていない地区で、既定計画の位置付けもあり、計画的なまちづくりにより復興を進めることが適切と考えられる地区、又は被害が散在的に見られるが、既定計画による都市基盤整備が概ね完了しており、自力再建による復興を誘導することが適切と考えられる地区
一般地区	ほとんど被害がない地区

２ 地区区分判定基準の作成

復興地区区分を判定するため、復興対象地区の判定基準を、次を参考に作成する。

地区の現況	被害状況			
・基盤整備状況 ・既定計画位置付け	面的被害	点的被害 一部面的被害	点的被害のみ	ほとんど無被害
・都市基盤未整備 ・計画あり・優先的地区	重点復興地区	重点復興地区	復興促進誘導地区	一般地区
・都市基盤未整備 ・計画なし	重点復興地区	復興促進誘導地区	復興促進誘導地区	一般地区
・都市基盤整備済み ・計画なし	復興促進誘導地区	復興促進誘導地区	復興促進誘導地区	一般地区

※「都市基盤未整備」とは、道路・公園等の都市施設、急傾斜地崩壊対策施設等が、町の目標とする整備水準に比べ低い地区をいう。

３ 各復興対象地区と整備手法の検討と実施

復興対象地区ごとに、土地区画整理事業などの整備手法を検討し実施する。

地区区分	建築制限等	市街地整備手法
重点復興地区	Ａ：建築基準法第84条による建築制限 Ｂ：建築基準法第84条により建築制限を実施し、引き続き被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことによって同法による建築制限へと移行する。	○ 法定事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ○ 地区計画等

地 区 区 分	建築制限等	市街地整備手法
復興促進・誘導地　　区	C：条例による建築行為の届出を義務付ける。 D：建築制限等を行わない。 ※ 住民の間で法定事業に対する機運が高まった場合には、被災市街地復興特別措置法による地区指定（建築制限）を行い法定事業による復興を行う場合もある。	○ 自力再建 ○ 任意事業 ・ 優良建築物等整備事業 ・ 街なみ環境整備事業

第４節 建築制限の実施

主管部：都市経済部
関係部：関係各部

町は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、被災市街地復興特別措置法第５条の規定に基づき被災市街地復興推進地域を指定し、建築制限を実施する。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

１ 建築制限の実施

(1) 短期制限型

県は、建築基準法第 84 条の規定に基づき、被災後２週間以内に建築制限区域を指定し、２箇月を超えない範囲において、当該区域内の建築制限を行う。

(2) 長期制限型

町は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定に基づいて、県知事との協議のもと、被災後２箇月以内の期間に、都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定め、２箇年以内の期間において、同法第７条の規定に基づき、当該地域内の建築制限及び建築指導を行う。

２ 建築相談への対応

町は、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を定め、これを公表した場合には、住民への情報提供を適切に行い、円滑な市街地復興を図るため、相談窓口を設置する。

第５節 都市復興基本計画の策定、事業実施

主管部：都市経済部
関係部：関係各部

１ 都市復興基本計画の策定

町は、都市復興方針を受け主体的に整備する都市施設等の復興及び被災地の復興方針を定めた「（仮称）葉山町都市復興基本計画」を、被災後６箇月を目標に策定し、公表する。

２ 地区復興まちづくり計画の策定

復興対象地区ごとに地区復興まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を説明会やワークショップなどを開催し、地区住民の参画を得て策定する。

第６節 コミュニティ確保対策

主管部：都市経済部

町は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、被災前のコミュニティを確保するよう努める。

第７節 住宅対策

主管部：都市経済部
関係部：関係各部

１ 応急住宅の提供

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行う。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

(1) 応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅の提供については、第３部第１０章第５節の１により行う。

(2) 一時提供住宅の提供

一時提供住宅の提供については、第３部第１０章第５節の２により行う。

２ 被災住宅の応急修理対策

被災住宅の応急修理については、第３部第１０章第４節により行う。

なお、町は、町営住宅の応急危険度判定を民間住宅とあわせて実施し、応急修理を迅速に実施する。

３ 持ち家の再建支援

住宅再建の原則である被災者による自力再建を促すため、次のとおり実施する。

項　目	定　　義
自力再建の促進	・融機関等への融資要請、各種融資制度利用者への利子補給などを関係機関等との連携により実施する。 ・県等と協議のもと、既存制度の弾力的運用などの対応策を検討する。 ・応急住宅関連の相談、申請を受け付ける住宅専門相談窓口を設置する。

４ マンション等の再建支援

町は、被災したマンションの建替えや修繕を支援するため、県との協力により、優良建築物等整備事業の活用をあっせんする他、コーディネーターの派遣等による住民合意形成などの活動支援、利子補給等によるマンション等の再建支援に努めるものとする。

５ 災害公営住宅の整備

町は、自力での住宅の再建・取得が長期的な視点で困難と認められる者が多く、民間賃貸住宅の利用等によっても恒久住宅に不足が生じる場合は、災害公営住宅の整備を検討する。

災害公営住宅の整備に際しては、必要な住宅の推計、建設候補地の検討、地域特性の考慮などの必要な対応を行い、復興計画に盛り込む。

６ 民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅の空き家情報を避難所等で情報提供することで、民間賃貸住宅への入居を促進するほか、民間賃貸住宅の家賃負担を軽減する制度を検討する。

第５章 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の３つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

第１節 都市基盤施設の災害復旧

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部
関係部：関係各部

１ 災害復旧事業の方針

都市基盤施設の復旧は、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良を伴う関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。

(1) 被害状況の調査と災害復旧の体制整備

町は、災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

(2) 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

なお、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるように努める。

(3) 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

２ 被災施設の復旧等

(1) 町管理公共施設の復旧

町は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的、物的な支援を要請し、町管理の公共施設の復旧を進める。

(2) 県管理公共施設の復旧

県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望する。

(3) ライフライン、交通関係施設の応急復旧

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望する。

第２節 応急復旧後の本格復旧・復興

主管部：環境部・都市経済部
関係部：関係各部
関係機関：各関係機関

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化等の防災性の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とする。

１ 道路・交通基盤

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

(1) 道路に関する復旧・復興方針の作成

道路に関する復旧・復興方針の作成については、被災状況調査の結果を踏まえ、都市復興方針との連携・調整を図りながら進める。

なお、震災前に既に道路計画が定められていた未整備の道路については、被災状況や市街化動向を勘案し、幅員、ルート、線形等の変更も含めて再検討する。

(2) 道路ネットワークの整備

ア 復旧事業の実施

道路に関する復旧・復興方針において、原状復旧が決定された道路については、迅速に復旧事業を実施する。

イ 計画道路の整備

災害に強い道路ネットワークを構築するため、計画道路の整備を進める。

なお、震災の状況により市街地の状況が大きく変化した場合、都市復興方針との連携・調整を図りながら必要に応じて既存の道路計画の見直しを検討する。

ウ 既存道路の耐震性等の強化

災害に強い道路ネットワークを補完するため、市街地の整備にあわせて、路線や道路施設の優先度等を勘案し、既存道路の耐震対策及び道路環境の安全性や快適性の向上を図る。

２ 公園・緑地

町は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成する。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園について、県や周辺市と連携し整備を進める。

(1) 公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成

公園・緑地の復興は、市街地の復興と密接に関連するため、公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成については、都市復興計画、都市計画、整備手法などと調整を図りつつ進める。

(2) 公園・緑地ネットワークの整備

ア 復旧事業の実施

各種防災拠点や指定緊急避難場所などに指定されている公園・緑地については、被災後直ちに復旧事業を実施する。

イ 公園の整備・拡充

災害発生時における防災空間の確保のため、都市計画、まちづくり基本計画、緑の基本計画などにおける公園の整備を進めるほか、市街地整備事業等により、公園、緑地（緑道）を整備する。

なお、新たな都市公園の整備に当たっては、陸・海・空路の緊急輸送網との接続や避難所、医療機関等の公共施設などの配置について配慮する。また、公園内の施設の整備に当たっては、防災機能の強化に配慮する。

３ 漁港施設

施設管理者は、被害の程度に応じて応急工事を実施しつつ、関係法令等に基づき復旧事業を計画し、復旧工事を実施する。

４ ライフライン施設

町は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努める。

(1) 下水道施設の復旧・復興

町は、被害の程度に応じて復旧計画を策定し、復旧工事協力業者や応援自治体等の協力のもとに応急復旧工事を行い、可能な限り早期に正常の排水処理を行う。

下水道に係る復旧計画の策定及び復旧工事の実施に際しては、上水道・電気・ガス・電話などのライフライン事業者が行う復旧・復興事業との調整を図り実施する。

(2) 水道施設の応急復旧対策

県企業庁は、震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制等を確立する。

(3) 電気施設の応急復旧対策

東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社は、災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

(4) ガス施設の応急復旧対策

東京ガスネットワーク（株）は、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行う。

５ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び町は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努める。

６ 災害廃棄物等

町は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、発災後早期に「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理体制を確立する。

実施方針を作成する際には、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再生利用、アスベスト等の適正処理等を考慮する。

また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、町は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施する。

(1) 災害廃棄物等処理実施方針・計画の作成

災害廃棄物等の処理に関する基本方針を示した災害廃棄物等処理実施方針を作成する。

また、県及び被災市町村等で組織する災害廃棄物等対策組織に参画し、相互の連絡体制を確立する。

(2) 災害廃棄物等処理の実施

ア 災害廃棄物量の把握及び推計

町は、被災状況の調査により、災害廃棄物等の推計発生量を算出し、県知事に報告する。

イ 災害廃棄物等の処理実施計画の策定及び支援の要請

町は、災害廃棄物等の処理実施計画を策定し、これを県知事に報告するとともに、必要に応じ処理の支援を要請する。

項　目	定　　義
検討事項（例）	・ 仮置き場の配置 ・ 町内からの収集方法と搬入ルート ・ 処分の優先順位 ・ 選別・中間処理場及び最終処分場など

ウ 収集、処理業務実施者の確保

災害廃棄物等の収集に際しては、町が委託事業者や協定事業者の協力のもとに実施する。なお、収集能力が不足する場合は、必要に応じて県に協力を要請する。

エ 不適正処理対策

町は、災害廃棄物等の処理計画に基づき、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう監視するとともに、ごみの分別方法や収集場所、し尿の処理、家屋の解体撤去等について住民に広報する。

また、把握した処理状況を、県知事に報告する。

(3) 家屋等の解体の実施

ア 受付窓口の開設等

町は、住家被害の発生状況、国の補助施策の動向などを踏まえ、解体処理に関する処理実施計画を定める。

また、解体申請の受付け窓口を設置するとともに、申請方法等について広報を行う。

イ 解体業者の指定等

町は、解体業務を発注する業者を指定するとともに、解体の実施にあたり、廃棄物の適正処理について指導を行う。

ウ 分別処理の徹底

解体処理に伴って発生する廃棄物については、分別処理を徹底し、再利用、再資源化を極力図り、有効利用が不可能なものは適正処理されるよう解体業者を指導するとともに、処理処分状況を、県知事に報告する。

エ 粉じん・アスベスト等飛散防止対策

町は、解体撤去作業時及び搬出輸送時の周辺環境に及ぼす影響を最小限にする対策を講じるよう解体業者等を指導する。

第６章 生活再建支援

被災者の生活再建は、震災前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、町、町民、民間機関が連携し、協働することが大切である。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第１節 被災者の経済的再建支援

主管部：政策財政部・総務部・福祉部

被災者の生活再建が円滑に進むよう、町は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

１ 共通事項

(1) 制度の広報

被災者の支援制度は多岐に渡るため、政策課が各制度をまとめたチラシ等を作成し、避難所や人が集中する場所で配布するほか、町ホームページ、テレビ・ラジオ、広報紙など、様々な手段で広報を行う。

(2) 事前の取組み

総合相談窓口における業務マニュアルやそれに基づく訓練の実施、チラシ案や被災者用のチェックリストを事前に作成するなど、窓口での混乱を防ぐための取組みを実施する。

２ 罹災証明書の発行

町は、被災者から申請があったときは、被害認定調査の結果に基づき、遅滞なく、罹災証明書を交付する。

３ 総合相談窓口の運用

被災者が被災状況に応じて受けることができる支援制度を容易に確認できるチェックリスト等を用意し、総合相談窓口において罹災証明書を発行するなど、被災者が手続で混乱をすることがないよう配慮する。

４ 被災者の経済的再建支援

(1) 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者の自立的生活支援が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

〈被災者生活再建支援制度の概要〉

１ 制度の対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村

② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

２ 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

① 住宅が「全壊」した世帯

② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３ 支援金の支給額

支給額は、次の２つの支援金の合計額となる。（※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全 壊 （２．①に該当）	解 体 （２．②に該当）	長期避難 （２．③に該当）	大規模半壊 （２．④に該当）
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅以外）
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

４ 支援金の支給申請

（申請窓口）	市町村
（申請時の添付書面）	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
	②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
（申請期間）	①基礎支援金： 災害発生日から13月以内
	②加算支援金： 災害発生日から37月以内

５ 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給

○ 基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助

(2) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害については、葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「災害弔慰金等条例」という。）第 12 条の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。また、社会福祉協議会は、同法の規定に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けを行う。

(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金等条例第３条の規定に基づき、災害弔慰金の支給を行う。また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同条例第９条の規定に基づき、災害障害見舞金を支給する。

(4) 義援物資の受入れ及び配分

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。町はその内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

イ 個人等からの小口の義援物資

町は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとする。

なお、周知に当たっては、記者発表や町のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの記載要請などを行う。

(5) 義援金の受入れ及び配分

県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等から組織される義援金配分委員会からの義援金の受入れ、配分を行う。

町は、被災後ただちに義援金の受付口座を開設する。また、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信し、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。

また、県等からの義援物資の配分を適正に受付けるため、避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。

(6) 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、町は、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

(7) 税の減免等

町は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の地方税について、納付及び申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討する。

(8) 社会保険関連

町は、被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

第２節 雇用対策

主管部：都市経済部
関係部：関係各部

１ 雇用対策の実施

町は、国・県との連携のもと、雇用状況の把握、雇用維持の要請等、被災者の雇用確保に関する対策を進める。

２ 国への要望事項のとりまとめ

町は、雇用状況の把握から、国等への要望事項を検討し、必要に応じて県と連携して国へ要請を行う。

第３節 精神的支援

主管部：福祉部
関係部：関係各部

１ 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

町は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対してＤＰＡＴによる支援や専用電話等を設けることにより、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行う。

２ 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

町は、被災者のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域に根ざした精神保健活動を行う。

３ ＰＴＳＤの啓発冊子の作成・配布

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、被災に関わる心の変化について、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布し、啓発に努める。

４ 被災児童・生徒の心のケア事業

町は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

５ 女性や性的少数者のための相談窓口の設置

町は、避難所で生活する女性や性的少数者が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施や必要な支援・助言を行う。また、各種相談窓口の設置情報について周知を図る。

第４節 要配慮者対策

主管部：福祉部
関係部：関係各部

１ 高齢者、障害者等への支援の実施

町は、高齢者、障害者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を図る。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続ができないことも考えられるため、障害の特性に応じた支援も実施する。

２ 外国人被災者への支援の実施

町は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、ふりがなをつけた日本語ややさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等において、通訳ボランティア等による支援を行う。

第５節 医療機関

主管部：福祉部
関係機関：各関係機関

１ 医療機関の機能回復

町は、民間医療機関の被災状況や再開状況を随時把握し、医療救護所を縮小するなど、災害時医療体制から平常時の医療体制の移行を促進し、その状況を県に報告する。

第６節 社会福祉施設

主管部：福祉部
関係機関：各関係機関

１ 地域の福祉需要の把握

町は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

２ 社会福祉施設等の再建

町は、社会福祉施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

３ 福祉サービス体制の整備

町は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

第７節 生活環境の確保

主管部：環境部
関係部：関係各部
関係機関：県

１ 食料品・飲料水の安全確保

町は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

２ 公衆浴場等、入浴可能施設の情報提供

町は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行う。

第８節 教育の再建

主管部：教育部
関係機関：各関係機関

１ 学校施設の再建、授業の再開

町は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の損傷箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成する。

また、学校施設の相互利用、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により応急教育を行う場を確保する。学校は正規の授業再開を目指して、応急教育計画を作成し実施する。

なお、私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行う。

２ 児童・生徒等への支援

町は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱う。

第９節 社会教育施設、文化財等

主管部：教育部
関係部：関係各部

町は、被災施設の再建計画を作成するとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。

また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

第 10 節 災害救援ボランティアの活動支援

主管部：福祉部
関係部：関係各部
関係機関：社会福祉協議会

町は、物的、経済的支援のほか、町民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、災害救援ボランティアセンターの運営に対する支援及び災害救援ボランティアに対して必要な情報を提供する。

第 11 節 情報提供、相談窓口

主管部：政策財政部
関係部：関係各部

町は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

第 12 節 男女共同参画の推進

主管部：福祉部
関係部：関係各部

町、県及び防災関係機関は、復興期における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、復興に関する各種計画等の策定に当たっては、女性や子ども、性的少数者等に配慮した男女共同参画の視点を意識して策定に努める。

第７章 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む町民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した町民の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済を復興するには、以前の地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、町民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられる。

第１節 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

主管部：政策財政部・都市経済部
関係部：関係各部
関係機関：各関係機関

１ 産業復興方針の策定

町は、県・関係団体と協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定する。

２ 相談・指導体制の整備

町は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談に当たっては、町商工会議所等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用する等、総合的な支援を行う。

３ イベント等の活用

町は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業の PR を行い、観光客や大規模な催しなどの誘致を目指す。

第２節 金融・税制面での支援

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部
関係部：関係各部
関係機関：各関係機関

１ 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付け制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易化・迅速化、償還期限の延長等特別な取扱いを行うよう要請する。

２ 既存融資制度等の活用の促進

町は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

３ 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

４ 新たな融資制度の検討

町は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討する。

５ 金融制度、金融特別措置の周知

町は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

６ 税の減免等

町は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税の納付、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討する。

第３節 事業の場の確保

主管部：都市経済部
関係機関：各関係機関

１ 仮設賃貸店舗の建設

町は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

２ 共同仮設工場・店舗の建設支援

町は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、国、県、関係機関と連携を図りながら、相談・指導を行う。

３ 工場・店舗の再建支援

町は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、国、県、関係機関と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

４ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町は、商工会議所等、関係機関と連携して、賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の情報収集に努め、相談窓口や業界団体等へのリストの配布や、ホームページ等の活用による情報提供を行う。

５ 発注の開拓

町及び県は、取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

６ 物流ルートに関する情報提供

町は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努める。

７ 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

町は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国及び県に対して特例措置を要請するものとする。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用する。

第４節 農林水産業者に対する支援

主管部：都市経済部
関係機関：各関係機関

１ 災害復旧事業等の実施

町は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

２ 既存制度活用の促進

町は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

３ 物流ルートに関する情報提供

町は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努める。

第５部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章 総則

第１節 推進計画の目的

主管部：総務部
関係部：関係各部

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震おける時間差発生等への対応として後備える観点から必要な事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節 指定地域

主管部：総務部
関係部：関係各部

本町は、法第３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び法第 10 条第１項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されている。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に 27 市町が、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に 13 市町が指定されている。

【南海トラフ地震防災対策推進地域】（神奈川県内）

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域】（神奈川県内）

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

南海トラフ地震防災対策推進地域（出典：内閣府資料）

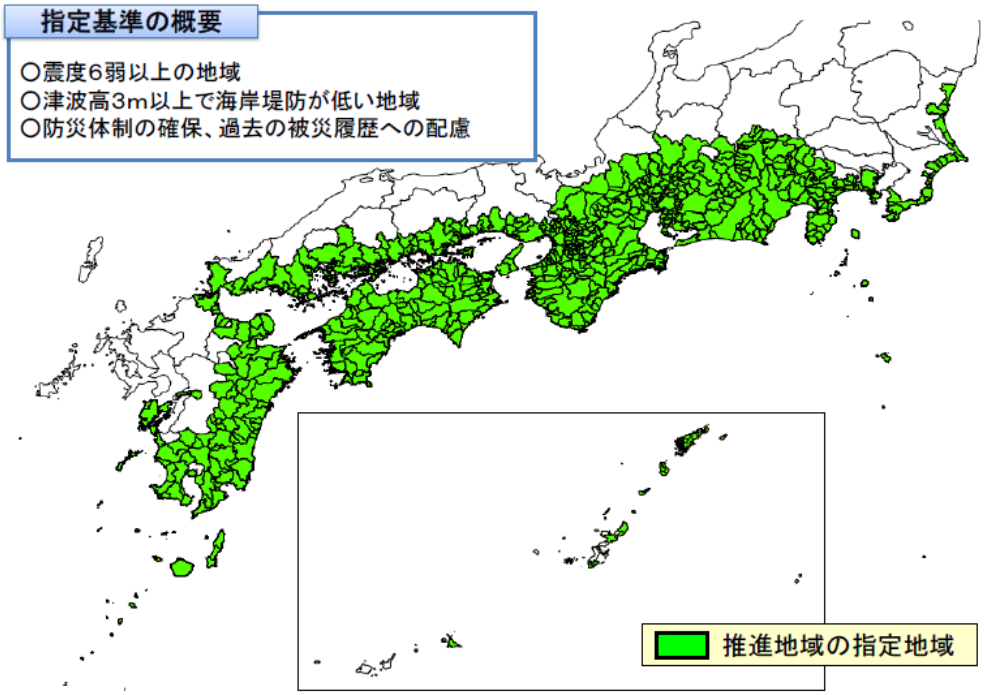

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（出典：内閣府資料）

第３節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第１部第６章第２節 防災関係機関等の業務の大綱」を準用する。

第２章 関係者との連携協力の確保

第１節 資機材・人員等の配備手配

１ 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資（以下「物資等」という。）の確保については、「第３部第８章 食料・生活関連物資等供給計画」及び「第９章 飲料水供給計画」を準用する。

２ 人員の配置

人員の配置については、「第３部第３章第１節 職員の出勤体制」を準用する。

３ 防災関係機関の災害応急対策等に必要な物資等及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、葉山町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な物資等について計画的に点検、整備、配備等を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第２節 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請は、「第３部第 20 章 応援要請計画」を準用する。

第３節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「第３部第５章第５節 帰宅困難者等対策」を準用する。

第４節 事業者等の防災対策

事業者等の防災対策については、「第２部第８章第２節 事業者の防災活動の促進」を準用する。

第３章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節 津波からの防護

津波からの防護については、「第２部第９章第１節 津波災害の予防」及び「第３部第７章第３節 津波発生時の対策」を準用する。

第２節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、「第２部第９章第１節 津波対策の推進」及び「第３部第７章第２節 津波警報の伝達等」を準用する。

第３節 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第３部第５章第２節 高齢者等避難及び避難指示等の実施」を準用する。

第４節 避難対策等

避難対策等については、「第２部第９章第１節 津波災害の予防」、「第３部第７章第３節 津波発生時の対策」及び「第３部第７章第４節 避難対策」を準用する。

なお、南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定（次ページ参照）によれば、本町の津波浸水想定区域は、主に葉山海岸沿岸地域並びに森戸川及び下山川の流域の一部であり、津波浸水想定区域に住居はあるものの、津波の最短到達時間が 32 分（「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び 被害想定（第一次報告）について」（平成 24 年８月 29 日内閣府（防災担当） 資料 1-5）と想定されており、浸水想定区域内からの避難に必要な時間を確保できることから事前避難対象地域は指定しない。

第５節 消防機関等の活動

津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関等の活動については、「第３部第７章 津波対策計画」を準用する。

第６節 水道、電気、ガス、通信

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第２部第１章第３節 ライフライン施設の強化」及び「第３部第24章 ライフライン施設対策計画」を準用する。

南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定

第７節 交通

１ 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第３部第 16 章 緊急輸送対策計画」及び「第３部第 18 章 警備・交通対策計画」を準用する。

２ 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第３部第７章第３節 津波発生時の対策」及び「第３部19章 海上災害対策計画」を準用する。

第８節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

町が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第３部第 17 章 公共施設対策」を準用する。

第９節 迅速な救助

迅速な救助については、「第３部第６章第３節 救助・救急活動」を準用する。

第４章 南海トラフ地震に関連する情報

第１節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ地震に関する各種観測データの監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※　すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を発表する場合

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件・情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※１）でマグニチュード6.8 以上（※２）の地震（※３）が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※４）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

キーワード	各キーワードを付記する条件
巨大地震注意	○監視領域内※１において、モーメントマグニチュード（※４）7.0 以上の地震（※３）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１ 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲

※２ モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※３ 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※４ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第５章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、各部課等は平常時の業務・活動を維持しつつ、事態の推移に伴い必要な対応が行える体制をとる。また、防災安全課職員は、必要な情報収集を行う。

なお、気象庁が巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも該当しないと判断し、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、各部課等は平常時の体制に戻る。

第６章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害警戒本部等の設置等

１　災害警戒本部の設置

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、「第３部第２章第３節 災害対策本部の設置」に基づき、災害警戒本部を設置して必要な対応にあたる。

２　災害警戒本部の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	災害警戒本部 事前配備第２（警備体制）※

※ 既に大津波警報が発表されていた場合は災害対策本部体制を維持する。

第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知については、「第３部第４章第４節 災害時広報及び報道」を準用する。

第３節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等については、「第３部第４章第１節 情報受伝達等に係る基本的な考え方」から「第３部第４章第３節 災害情報の収集及び報告等」までを準用する。

第４節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から１週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から１週間経過以降２週間経過までの間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第５節 避難対策等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難対策等については、「第３部第５章 避難対策計画」を準用する。

第６節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における消防機関等の活動については、「第３部第５章 避難対策計画」及び「第６章 消防対策計画」を準用する。

第７節 警備対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における警備対策については、「第３部第18章 警備・交通対策計画」を準用する。

第８節 水道、電気、ガス、通信

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第３部第24章 ライフライン施設対策計画」を準用する。

第９節 交通

１ 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通規制、避難については、「第３部第16章 緊急輸送対策計画」及び「第３部第18章 警備・交通対策計画」を準用する。

２ 海上

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策については、「第３部第７章第３節 津波発生時の対策」及び「第３部19章 海上災害対策計画」を準用する。

第 10 節 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策については、「第３部第25章 公共施設等対策計画」を準用する。

第 11 節 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における帰宅困難者等に対する措置については、「第３部第５章第５節 帰宅困難者等対策」を準用する。

第７章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

１　事前配備第１（準備体制）

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、「第３部第２章第２節 災害警戒本部の設置・運営」に基づき、事前配備第１（準備体制）をとり、情報収集及び連絡調整にあたる。

なお、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を発表した際の情報の収集と伝達については、「第３部第４章第１節 情報受伝達等に係る基本的な考え方」から「第３節 災害情報の収集及び報告等」までを準用する。

２　事前配備第１（準備体制）の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	準備体制（事前配備第１）※

※ ただし、巨大地震警戒の続報として出た場合は、災害警戒本部体制を維持する。

３　事前配備第１（準備体制）の解除

気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表した場合、準備体制（事前配備第１）を解除する。

第２節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知については、「第３部第４章第４節 災害時広報及び報道」を準用する。

第３節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、最初の地震発生から１週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度）を基本に、後発地震に対して注意する措置をとる。

第４節　町の取るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけると共に、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第８章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、「第２部第１章第４節 建築物の防災化の推進」を準用する。

第２節 避難場所の整備

避難場所の整備については、「第２部第３章 避難所・避難場所の整備」を準用する。

第３節 避難経路の整備

避難経路の整備については、「第２部第１章第２節 都市施設の防災化の推進」を準用する。

第４節 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については、「第２部第１章第５節 地盤災害の防止」を準用する。

第５節 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については、「第２部第２章第１節 消防力の整備・強化」を準用する。

第６節 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備については、「第２部第１章第２節 都市施設の防災化の推進」及び「第５章 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第７節 通信施設の整備

通信施設の整備については、「第２部第２章第９節 情報通信網の整備」を準用する。

第９章 防災訓練計画

第１節 防災訓練に関する事項

地震防災対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として町及び防災関係機関が実施する防災訓練については、「第２部第７章第２節 防災訓練の実施」を準用する。

第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１節 地震防災上必要な教育及び広報

地震防災上必要な教育及び広報については、「第２部第７章第１節 防災意識の普及啓発」を準用する。

葉山町地域防災計画（地震津波対策計画編） 用語集

この計画において使用している用語等は、次によります。

あ行

ＥＭＩＳ（イーミス）	「Emergency Medical Information System」の略で、広域災害・救急医療情報システムのこと。災害発生時に各医療機関等が稼働状況、医師等の状況をEMISに入力し、医療・救護に関する各種情報を集約するためのシステムをいう。
液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象である。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水道管等）が浮き上がったりする。
エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる疾患である。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。
ＭＣＡ（エムシーエー）無線	「Multi Channel Access」の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定する。その判定結果は、建築物の見えやすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。

か行

外国人	計画中では単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れな者も意味する。
活断層	通常は地表に現れている断層と認められる地形のうち、最近の地質時代（第四紀以降：最近約170～200万年）に活動し、今後も活動しそうな（＝地震を発生させるような）ものをいう。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、20km以上は全員「帰宅困難」としている。
急性ストレス障害	強度のストレスを感じたあとに起こる精神障害のことをいう。心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）と同じような症状（無感情

	や不眠など）で、数時間、数日から４週間以内に自然治癒する一過性の障害をいう。それ以上継続する場合はＰＴＳＤである可能性がある。
緊急安全確保	警戒レベル５　緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。
緊急交通路	災害時において、県公安委員会が災害対策基本法等により、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間
緊急通行車両	緊急交通路では、一般車両の通行は禁止又は制限されるが、県及び公安委員会で確認を受けた災害応急対策に従事する車両をいう。
緊急輸送道路	「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について（平成８年５月 10 日付建設省道路局通知）」に基づき、各都道府県の緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が、地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点又は集積所、広域避難地を連絡し、かつ地震時にネットワークとして機能するように計画した道路のことをいう。
検案（けんあん）	医師が死亡原因を調べることをいう。
検視（けんし）	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や外表等の調査を行うことをいう。
広域避難場所	災害によって大規模な火災が発生したとき、輻射熱や煙などの火災の危険から一時的に身を守るために避難する場所をいう。
高齢者等避難	警戒レベル３　高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。 警戒レベル３高齢者等避難の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場

	所が開放されていなくても、町長は適切なタイミングで警戒レベル３高齢者等避難を発令する必要がある。
後方医療機関	災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、災害発生後においても傷病者の受入れを行う医療機関をいう。
コージェネレーションシステム	天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

さ行

災害拠点病院	後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・危篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。横須賀三浦地域では横須賀共済病院、横須賀市立市民病院及び湘南鎌倉総合病院が指定されている。
災害対策本部	町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のことをいう。町災害対策本部設置後は被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を実施する。
ＪＤＡＴ（ジェイダット）	「Japan Dental Alliance Team」の略で日本歯科医師会チームのこと。災害発生時の緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を通じて被災者の健康管理を支援する。
ＪＤＡ-ＤＡＴ（ジェイディーエーダット）	「Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team」の略で日本栄養士会災害支援チームのこと。大規模な自然災害が発生した場合に被災害地域内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を実施する。
指定緊急避難場所	住民等が災害から身の安全を守るために緊急的に避難する施設又は場所をいう。災害対策基本法第 49 条の４に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第 20 条の３に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。 なお、災害の規模や被害状況等により、町内会（自治会）館等を避難場所として開設することとする。
指定避難所	震災時に自宅が倒壊するなど、住居を失った人の一時的な避難生活の場であるとともに、避難生活の支援拠点となる施設をいう。災害対策基本法第 49 条の７に基づく本町における指定避難所は、各小学校区に１箇所以上確保するものとし、避難する

	ための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ小学校、中学校及び高等学校等を指定することとする。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことをいう。
障害物除去	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。
心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）	「Post Traumatic Stress Disorder」の略で、生死に関わる体験や重傷を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のことを指す。
震度	ある地点における地震の揺れの程度を表した数値をいう。日本では気象庁がその基準を定め、震度は、０、１、２、３、４、５弱、５強、６弱、６強、７の 10 段階に分かれている。※マグニチュードが地震の規模を表す数値であるのに対して、震度は地表での揺れの程度を表す数値である。そのためマグニチュードは一つの地震に対して一つしかないが、震度は場所が異なると違った数値となる。以前は人間が体感で震度を決定していたが、現在では計測震度計を使って決定されている。
水防活動	洪水又は高潮により、堤防等に漏水、浸食又は越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことをいう。
図上訓練	防災訓練のうち、現場での実動訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練をいう。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整力を高めることができる。

た行

大規模災害	災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危険性をはらんでいる災害をいう。
津波浸水予想図	津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域を示した図をいう。
ＤＰＡＴ（ディーパット）	「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略で災害派遣精神医療チームのこと。災害ストレス等に対応するため、専門性

	の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う医療チームのこと。
ＤＨＥＡＴ（ディーヒート）	「Disaster Health Emergency Assistance Team」の略で都道府県及び政令指定都市の職員によって組織される災害時健康危機管理支援チームのこと。被災した地方公共団体の災害対策本部保健医療部門等の指揮調整機能の応援を実施する。
ＤＭＡＴ（ディーマット）	災害急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのことをいい、「Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）」を略してＤＭＡＴと呼ばれている。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成されている。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されている。
避難行動要支援者	「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
避難指示	警戒レベル４ 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。
避難所	地震や風水害により住宅が被害を受け又は受けるおそれがあり、居住の場所を確保することが困難な住民に、その場所を一時的に提供する施設。
避難場所	地震や風水害などの異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所。災害時における避難先の総称。
避難路	震災時に、避難所等まで遠距離避難が必要となる地域などに住む人が、安全に避難するための道路をいう。

ＢＣＰ（ビーシーピー）	「Business Continuity Plan（事業継続計画）」の略であり、被災時に、企業の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。なお、自治体においては、業務継続計画という。
復興計画	災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために通知する情報のことをいう。

ま行

モーメントマグニチュード（Ｍｗ）	地震は地下の岩盤がずれて起こるものであり、この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード（Mw）と言う。一般に、マグニチュード（M）は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効である。

ら行

ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していう。
レジリエンス	比較的最近になり、防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われるようになった概念をいう。

や行

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいう。

葉 山 町 地 域 防 災 計 画

地震津波対策計画編

（令和６年度改訂）

発行 葉山町防災会議（令和７年３月発行）
編集 葉山町総務部防災安全課
〒240-0192　神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
電話（046）876-1111（代表）